

町会・自治会と市のパートナーシップ に関するアンケート調査報告書

平成24年12月

松戸市

● 目 次 ●

序 章	調査の概要	1
1	調査目的	1
2	調査対象	1
3	調査方法	1
4	調査期間	1
5	回収結果	1
6	調査項目	2
7	報告書を見る際の注意	3
第1章	委員本人の属性	4
第2章	市政協力委員制度に関する事項	6
1	基本事項	6
2	委員の任務に関する現状	8
3	今後の方向性に関する認識	11
第3章	町会・自治会に関する事項	12
1	基本事項・組織運営の現状	12
2	地域内での連携の現状	18
3	今後の方向性に関する認識	19
第4章	市との関係に関する事項	24
1	市とのコミュニケーションの現状	24
2	市からの依頼業務に対する認識	25
第5章	今後の方向性に関する事項	27
1	パートナーシップ構築に必要な取り組み	27
2	自由意見	29
第6章	結果の考察	30
【参考資料】		
1	アンケート調査票	35
2	自由記入欄一覧表	47
3	選択肢「その他」記載内容一覧表	101
4	アンケート調査の実施体制	107

序章 調査の概要

1 調査目的

町会・自治会と市との関係については、古くは行政からの上意下達による下請け的な関係も見られましたが、町会・自治会は、住民の自主・自律的な運営によって活動する組織と位置付けられ、市との対等なパートナーシップの下、互いに協力、連携して地域のまちづくりを推進していく関係が大変重要になっています。そのため、本市が目指す未来像「自分たちのまちは自分たちでつくる元気な街」を実現する上で求められる町会・自治会とのパートナーシップのあり方を検討するため、平成24年6月、町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会を設置いたしました。

この委員会では、町会・自治会の実態及び市とのパートナーシップ、特に創設後58年が経過した市政協力委員制度を検証し、現状と課題を整理するものです。この検討作業に資するため、市政協力委員全員を対象に町会・自治会活動や市政協力委員制度について、その実態や当事者としての意見などを把握する目的で本アンケート調査を実施したものです。

2 調査対象

松戸市市政協力委員 405名（平成24年10月8日現在）

3 調査方法

調査票による無記名・返送方式

（A4版12ページの調査票を市政協力委員宛文書の定期便にて送付し、記入後、同封した返信用封筒にて返送する）

4 調査期間

(1) 発送日 平成24年10月 9日（火曜日）

(2) 回答期限 平成24年10月26日（金曜日）

※11月 8日（木曜日）到着分までを集計処理しました。

5 回収結果

(1) 有効回答数 348通

(2) 回収率 85.9%

6 調査項目

(1) 委員本人の属性

年齢、就労状況、委員在任年数

(2) 市政協力委員制度に関する事項

①基本事項

地区、町会・自治会内の役職、委員交替制と交替年数

②委員の任務に関する現状

回覧部数と処理状況、掲示部数と処理状況、市政懇談会の評価と意見
事務取扱手数料の用途

③今後の方向性に関する認識

会長が市政協力委員を兼務する必要性、
委員業務と町会・自治会活動の区別

(3) 町会・自治会に関する事項

①基本事項・組織運営の現状

世帯数、住居形態、結成時期、規約・会則の有無、総会の開催、総会関係資料の作成（事業報告、決算報告、監査、事業計画、予算、議事録）、役員会の開催状況、専用の集会施設の確保、広報・周知活動の現状、未加入対策、会長手当の有無

②地域内での連携の現状

連合組織（連合町会など）への加入の有無、
地区社会福祉協議会への加入の有無

③今後の方向性に関する認識

町会・自治会活動の積極性、他の町会・自治会との協力・連携の必要性、
全市的な連合組織の必要性、活動の手引きの有用性

(4) 市との関係に関する事項

①市とのコミュニケーションの現状

地域担当課（本庁・支所）とのコミュニケーション
事業担当課とのコミュニケーション

②市からの依頼業務に対する認識

公共サービスの実施、地域要望・同意の調整、市政情報の周知、募金の
集金、委員推薦に対する必要性

(5) 今後の方向性に関する事項

①パートナーシップ構築に必要な取り組み

②自由意見（町会・自治会活動の活性化、市政協力委員制度、地域に関わる市の施策について）

7 報告書を見る際の注意

本アンケート調査は、市政協力委員405名（10月8日現在）を母集団とし、得られた回答は348名です。

本報告書に整理した回答結果のデータは、選択肢を用意した設問においては、回答総数348名を分母として、回答された選択肢の割合をパーセント（%）で表記しました。また、回答者を限定した設問では、該当する回答者数をN＝〇〇名と表記し、それを分母とした回答割合をパーセント（%）で示しました。

数値を記入する回答結果については、平均値あるいは階級毎に集計した度数分布で表記しました。自由記入とした設問については、代表的な回答内容や分類した結果を示すとともに、回答内容を一覧表に整理して巻末に添付しました。

各々の設問同士の関係性を調べるクロス分析では、表側項目を説明変数として、それを分母とした割合を比較することによって項目間関係が見られるよう表あるいはグラフ形式で表わしました。

【参考】

1. 標本誤差（信頼度95%）

調査の結果は、母集団である市政協力委員全員の回答ではなく、その一部の348名を標本とした回答です。また、限定した設問やクロス表では更に回答数が少なくなります。このことから、調査結果を市政協力委員全員に当てはめるには誤差が生じる可能性があります。これを標本誤差と言います。母集団との間に想定される誤差は回答数・回答割合ごとに次の表のとおりとなります。

【信頼度95%の標本誤差】

比率 回答数	10% or 90%	20% or 80%	30% or 70%	40% or 60%	50%
348	± 1.2	± 1.6	± 1.8	± 2.0	± 2.0
300	± 1.8	± 2.4	± 2.7	± 2.9	± 2.9
200	± 3.0	± 4.0	± 4.6	± 4.9	± 5.0
100	± 5.2	± 7.0	± 8.0	± 8.5	± 8.7

この表の見方は、ある設問の選択肢の回答比率が40%であった場合、その回答数が348名であれば、この表から標本誤差は±2.0%となります。つまり母集団である市政協力委員全員の中での比率は、95%の確率で38.0～42.0%の間にあると推定されることとなります。

2. 用語の説明「町会・自治会」及び「会長」について

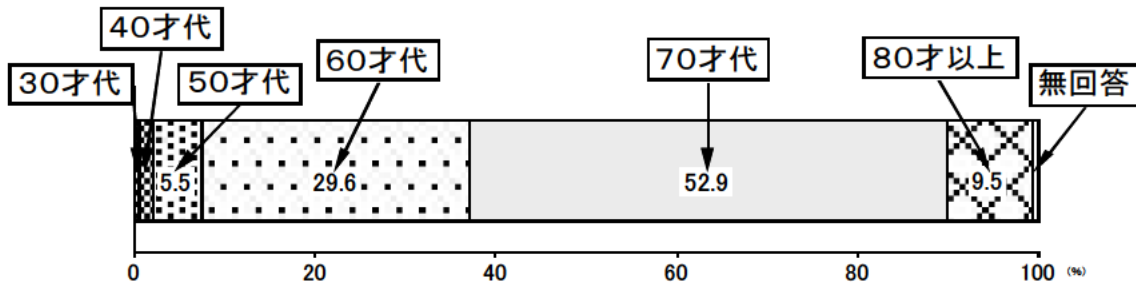
この調査では、町会・自治会・管理組合・連合町会など一定の区域内の住民による住民自治組織を総称して「町会・自治会」と表現しています。また、この組織を代表する会長・理事長などを総称して「会長」と表現しています。

第1章 委員本人の属性

(1) 年齢 問1

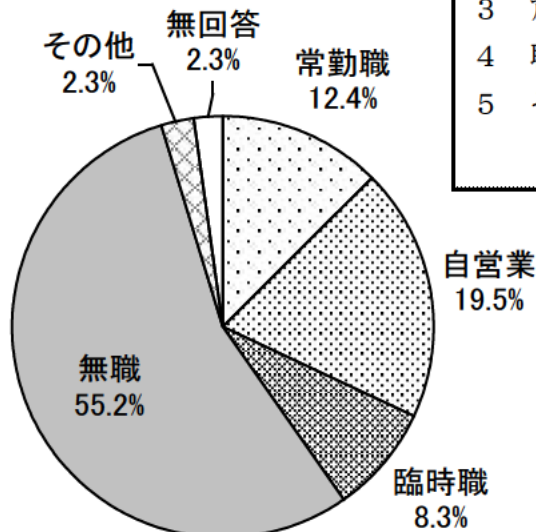
設問は、10才間隔で委員の年齢を聞いたものです。その結果、70才代の委員が過半数を超えており、50才代以下の委員は1割に満たないことがわかりました。

1	30才未満	0.0%	2	30才代	0.6%	3	40才代	1.4%
4	50才代	5.5%	5	60才代	29.6%	6	70才代	52.9%
7	80才以上	9.5%					無回答	0.6%



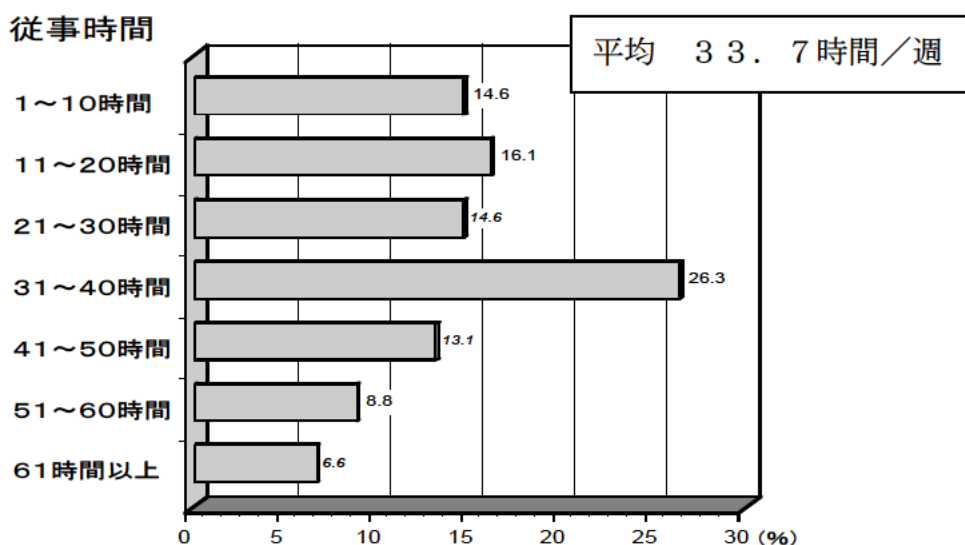
(2) 就労状況 問2

設問は、現在、職業に従事しているかを聞いたものです。その結果、4割の委員が、常勤職、自営業、臨時職など何らかの形で職業に従事していることがわかりました。



1	会社員などの常勤職	12.4%
2	自営業（農業を含む）	19.5%
3	アルバイトやパートなどの臨時職	8.3%
4	職業には就いていない	55.2%
5	その他	2.3%
	無回答	2.3%

次に、就労している委員に、1週間当たりの仕事に従事している時間を聞いた結果、回答者137名の平均値では、週当たり33.7時間となりました。回答結果の度数分布をグラフに示します。

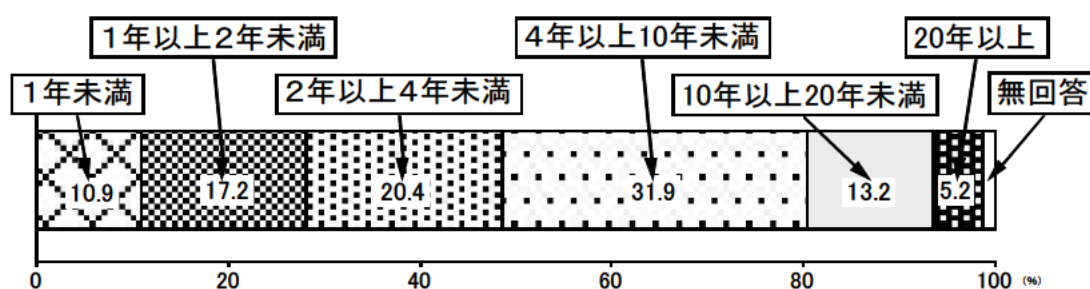


以上の結果から、委員の就労状況の違いによる特性を見るため、3つのグループに分けて以後の分析に用いました。グループA：就労なし192名、グループB：軽い就労（30時間以下）62名、グループC：重い就労（31時間以上）75名

(3) 委員在任年数 問5

この設問では、市政協力委員を何年（通算）務めているかを聞いたものです。「4年以上10年未満」が3割、次いで「2年以上4年未満」が2割という結果となりました。

1	1年未満	10.9%	2	1年以上2年未満	17.2%		
3	2年以上4年未満	20.4%	4	4年以上10年未満	31.9%		
5	10年以上20年未満	13.2%	6	20年以上	5.2%	無回答	1.1%



第2章 市政協力委員制度に関する事項

1 基本事項

(1) 地区 問6

設問は委員の属する地区会を聞いたものです。地区別の回答数、回答割合、地区別の回収率を示します。

地区名	市政協力委員数	回答数&割合		回収率%
1 本庁地区	42名	30名	8.6%	71.4%
2 明第1地区	49名	42名	12.1%	85.7%
3 明第2地区	30名	26名	7.5%	86.7%
4 矢切地区	22名	17名	4.9%	77.3%
5 東部地区	17名	12名	3.4%	70.6%
6 馬橋地区	24名	25名	7.2%	104.2%
7 常盤平地区	34名	30名	8.6%	88.2%
8 五香六実地区	51名	47名	13.5%	92.2%
9 常盤平団地地区	15名	14名	4.0%	93.3%
10 小金地区	36名	32名	9.2%	88.9%
11 小金原地区	35名	30名	8.6%	85.7%
12 新松戸地区	50名	40名	11.5%	80.0%
無回答		3名	0.9%	
合計	405名	348名	100%	85.9%

※馬橋地区の回答数が市政協力委員数を上回りましたが、回収した調査票を再点検した結果においても問題がなく修正不能ですので、現状のままとしました。

(2) 町会・自治会内での役職 問3

市政協力委員が、推薦母体である町会・自治会においてどのような役職に就いているのかを聞いたところ、会長が市政協力委員になっているケースが7割となりました。この結果は市が把握しているデータとの差は見られません。

また、市政協力委員という名称の役職が1割、その他の役職が2割で、記載内容からは副会長が約半数を占めている結果となりました。

1	会長（町会長、自治会長、連合会長、理事長など代表者）	69.3%
2	市政協力委員という名称の役職（規約・会則に定めがある）	9.5%
3	その他の役職	19.0%
4	役職には就いていない	1.7%
	無回答	0.6%

クロス分析（×問9(2)住居形態）

会長以外の市政協力委員は、制度上、世帯数の多い町会・自治会からの推薦によるものですが、住居形態とのクロス分析表からは、集合住宅のみで町会・自治会となっているところでも会長以外が市政協力委員に推薦される傾向にあることがわかりました。

クロス分析表「問3町会・自治会内での役職 × 問9(2)住居形態」

		合計	問3町会・自治会内での役職				
			会長	市政協力委員	その他の役職	役職なし	無回答
全体		回答数→ 割合%→ 348名 100%	241 69.3	33 9.5	66 19.0	6 1.7	2 0.6
問9 (2) 住居 形態	戸建住宅が多い区域	149名 100%	119 79.9	7 4.7	22 14.8	0 0.0	1 0.7
	戸建と集合住宅の混在区域	123名 100%	93 75.6	7 5.7	22 17.9	0 0.0	1 0.8
	集合住宅が多い区域	7名 100%	6 85.7	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	集合住宅のみの区域	67名 100%	22 32.8	18 26.9	21 31.3	6 9.0	0 0.0

(3) 委員交替制 問4

この設問では、まず、市政協力委員が定期的に交替する形になっているかを聞いたところ、定期的に交替している町会・自治会が2割あることがわかりました。どのような町会・自治会が交替制を取るのかについては、集合住宅のみの町会・自治会で交替制の割合が3割と若干増える傾向が見られました。

なお、付問では交替年数を聞いた結果、2年交替がもっとも多くなっています。

※この設問の意図は、短期間に委員が交替する実態を把握するためであることから、交替年数が4年以下の回答のみを有効として集計しました。

1	定期的に交替している	19.5%	→	交替年数	1年	18団体
2	定期的には交替していない	77.9%			2年	35団体
3	その他	1.1%			3年	3団体
	無回答	1.4%			4年	9団体
					合計	65団体

2 委員の任務に関する現状

(1) 回覧用文書の処理状況 問8(1)

この設問は、委員が取り扱う回覧数とその処理方法を聞いたものです。自分で全ての回覧先に届ける人は4割弱であり、残りの多くは、何らかの形で町会・自治会の協力を得る体制になっているものと考えられます。また、回覧数が少ないほど、自分で回覧先に届ける人が増える傾向にあります。

【処理方法】

1	自分で全ての回覧先（班長など）に届ける。	37.6%
2	自分は役員（ブロック長など）に届けて、その人が配布する。	40.5%
3	自分では届けない。（会議で配布、あるいは取りに来る。）	10.3%
4	その他	9.8%
	無回答	1.7%

【回覧数】

1	1～10通	17.8%	2	11～30通	27.9%	3	31～50通	17.5%
4	51～70通	13.8%	5	71～90通	5.2%	6	91通以上	10.3%
7	なし	1.1%		無回答	6.3%			

(2) 掲示用文書の処理状況 問8(2)

前問と同様に、委員が取り扱う掲示数と処理方法を聞いたものです。自分で全て掲示する人は5割強となっています。

掲示数との関係では、回覧用文書と同様、掲示数が少ないほど自分で掲示する人が増える傾向にあります。

【処理方法】

1	自分で全ての掲示数を掲示する。	53.2%
2	自分は役員（ブロック長など）に届けて、その人が掲示する。	31.0%
3	自分では届けない。（会議で配布、あるいは取りに来る。）	5.7%
4	その他	8.3%
	無回答	1.7%

【掲示数】

1	1～3枚	27.9%	2	4～6枚	25.6%	3	7～9枚	15.5%
4	10～12枚	11.2%	5	13～15枚	5.7%	6	16枚以上	8.9%
7	なし	1.1%		無回答	4.0%			

(3) 市政懇談会の評価と意見 問7 (1) (2)

市政協力委員連合会の地区会ごとに年1回開催されている市政懇談会について、参加した感想を市政懇談会の必要性の視点で聞いた設問です。その結果、「市政懇談会を開催することは必要だと思う」が過半数を超え、「ある程度は必要だと思う」を加えると「必要だと思う」との回答が8割を占めています。

しかしながら、必要性に疑問を抱く回答が1割を超え、自由記入欄の市政懇談会に対する意見・改善の提案には、開催方法の改善に関するものが多数見受けられることから開催方法などの見直しが求められています。

1	市政懇談会を開催することは必要だと思う	58.6%	
2	ある程度は必要だと思う	21.6%	
3	必要だとはあまり思えない	10.1%	
4	必要だとはまったく思えない	1.1%	
5	わからない	0.6%	
6	参加したことがない	6.0%	無回答 2.0%

付問 市政懇談会に対する意見・改善の提案

まず、前問で市政懇談会の開催について、「3 必要だとはあまり思えない」「4 必要だとはまったく思えない」と回答した人の記載内容について、一部例示します。

- ・年に1度の開催で市民のガス抜き。進捗状況の説明を中途で行うのが良い。
- ・形式的な答弁が多い。支所機能を充実させ、日頃のコンタクトが大切。
- ・時間が短く、質問も出来ないし回答も難しいと思う。
- ・質問と回答が談合的。各自治会ごとに懇談会を希望。
- ・テーマに対する回答がダメばかりで、どうすればテーマに添えるかがほしい。
- ・事前に質問を聞き、当日答えるだけなら必要ではない。
- ・セレモニー化している。改善のための協議の場であってほしい。
- ・地区会でテーマを求めてもほとんど出てきません。

以上のほか、市政懇談会の開催について必要だと思う人についても、現在の開催方法に関する批判が多く見受けられました。また、市の対応や経過報告に対する意見も見られました。

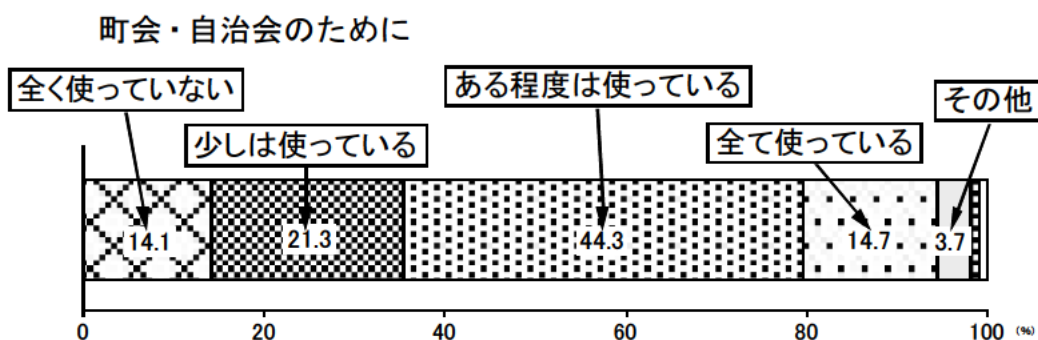
改善に向けた提案では、定められたことでなくフリートーキングが良い、市政懇談会を評価する意見としては、意見交換の場として必要である、市民の意見を直接市長が見聞きすることは良い、などの記載がありました。

なお、記載内容については、参考資料(p47～)に一覧表を掲載いたしました。

(4) 事務取扱手数料の使途 問18

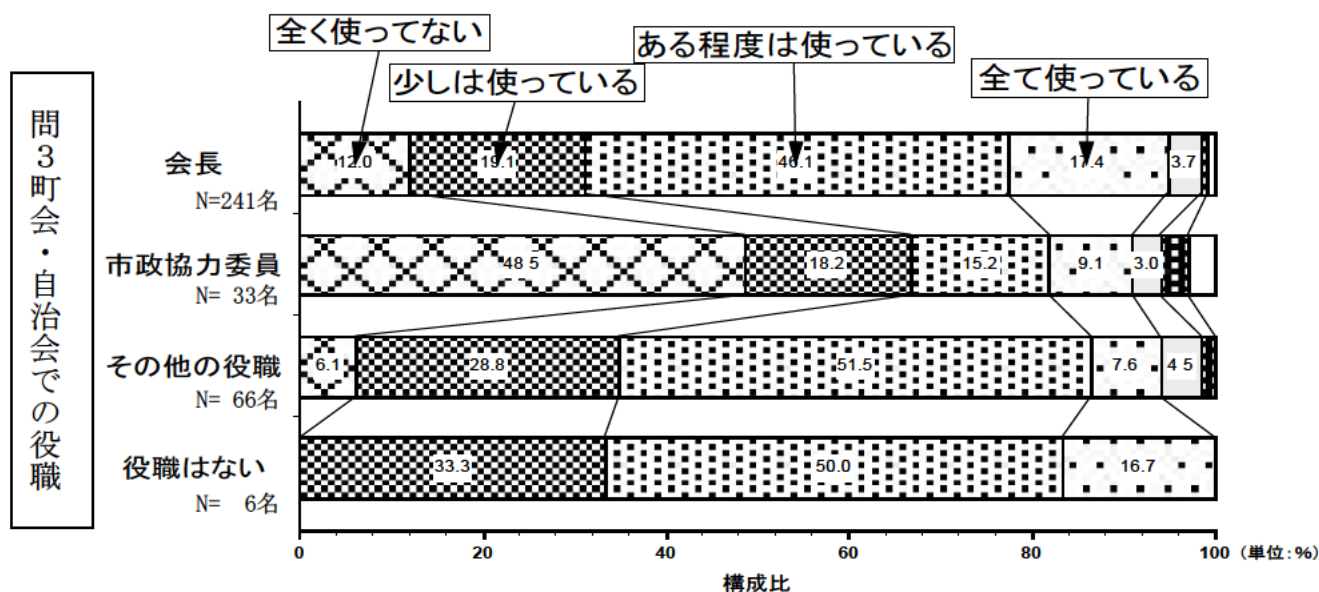
この設問は、市より委員個人に支払われる事務取扱手数料について、その使い道を聞いたものです。その結果、程度の差は見られるものの、個人所得である事務取扱手数料が町会・自治会活動のために使われている実態が明らかになりました。

1	個人所得なので、町会・自治会のためには全く使っていない	14.1%
2	個人所得だが、少しは町会・自治会活動のために使っている	21.3%
3	個人所得だが、ある程度は町会・自治会活動のために使っている	44.3%
4	個人所得だが、全て町会・自治会活動のために使っている	14.7%
5	その他	3.7%
6	事務取扱手数料はもらっていない	1.1%
	無回答	0.9%



クロス分析 (×問3 町会・自治会での役職)

町会・自治会内での役職による違いを見ると、会長が手数料を町会・自治会活動に使う割合が最も高く、次いで副会長などの役職にある人、市政協力委員という役職が明確に位置づけられている人では少なくなる傾向がわかりました。

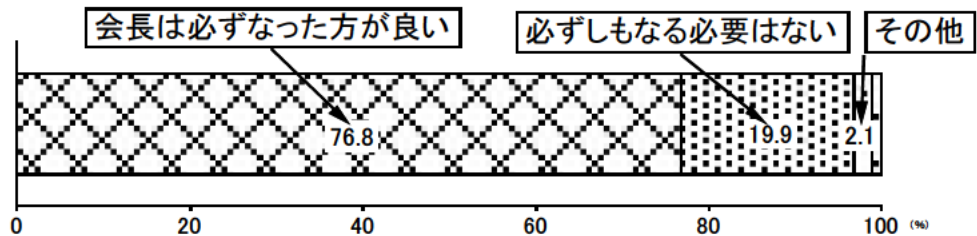


3 今後の方向性に関する認識

(1) 会長が市政協力委員を兼務する必要性 問3付問

この設問は、現に市政協力委員と町会・自治会の会長を兼務している人に対して、会長が市政協力委員を兼務する必要性を聞いたものです。結果は、「会長は必ず市政協力委員になった方が良いと思う」を支持する回答が8割弱を占め、「必ずしもなる必要はないと思う」を大きく上回りました。

1	会長は必ず市政協力委員になった方が良いと思う。	76.8%
2	会長が必ずしも市政協力委員になる必要はないと思う。	19.9%
3	その他	2.1%
	無回答	1.2%
		N=241名

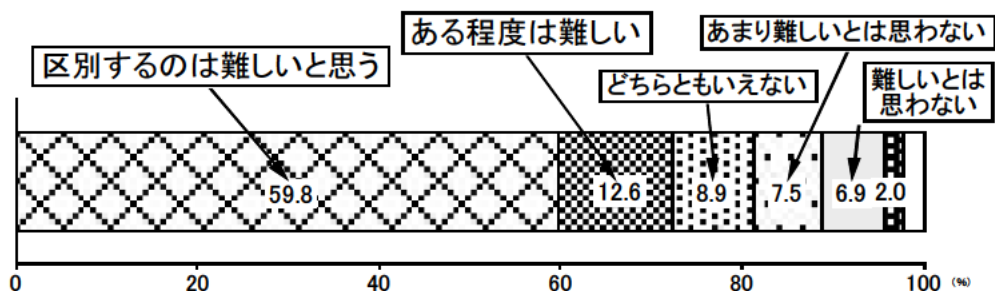


(2) 委員業務と町会・自治会活動の区別 問17

この設問では、市政協力委員制度の趣旨から市政協力委員の活動は、町会・自治会の会長や役員としての活動と区別して個人の立場で行う必要があることを説明した上で、現実の問題として市政協力委員の活動を町会・自治会の活動から区別することが可能か、その困難性を聞いたものです。

その結果は「区別するのは難しいと思う」との回答が6割となっています。

1	区別するのは難しいと思う	59.8%	2	ある程度は難しいと思う	12.6%
3	どちらともいえない	8.9%	4	あまり難しいとは思わない	7.5%
5	区別が難しいとは思わない	6.9%	6	わからない	2.0%
			無回答	2.3%	



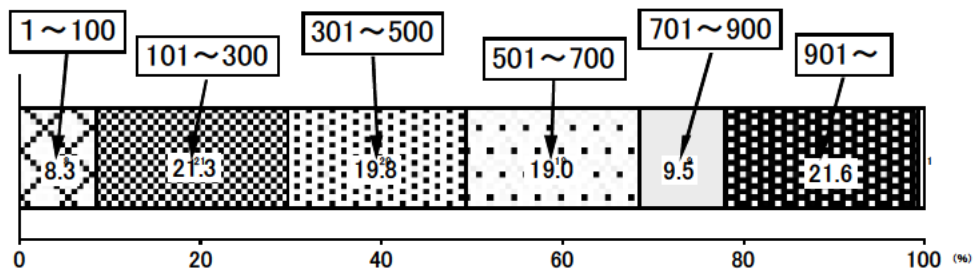
第3章 町会・自治会に関する事項

1 基本事項・組織運営の現状

(1) 世帯数 問9(1)

市政協力委員の推薦母体となっている町会・自治会について、世帯数を聞いた結果を示します。

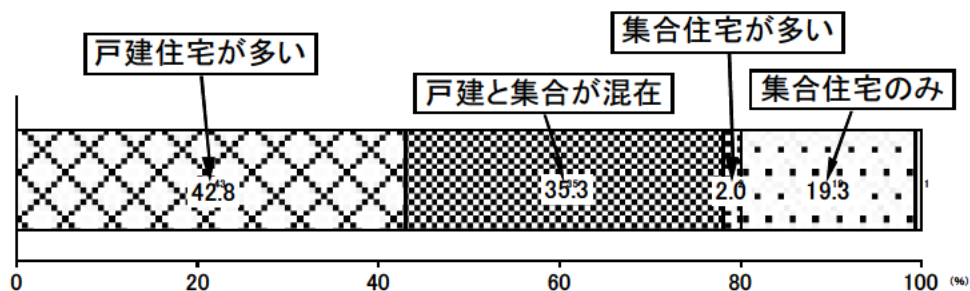
1	1～100世帯	8.3%	2	101～300世帯	21.3%		
3	301～500世帯	19.8%	4	501～700世帯	19.0%		
5	701～900世帯	9.5%	6	901世帯以上	21.6%	無回答	0.6%



(2) 住居形態 問9(2)

町会・自治会の区域の住居形態を聞いた結果を示します。集合住宅のみの町会・自治会が2割、混在を含めると5割を超えていることから、集合住宅における活動のあり方について、より着目していく必要があるものと考えます。

1	戸建住宅が多い区域	42.8%
2	戸建と集合住宅が混在した区域	35.3%
3	集合住宅が多い区域	2.0%
4	集合住宅のみで町会・自治会（管理組合）になっている	19.3%
	※多いとは、世帯数の概ね8割以上を指す	無回答 0.6%

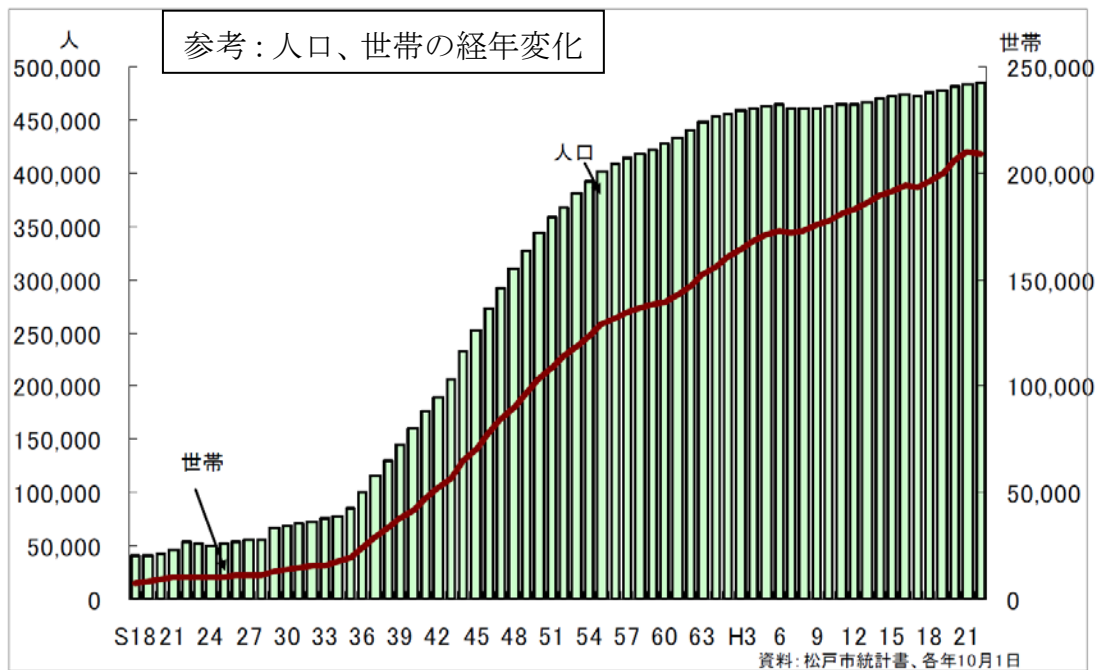


(3) 結成時期 問9(3)

町会・自治会の結成時期について回答結果を示します。

結成された時期の分布は、本市の人口が急増する前の昭和30年以前が1/4、人口急増初期の昭和30年代が1/4、最盛期の昭和40年代が1/4、伸びが鈍化した昭和51年以降が1/4となっています。特に、平成以降の結成は1割に満たないことがわかりました。また、昭和51年以降に結成されたところは、集合住宅が多いことも住居形態とのクロス分析からわかりました。

1 昭和30年以前	23.0%	2 昭和31~40年	26.7%
3 昭和41~50年	24.7%	4 昭和51~64年	14.1%
5 平成元~10年	4.6%	6 平成11~20年	3.2%
7 平成21年以降	0.9%	無回答	2.9%



(4) 規約・会則の有無 問9(4)

町会・自治会が規約や会則を整備しているかを聞いた設問です。

大部分の町会・自治会で規約・会則を持っている実態が確認できますが、わずかながらでも整備されていないところがあることや意見の中で規定が古く有名無実化しているとの指摘にも留意が必要と考えます。

1 ある	95.7%	2 ない	3.2%	3 その他	0.3%	無回答	0.9%
------	-------	------	------	-------	------	-----	------

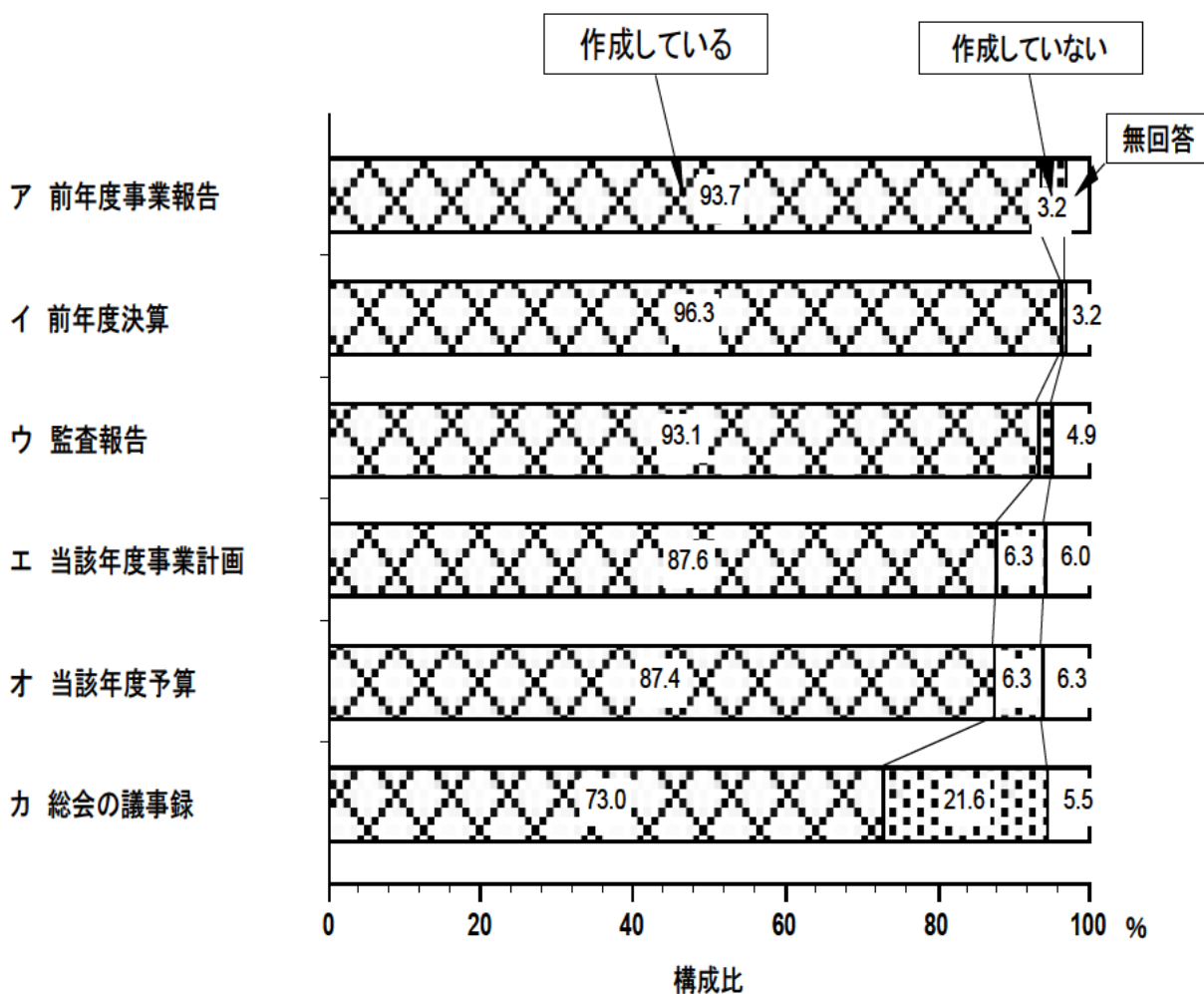
(5) 総会の開催 問9 (5)

総会の開催状況について、年1回以上開催しているかを聞いた設問です。大部分の町会・自治会で開催されていることが確認できますが、開催していないところもわずかながらあることがわかりました。

1 開催している	97.1%	2 開催していない	1.7%
3 その他	0.6%	無回答	0.6%

(6) 総会関係資料の作成 問9 (6)

総会の開催に関連して作成されると想定される6項目について、作成状況を聞いた結果を示します。概ね各資料の作成割合は高いものの、前年度決算に比して当該年度の事業計画や予算の作成が若干低くなり、さらに議事録の作成が低くなることがわかりました。



(7) 役員会の開催状況 問9 (7)

この設問では、会長が入った役員会の上位2つについて、役員会の名称、構成員の人数、年間の開催回数の記入を求めて開催状況を把握したものです。

1. 記入が1つの回答

187名 53.7%

	平均値	構成員の人数	年間の開催回数
役員会 I		22.0人	10.3回

2. 記入が2つの回答

133名 38.2%

	平均値	構成員の人数	年間の開催回数
役員会 I		16.5人	9.0回
役員会 II		25.1人	6.6回

無回答 28名 8.0%

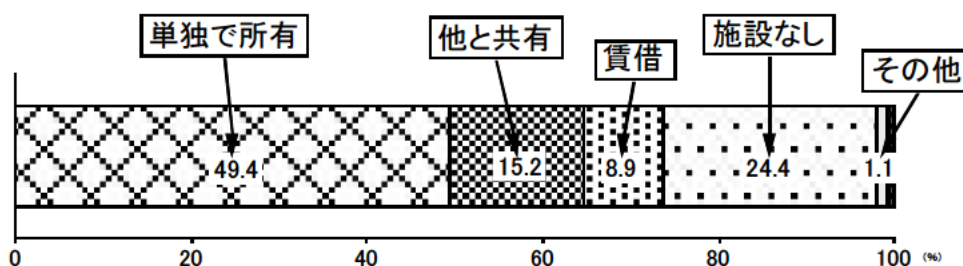
【役員会の名称】

一般的な役員会と想定される名称が最も多く、次いで運営委員会、理事会、班長会、三役会などとなっています。記載欄の役員会 I と II の違いでは、I は限られた人数の役員会で、II は班長や組長までの人数が多い役員会が記入されたものと想定されます。

(8) 専用の集会施設の確保 問9 (8)

設問は、町会・自治会が専用に使えらる集会施設を確保しているか、その所有形態を含めて聞いたものです。その結果、「単独で所有している」が5割あり、「他と共有している」15%、「賃借している」9%と合わせて、4分の3の町会・自治会が専用に使えらる集会施設を確保していることがわかりました。

1 単独で所有している	49.4%	2 他と共有している	15.2%
3 賃借している	8.9%	4 専用の集会施設はない	24.4%
5 その他	1.1%	無回答	0.9%



(9) 広報・周知活動の現状 問9(9)

この設問では、地域住民に向けた広報や周知活動に関する3つの項目について実施状況を聞いたものです。その結果、総会資料の周知はほとんどの町会・自治会で行われていること、会報や広報の発行が5割、ホームページの開設は1割弱であることがわかりました。

ア 総会資料の周知（住民への配布・回覧・広報など）

1 周知している	96.3%	2 周知していない	2.6%	無回答
----------	-------	-----------	------	-----

イ 会報・広報紙の発行

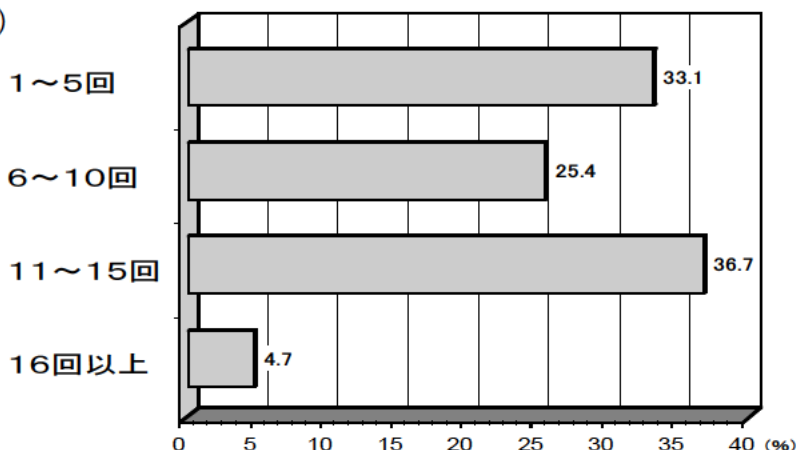
1 発行している	50.3%	2 発行していない	42.2%	無回答
----------	-------	-----------	-------	-----

ウ ホームページの開設

1 開設している	8.6%	2 開設していない	80.5%	無回答
----------	------	-----------	-------	-----

付問 会報・広報紙の発行回数（年間）

平均 9.1回
(回答者数169名)



(10) 未加入対策 問9(10)

設問は、町会・自治会の未加入者に対する加入促進について、実際に工夫していることやアイデアを自由記入欄で聞いたものです。

内容からは、町会・自治会の必要性、活動内容を訪問して説明すること、その際に加入のお願いの文書、チラシを工夫していること、アパートやマンションの対策が必要なこと、市からの働きかけを期待する意見も見受けられました。

なお、記載内容については、参考資料(p56～)に一覧表を掲載いたしました。

(11) 会長手当の有無 問19

設問の前文で、「町会・自治会の活動はボランティア精神に基づくものですが、現実には金銭面も含めて会長や役員への負担は大きく、手当・活動費・交通費・交際費・謝礼などの名目で負担に報いる金額を支出している町会・自治会もあります。」とアナウンスした上で、会長に対して手当にあたる何らかの金員を支出しているか、その支出名目と金額を聞いた設問です。

結果は「支出している」が3割強あり、平均の金額は3万7千円であることがわかりました。

1 支出している	33.9%	2 支出していない	63.2%	無回答	2.9%
----------	-------	-----------	-------	-----	------

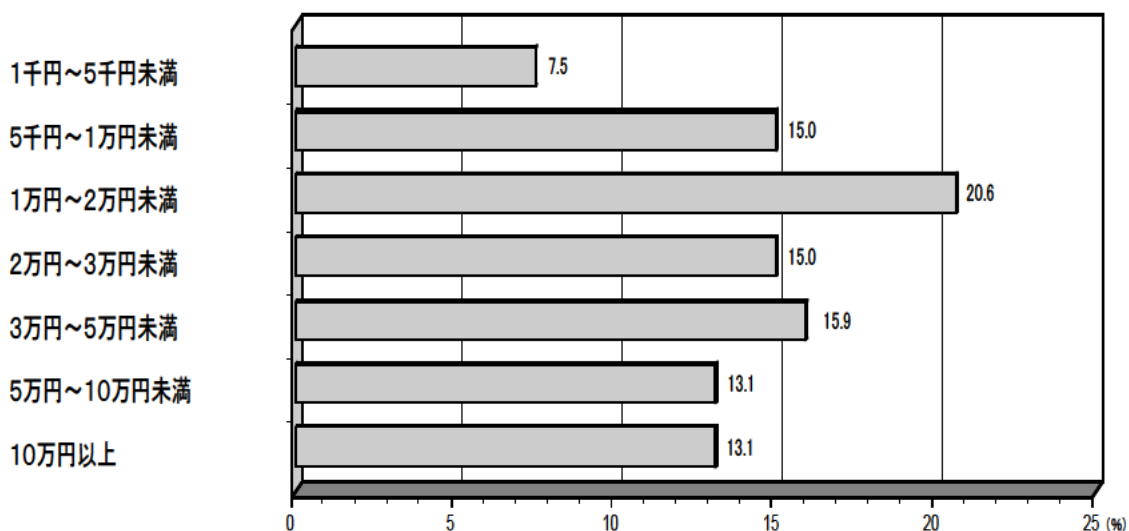
付問 会長手当の支出名目と年間の金額

回答された支出名目及び金額は、参考資料(p74～)に一覧表を掲載いたしました。ここでは、まず、記載された支出名目から代表的なものを例示します。

- ・会長手当・報酬 36件
 - ・通信費など連絡事務費 28件
 - ・行動・活動費 17件
 - ・交通費 13件
 - ・交際費（祝儀、寄付、香典） 8件
- 以上が主な支出名目となっています。

次に、会長手当の金額をグラフに示します。

平均額	年間	3万7271円	(回答者数107名)
-----	----	---------	------------



2 地域内での協力・連携の現状

(1) 連合組織（連合町会など）への加入の有無 問11(1)

この設問は、町会・自治会のみで構成する地域の連合組織（連合町会など）に加入しているかを聞いたものです。全体の4分の3が加入している結果となりましたが、地区別に見ると実態との齟齬が見られ、連合組織の認識にバラツキがあるものと考えられます。

1 入っている	75.6%	2 組織はあるが入っていない	6.0%
3 組織がない	16.1%	無回答	2.3%

地区	選択肢→ 入っている	組織はあるが 入っていない	組織がない
1 本庁地区	56.7%	6.7%	33.3%
2 明第1地区	69.0%	2.4%	28.6%
3 明第2地区	80.8%	7.7%	11.5%
4 矢切地区	94.1%	0.0%	5.9%
5 東部地区	83.3%	8.3%	0.0%
6 馬橋地区	88.0%	4.0%	4.0%
7 常盤平地区	63.3%	0.0%	30.0%
8 五香六実地区	63.8%	25.5%	8.5%
9 常盤平団地地区	0.0%	0.0%	100.0%
10 小金地区	90.6%	3.1%	3.1%
11 小金原地区	96.7%	0.0%	3.3%
12 新松戸地区	97.5%	2.5%	0.0%
全体	75.6%	6.0%	16.1%

(2) 地区社会福祉協議会への加入の有無 問11(2)

地区社会福祉協議会は市内全域に15地区で設立されており、ほとんどの町会・自治会が加入していますが、「入っていない」との回答が6団体ありました。

1 入っている	96.3%	2 入っていない	1.7%	無回答	2.0%
---------	-------	----------	------	-----	------

3 今後の方向性に関する認識

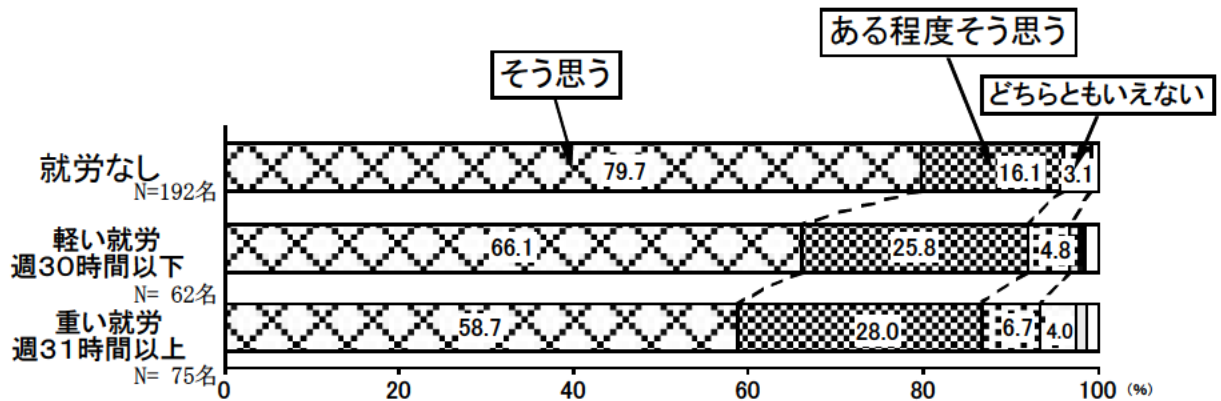
(1) 町会・自治会活動の積極性 問10

設問は、町会・自治会が積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いと思うかを聞いたものです。結果は、「そう思う」が7割、「ある程度そう思う」を加えると9割の人が積極的に取り組んだ方が良いと思っていることがわかりました。

1	そう思う	71.3%	2	ある程度そう思う	21.3%		
3	どちらともいえない	4.9%	4	あまりそうは思わない	1.1%		
5	全く思わない	0.3%	6	わからない	0.3%	無回答	0.9%

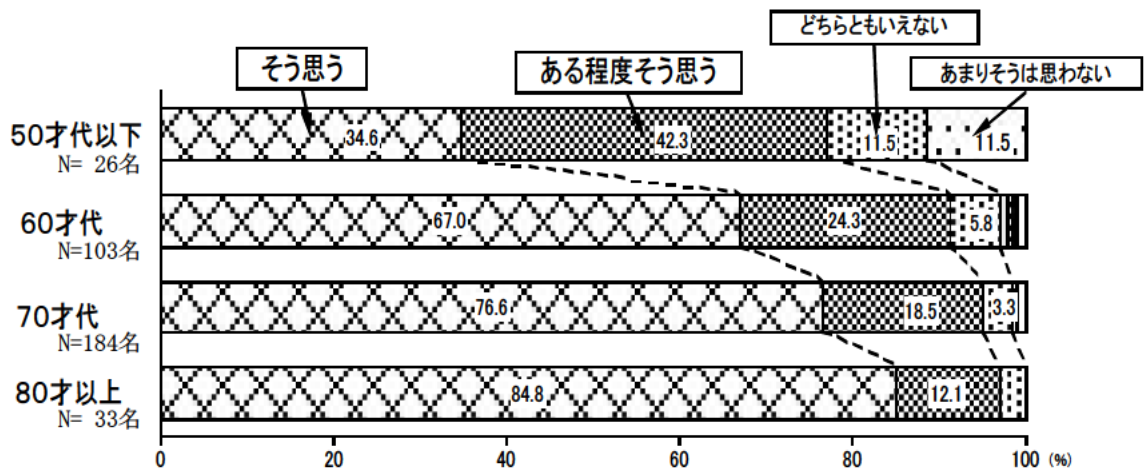
クロス分析（×問2 就労状況）

就労状況との関係では、働いていない人の方が積極性は高い傾向にあります。



クロス分析（×問1 年齢）

年齢が高くなるほど、積極性が高くなる傾向が見られます。



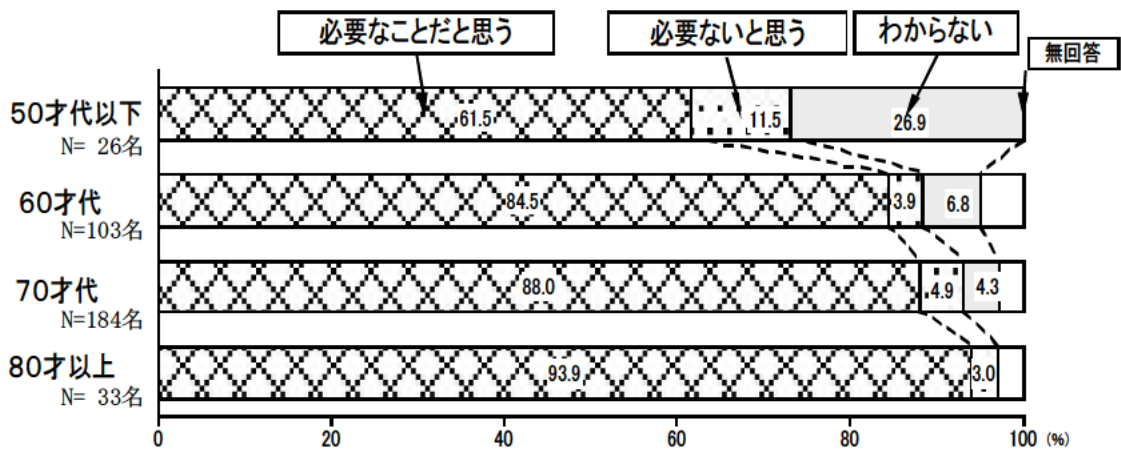
(2) 他の町会・自治会との協力・連携の必要性 問11(3)

設問は、町会・自治会が単独では出来ないことを近隣や地域の町会・自治会が協力・連携して活動することについて必要性を問うものです。この結果、必要性への支持は、85.6%でありました。

1 必要なことだと思う	85.6%	2 必要ないと思う	4.9%
3 わからない	6.4%	無回答	2.3%

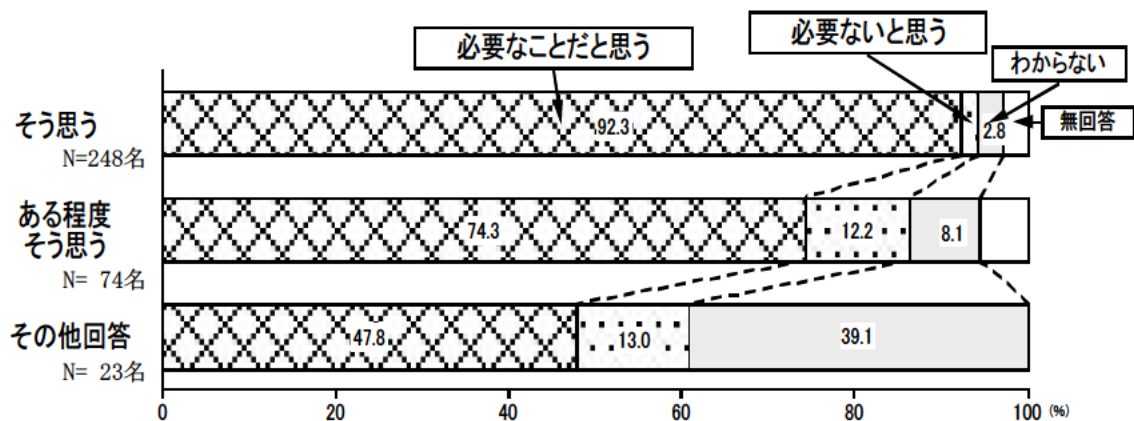
クロス分析 (×問1年齢)

年齢が低くなるほど、特に50才代以下で支持が下がる傾向が見られます。



クロス分析 (×問10活動の積極性)

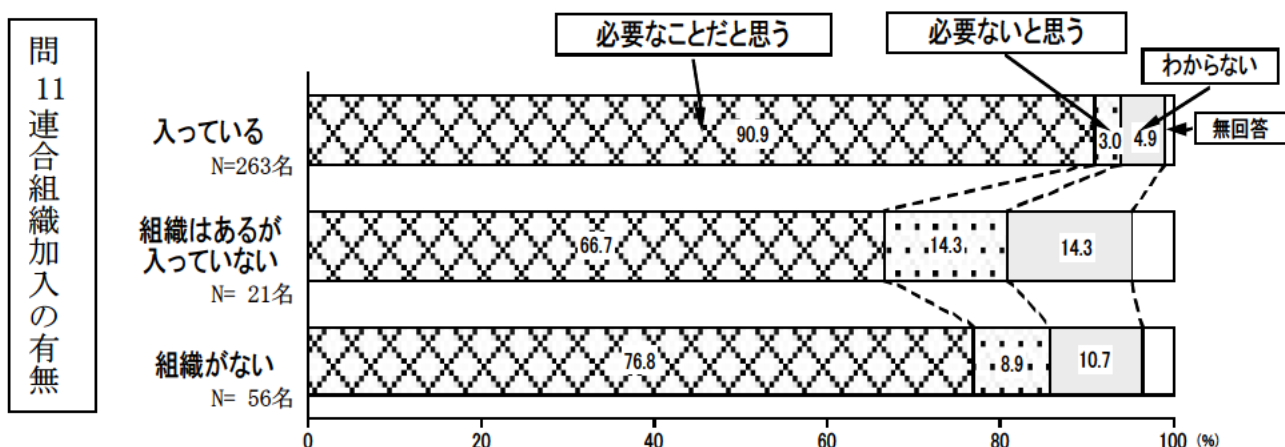
問10町会・自治会活動の積極性の意識との関係では「そう思う」と回答した積極性が高い人ほど、協力・連携が必要と感じていることが確認されました。



クロス分析（×問11（1）連合組織加入の有無）

現在、地域の連合組織（連合町会など）に入っている人が、協力・連携して活動することをどのように回答しているのかを分析します。

結果は、実際に入っている人ほど「必要なことだと思う」の回答が多く、実態が評価されているものと考えられます。ただし、今後の課題としては、より良く地域での協力・連携が図れるよう組織体制の面的な整備も含めて検討していく必要があるものと考えられます。



付問 必要な活動や取り組み

設問は、「必要なことだと思う」と回答した人に対して、どのような活動や取り組みが必要かを聞いたものです。

記入された活動・取り組みの分類結果から代表的なものを例示します。

- ・防災関係（防災訓練）：195件
- ・防犯関係（防犯パトロール170件、歳末警戒パトロール8件、通学路の安全確保1件、登下校の見守り1件）：180件
- ・お祭り：132件
- ・運動会：112件
- ・交流会：95件
- ・盆踊り、納涼大会：23件
- ・地域福祉事業（福祉フェア5件、高齢者見守り巡回4件、高齢者健康増進3件、ふれあい会食2件、安心電話1件、その他）：17件
- ・イベント関係（餅つき大会、ハロウィン、初午など）：12件
- ・研修会：12件
- ・敬老（祝う）会：8件
- ・環境美化（清掃活動、クリーンデー）：7件
- ・文化祭：6件

なお、回答一覧表は参考資料(p64～)に掲載いたしました。

(3) 全市的な連合組織の必要性 問 1 2

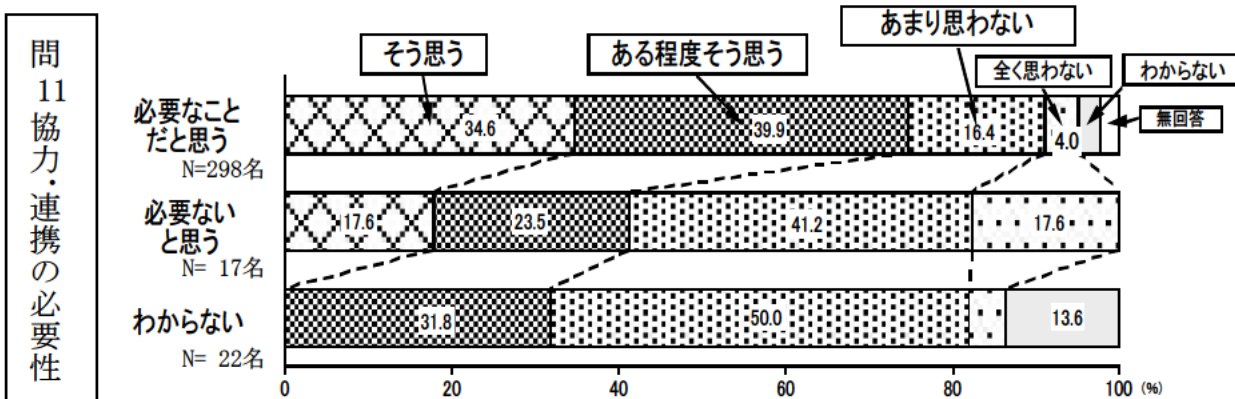
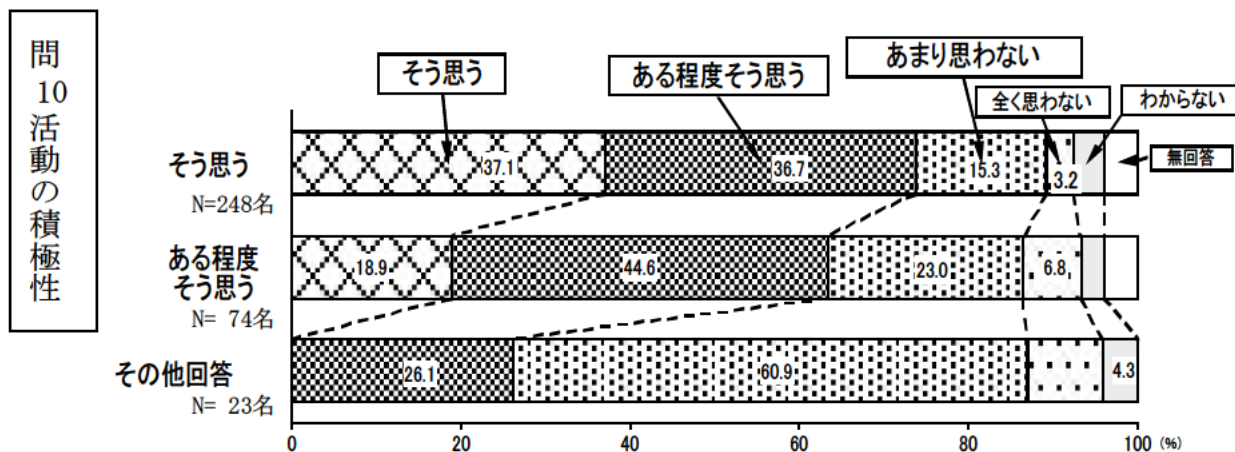
この設問では、全市的な連合組織の現状として、全国の7割の自治体では、自治体内の町会・自治会が連合組織を結成し、行政との協議、活動の手引きの作成、講演会、会計や会報作成の研修会、交流会などの様々な活動が行われていることをアナウンスした上で、松戸市においてもそのような全市的な連合組織があったら良いと思うかを聞いたものです。

その結果、「そう思う」及び「ある程度そう思う」という賛意を示す回答をした人は7割弱でありました。

1	そう思う	30.5%	2	ある程度そう思う	37.4%
3	あまり思わない	20.1%	4	全く思わない	4.6%
5	わからない	3.4%		無回答	4.0%

クロス分析（×問10活動の積極性・問11協力・連携の必要性）

全市的な連合組織に賛意を示す人がどのような意識によるものなのかクロス分析をしたところ、町会・自治会活動の積極性及び協力・連携の必要性に賛意を示す人ほど全市的な連合組織にも賛同する人が多くなる傾向がわかりました。



(4) 活動の手引きの有用性 問16

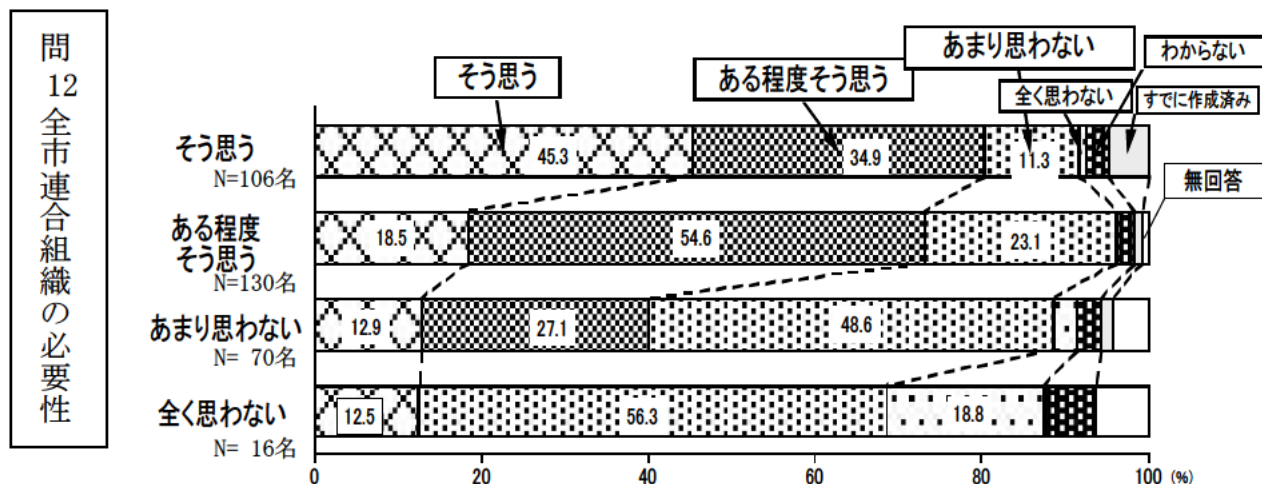
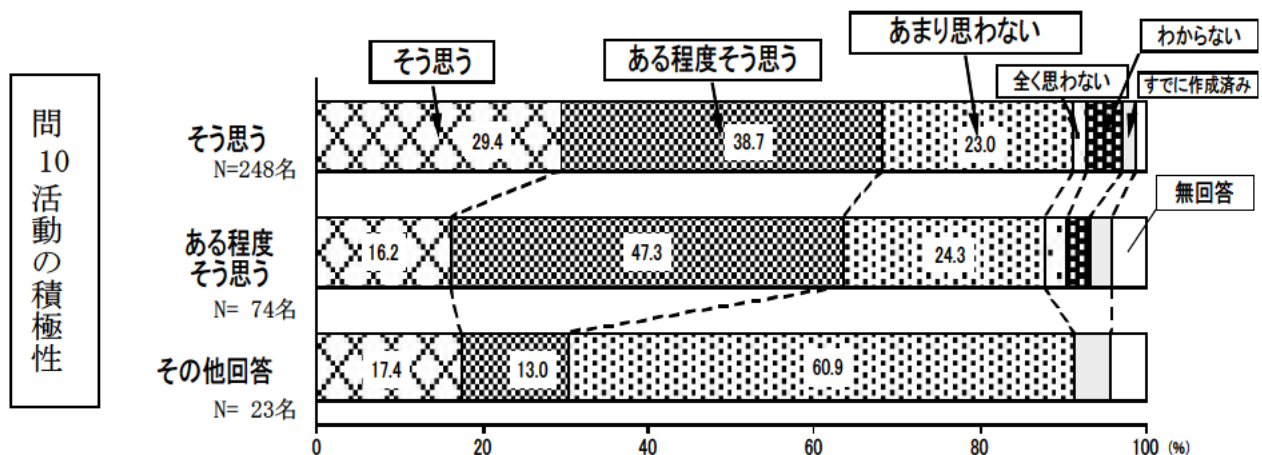
この設問では、町会・自治会の連合組織が「町会・自治会活動の手引き」を作成している事例があることをアナウンスした後、そのような活動の手引きがあったら町会・自治会の活動に役に立つと思うかを聞いたものです。

その結果、6割強の人が有用性を支持することがわかりました。

1	そう思う	25.6%	2	ある程度そう思う	38.5%	
3	あまり思わない	25.6%	4	全く思わない	2.0%	
5	わからない	3.7%	6	既に作成して持っている	2.0%	
					無回答	2.6%

クロス分析（×問10活動の積極性・問12全市連合組織の必要性）

町会・自治会活動の積極性及び連合組織の必要性を支持する人ほど有用性を感じる傾向にあることが確認できました。



第4章 市との関係に関する事項

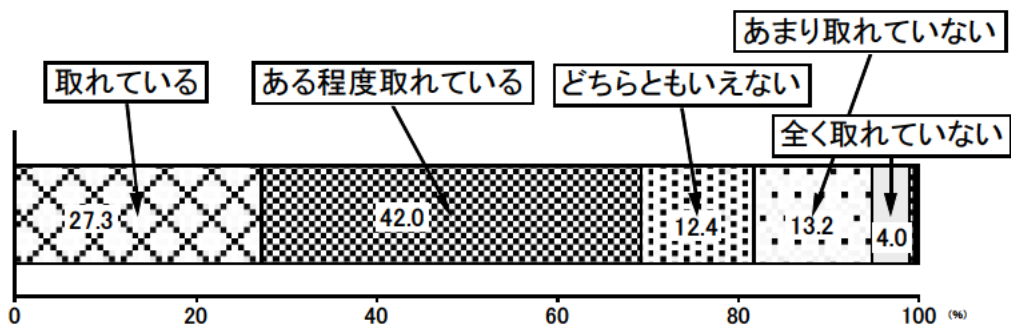
1 市とのコミュニケーションの現状 問14

この設問は、市政協力委員が普段の活動の中で、市役所の職員とのコミュニケーションが上手く取れていると感じているのかを聞くもので、地域所管課（本庁の地域振興課・8支所）とそのほかの事業担当課に分けて聞いたものです。

その結果、コミュニケーションが取れていないとする人も少なくない現状がわかりました。また、市政協力委員の在任年数が長い人ほど、また、町会・自治会活動の活性化に積極的な人ほど「取れている」「ある程度取れている」の回答が多くなる傾向にありました。

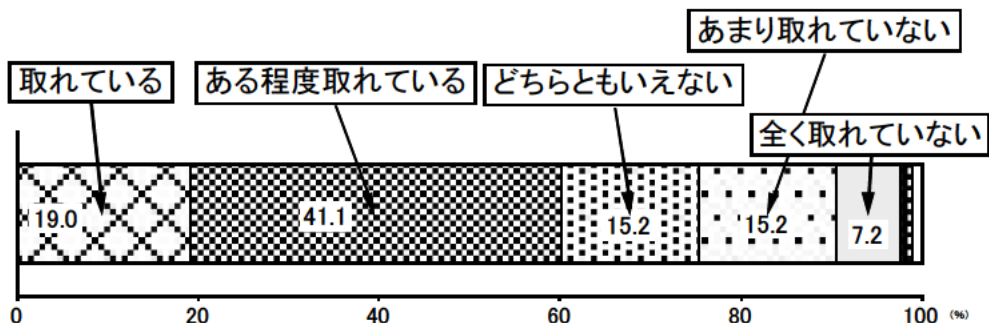
(1) 本庁の地域振興課あるいは支所の職員とのコミュニケーション

1 取れている	27.3%	2 ある程度取れている	42.0%
3 どちらともいえない	12.4%	4 あまり取れていない	13.2%
5 全く取れていない	4.0%	6 取る必要がない	0.6%
無回答0.6%			



(2) そのほかの事業担当課の職員とのコミュニケーション（1つに〇）

1 取れている	19.0%	2 ある程度取れている	41.1%
3 どちらともいえない	15.2%	4 あまり取れていない	15.2%
5 全く取れていない	7.2%	6 取る必要がない	1.1%
無回答1.1%			



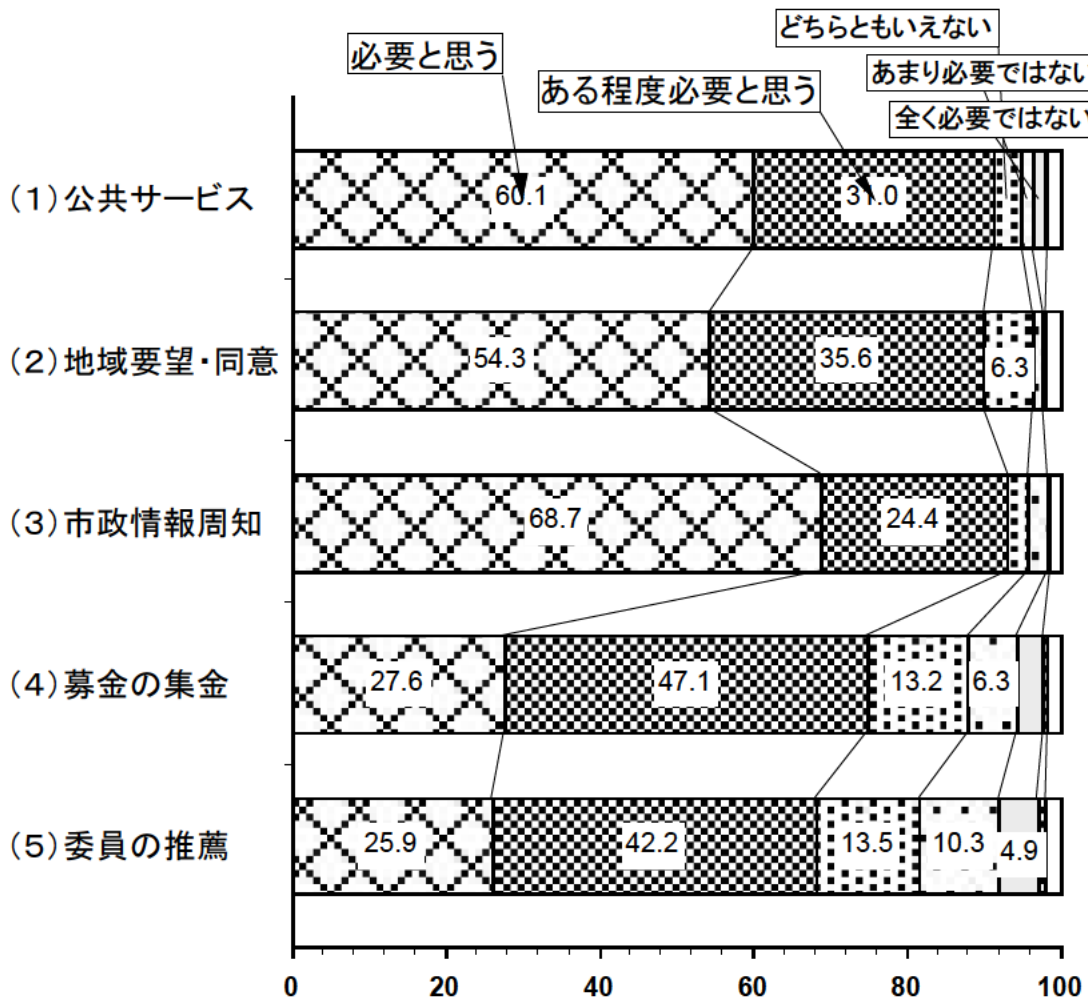
2 市からの依頼業務に対する認識 問13

この設問は、市が町会・自治会に依頼している業務に対して、町会・自治会がどのように感じているのかを見るため、それらの業務を町会・自治会が実施することの必要性の視点から聞いたものです。

依頼業務は次の5つに分けて質問しました。

- (1) 公共サービス（防犯灯やごみ集積所の設置管理など）を担うこと
- (2) 地域要望の取次ぎや地域内の同意の取りまとめ
- (3) 市政情報の周知（回覧やポスター掲示）
- (4) 各種募金の集金・拠出
- (5) 各種委員や表彰者の推薦

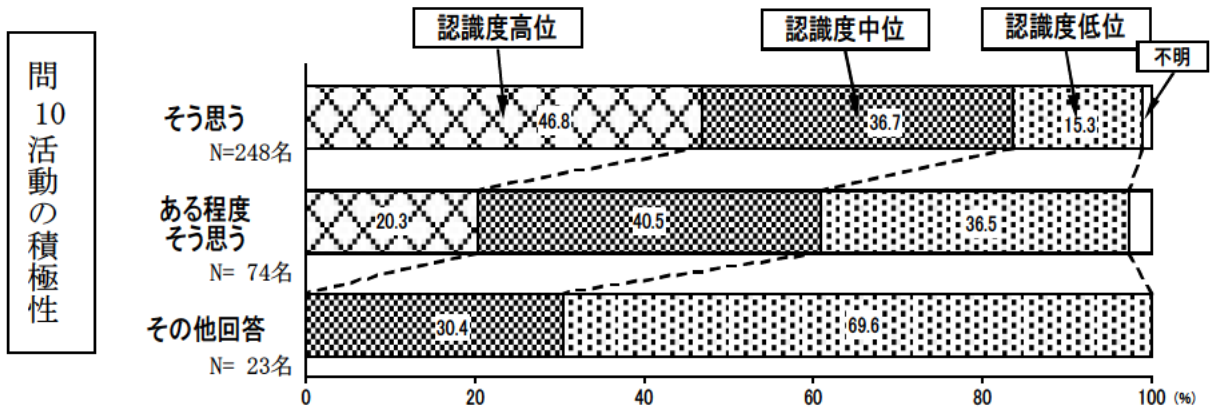
この結果、(1) 公共サービス、(2) 地域要望・同意、(3) 市政情報の周知については、町会・自治会が担うことについて「必要と思う」「ある程度必要と思う」が9割に達していますが、(4) 募金の集金、(5) 委員の推薦については、必要性に疑問を持っている人が4分の1程度いる結果となりました。市が業務を依頼する際には町会・自治会の理解と納得を得るよう更なる努力が必要と考えます。



市の依頼業務に対する必要性の認識について、どのような要因が影響しているのかを分析するため、回答された選択肢の番号を5項目で合計、点数化しました。この点数は「そう思う」の回答が多いほど低くなることから、7点以下を認識度高位（131名）、10点までを認識度中位（130名）、11点以上を認識度低位（82名）に区分して他の回答結果とのクロス分析を行いました。

クロス分析（×問10活動の積極性）

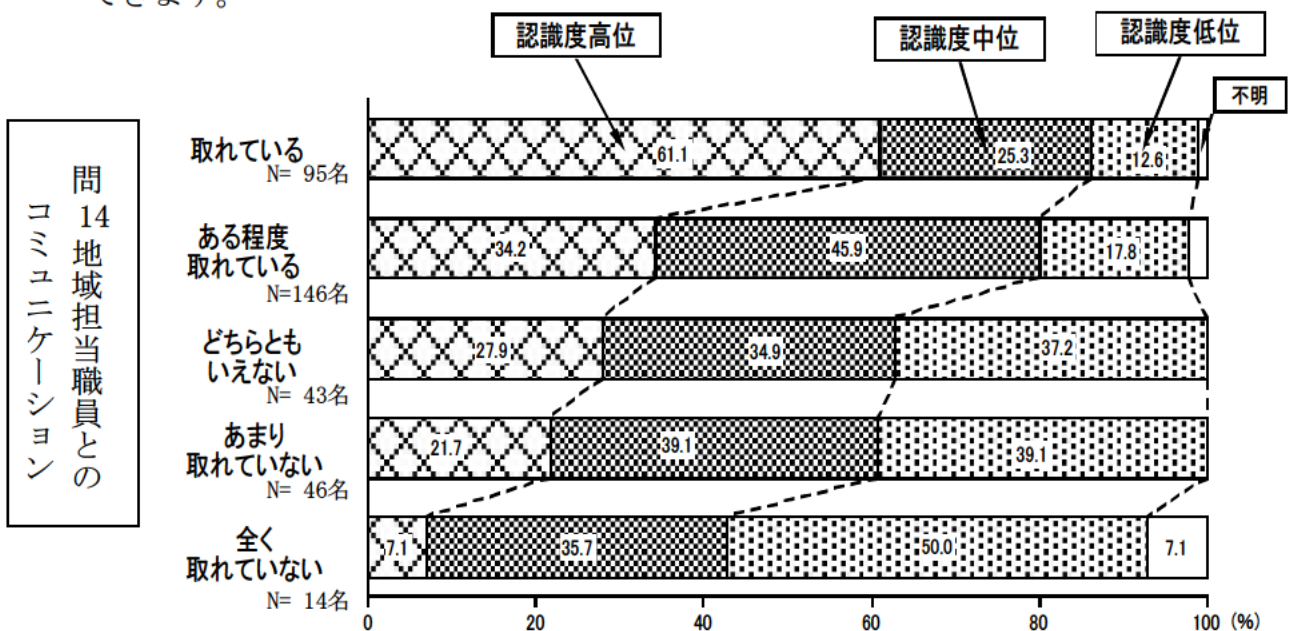
町会・自治会が積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いとする人ほど、市からの依頼業務に対する必要性の認識も高いことがわかりました。



クロス分析（×問14市とのコミュニケーション）

市とのコミュニケーションが依頼業務に対する認識にどう影響しているのか、ここでは地域担当職員とのコミュニケーションの結果とクロス分析します。

コミュニケーションが取れている人ほど認識度が高くなっていることが確認できます。



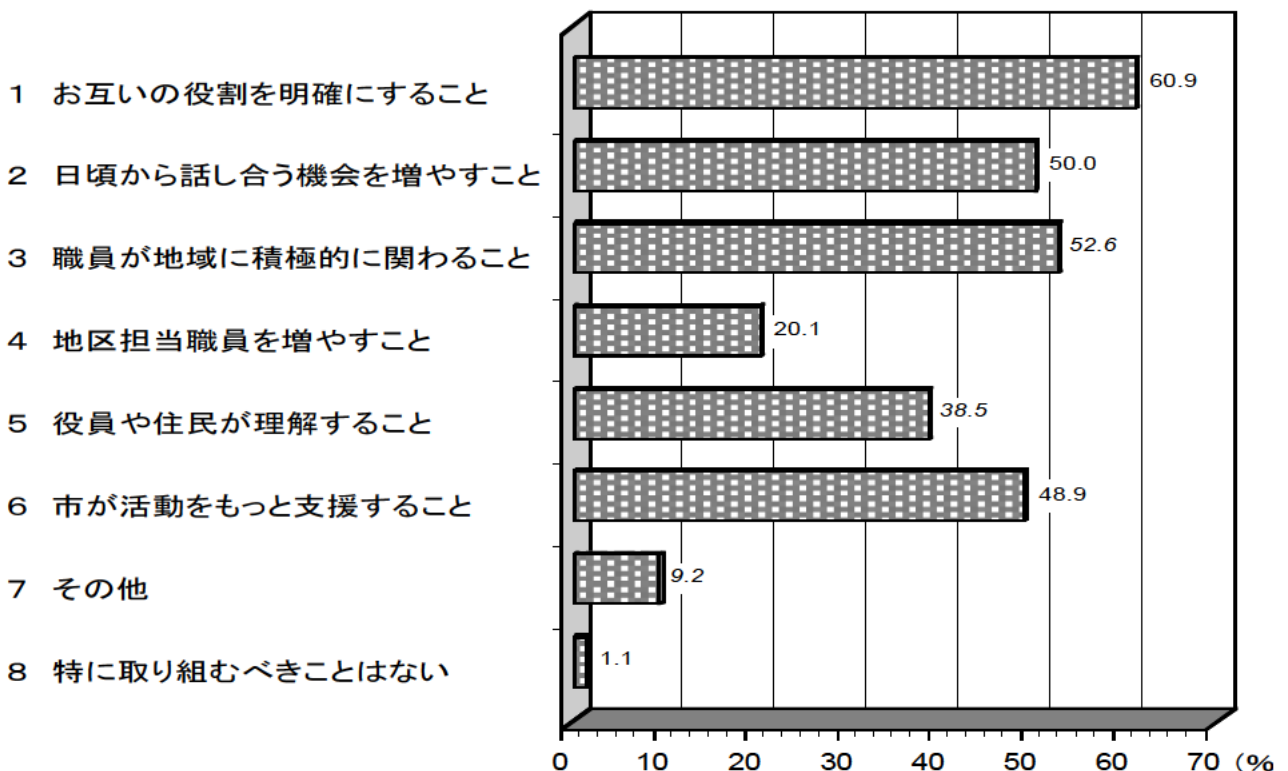
第5章 今後の方向性に関する事項

1 パートナーシップ構築に必要な取り組み 問15

この設問は、町会・自治会と市がより良い協力関係を構築するためには、今後どのようなことに取り組んだら良いと思うかを聞いたものです。

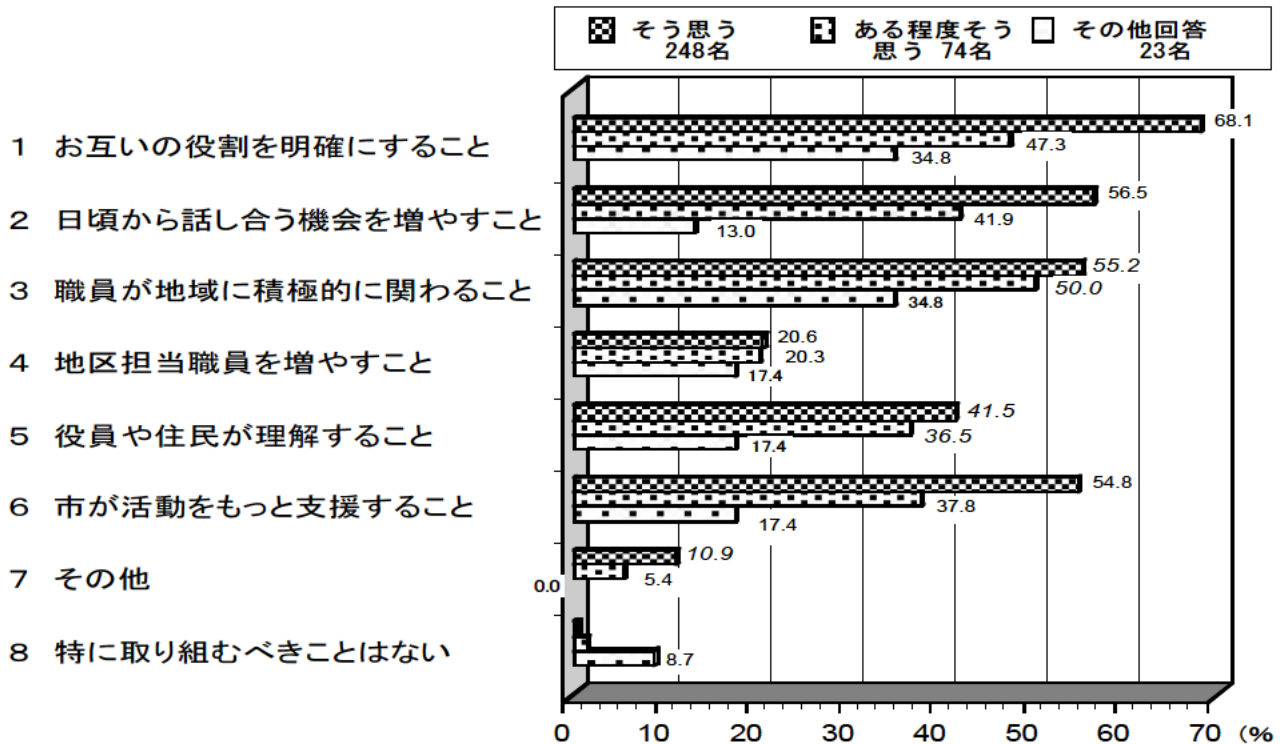
最も多い回答は「1町会・自治会と市がお互いの役割（協力や支援など）を明確にすること」が6割、次いで「3市職員みんなが地域に関心を持って積極的に関わること」「2町会・自治会と市が日頃から話し合う機会を増やすこと」「6市が町会・自治会の活動をもっと支援すること」が5割となっています。

1	町会・自治会と市がお互いの役割（協力や支援など）を明確にすること	60.9%
2	町会・自治会と市が日頃から話し合う機会を増やすこと	50.0%
3	市職員みんなが地域に関心を持って積極的に関わること	52.6%
4	各地区を担当する職員を本庁や支所に増やすこと	20.1%
5	町会・自治会の役員や住民がやるべきことを理解すること	38.5%
6	市が町会・自治会の活動をもっと支援すること	48.9%
7	その他	9.2%
8	特に取り組むべきことはない	1.1%
	無回答	2.9%



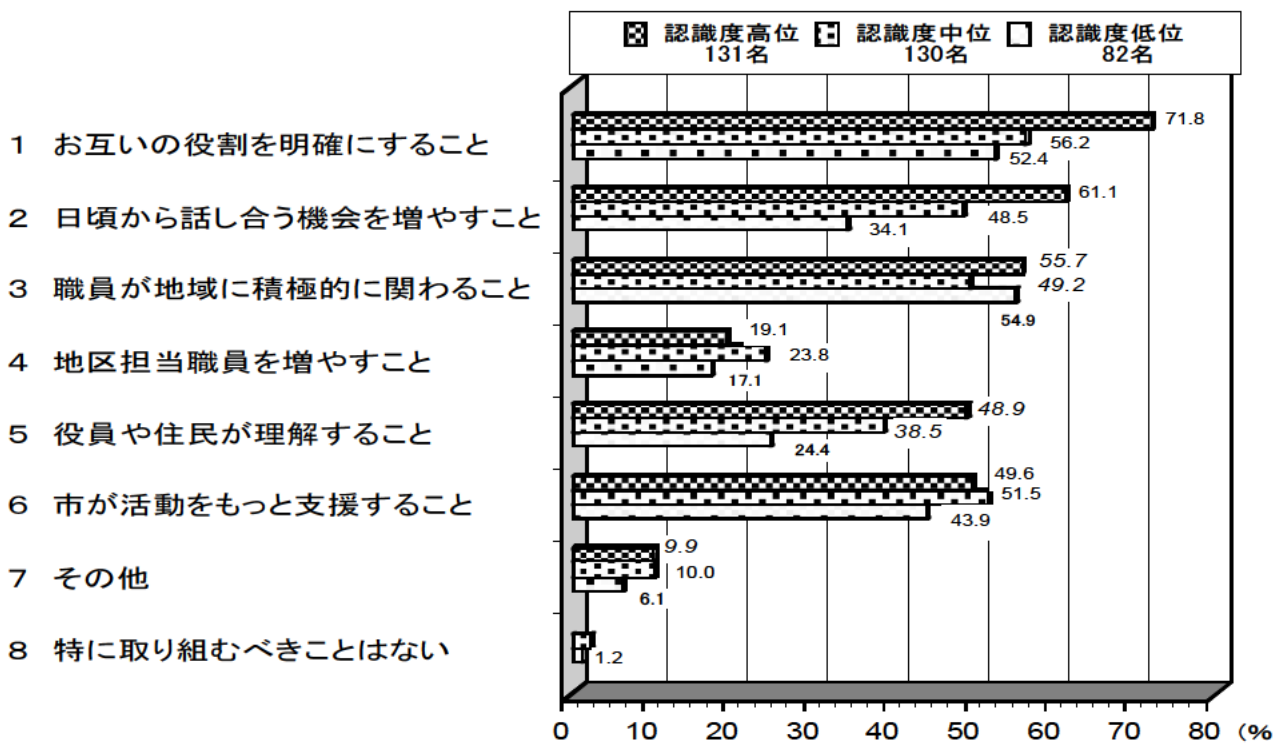
クロス分析（×問10活動の積極性）

積極性の違いで回答項目に差が現れています。積極性が高い人のニーズを捉えることや積極性が低い人への対応策などが検討課題に挙げられます。



クロス分析（×問13依頼業務の認識度）

市からの依頼業務を町会・自治会が担うことの必要性を認識している人が、1の役割分担の明確化や2の話し合いの機会を求めていることがわかります。



2 自由意見

アンケート調査の最後に、町会・自治会活動の活性化、市政協力委員制度、地域に関わる市の施策について、ご意見やご提案がございましたらご記入くださいとの自由記入欄を設けた結果、140名の方が意見・提案を記入していただきました。記載内容については、参考資料(p78～)に一覧表を掲載しましたが、ここでは、その一部を紹介します。

(1) 町会・自治会活動の活性化について

- ・町会・自治会は最小組織、これが市・県・国を支える重要な組織となっている。町会・自治会の活性化がなくて市・県・国の安定は考えられない。
- ・今後、町会の役割は大きくなっていく。特に災害時は必要性が増すと思うが、反面、活動に無関心な人も多く、役員の成り手も少ないのが現状です。
- ・昔に比べ、働く女性や定年後の再雇用などで働いている方が多く、日常的な活動を担える役員の確保が難しい。
- ・役員選出の慣行で持ち回りや順番で取り決めているところが大半と思うが、それが事なかれ主義と先送り処理になってしまう元凶と思われます。
- ・連合町会に入って活動しているため、小さな町会でも色々な活動ができ、町会の活性化につながる。

(2) 市政協力委員制度について

- ・行政が必要とする制度ならその役割に求めている事柄について研修し、委員としての使命感を要請してよいのではないか。
- ・会長と市政協力委員は、建て前では別だが実質は同一であり、そうでなければ成立しない。
- ・市政協力委員だけの仕事なら現手数料は十分過ぎると思う。町会長と兼任するとかなりハードになる。
- ・町会と市の直接協定にして権利義務関係を明確化してほしい。個人収入でなく町会収入にして、町会長の手当は町会で決めたい。
- ・町会の代表として地域活動を続けていくには費用が必要。ほとんどの町会長は、手数料を市への活動費だけでなく町会活動に使っている。
- ・マンションの理事長は、区分所有者の財産管理という法的に義務化された任務があり、会長＝委員では業務負担が過重で成り手が確保できない。

(3) 地域に関わる市の施策について

- ・市と町会・自治会の会話を多くしてほしい。
- ・地区担当の市職員を置き、市と町会の協同関係を強化する。
- ・支所の機能を充実させ、地域とのコミュニケーションを増やしてほしい。
- ・縦割りで任命される各種の委員が地域でも縦割りのまま行動している。もっと交流できる仕組みを作るべき。
- ・パートナーシップとあるが全く市の一方的な丸投げ。

第6章 結果の考察

パートナーシップ検討委員会では、委員となっている12名の地区長から個別にヒアリングした内容に基づいて現状の問題・課題の抽出と整理を行ってきました。ここでは、本アンケート調査の結果から、これまで整理してきた現状・問題について検証します。

I 町会・自治会の現状・問題について

ア. 組織運営

本調査では、これまで把握されていなかった各町会・自治会の組織運営の実態について一定の知見を得ることができました。検討委員会では組織運営に一部不適切な現状があることを挙げておりますが、調査結果からもそれを裏付けることができました。規約、総会、会計処理など基本的な事項については、全体としての実施率は高いものの、一部に不備が見られること、また、会報・広報の実施は5割に止まっており、地域みんなが課題や役割、活動を共有できる体制としては、十分ではないことも確認できました。

イ. 地区のまとめり

連合組織への加入状況については地区で異なる現状が確認できました。また、町会・自治会が単独では出来ないことを地域で協力・連携する必要性については支持する人が多く、特に、町会・自治会が積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いと考える人ほど協力・連携の必要性を支持していることがわかりました。

ウ. 全市レベルのまとめり

全国の例を説明して本市にも全市的な連合組織があった方が良いかを聞いたところ、7割の賛意が示されました。町会・自治会活動の積極性や協力・連携の必要性を支持する人ほど賛意が高くなりますが、消極的な態度の人も少なからずいることがわかりました。

エ. 地域活動の活性化

町会・自治会が積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いと考える人が9割を占めました。ただし、仕事の負担が大きい人や60才未満の人ほど積極性が下がる傾向も明らかになりました。

II 地域に係わる市政の現状・問題について

市から地域（町会・自治会）に依頼される業務について、検討委員会では、町会・自治会の負担、役割や実施手順の理解、市からの説明やコミュニケーションなどの課題を挙げております。

調査結果からは、まず、市とのコミュニケーションが十分とはいえない現状が明らかとなりました。また、市の依頼業務に対して、町会・自治会が業務を実施する必要性を理解している人が多いこともわかりました。しかしながら、募金の集金や委員の推薦については、必要性に疑問を持っている人が少なからずいることも明らかとなり、町会・自治会が依頼業務に対してやらされ感や負担感を募らせている恐れがあることも想定されます。

III 市政協力委員制度の現状・問題について

ア. 委員の任務と町会・自治会の活動

市政協力委員制度は、町会・自治会と市とのパイプ役として広報広聴業務（各種情報や依頼事項）の取次ぎを主な任務とし、その取次ぎ事務に対して委員個人に手数料を支払う制度で、個人の立場であることから、町会・自治会（会長や役員）としての活動と区別して行う必要があります。しかしながら、実際には町会・自治会の活動とあいまいになっている現状が検討委員会でも指摘されておりました。

調査では、まず、回覧や掲示の業務について処理方法を聞いた結果、個人では完結せず、町会・自治会の組織力で実施しているケースが少なからずあることが確認できました。また、会長職にある人が市政協力委員を兼務する必要性が支持されていることや委員業務と町会・自治会活動の区別は困難とする人が多いことも明らかとなりました。

イ. 事務取扱手数料と会長手当

市政協力委員の個人所得として支払われている事務取扱手数料が実際にどう使われているのかを聞いた結果では、町会・自治会活動のために使われている実態が確認され、会長職の人ほどその傾向が見られました。また、会長手当については、3割強の町会・自治会で支払われていることがわかりました。

【参考資料】

1	アンケート調査票	35
2	自由記入欄一覧表	
	問7(2) 市政懇談会に対する意見・改善の提案	47
	問9(7) 役員会の名称	54
	問9(10) 未加入者に対する加入促進の工夫やアイデア ...	56
	問11(3) 町会・自治会の協力・連携が必要な活動・取り組み	64
	問19 会長手当の支出名目	74
	自由意見（活動活性化、市政協力委員制度、市の施策） ...	78
3	選択肢「その他」記載内容一覧表	101
4	アンケート調査の実施体制	107

1 アンケート調査票

町会・自治会と市のパートナーシップに関する アンケート調査票

★★★ 調査票記入上のお願い ★★★

- 1 このアンケートは、市政協力委員本人がご回答をお願いします。
- 2 お名前を記入する必要はありませんので、個人が特定されることはありません。ご自身のお考えでご記入ください。
- 3 質問への回答は、選択肢の番号に1つだけ○を付けるものや複数付けるもの、また、その他を選んだ場合の（ ）内あるいは回答欄 の中に数字や意見等を記入するものがありますので、質問文の指示にしたがってご記入ください。
- 4 ご記入にあたりましては、黒色のボールペンまたは鉛筆をご使用ください。
- 5 ご回答が終わった記入済み調査票は、10月26日（金）までに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

★★★ 調査結果について ★★★

- 1 アンケートの回答は統計処理及び一覧表に整理します。いただいたご意見等に個別回答はできませんのでご了承ください。
- 2 調査結果は「町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会」に検討資料として提出し、協議に活用させていただきます。
- 3 この結果につきましては、後日、市政協力委員の皆様にお知らせいたします。（時期は未定）

※このアンケート調査に関するお問合せは、地域振興課までお願いします。

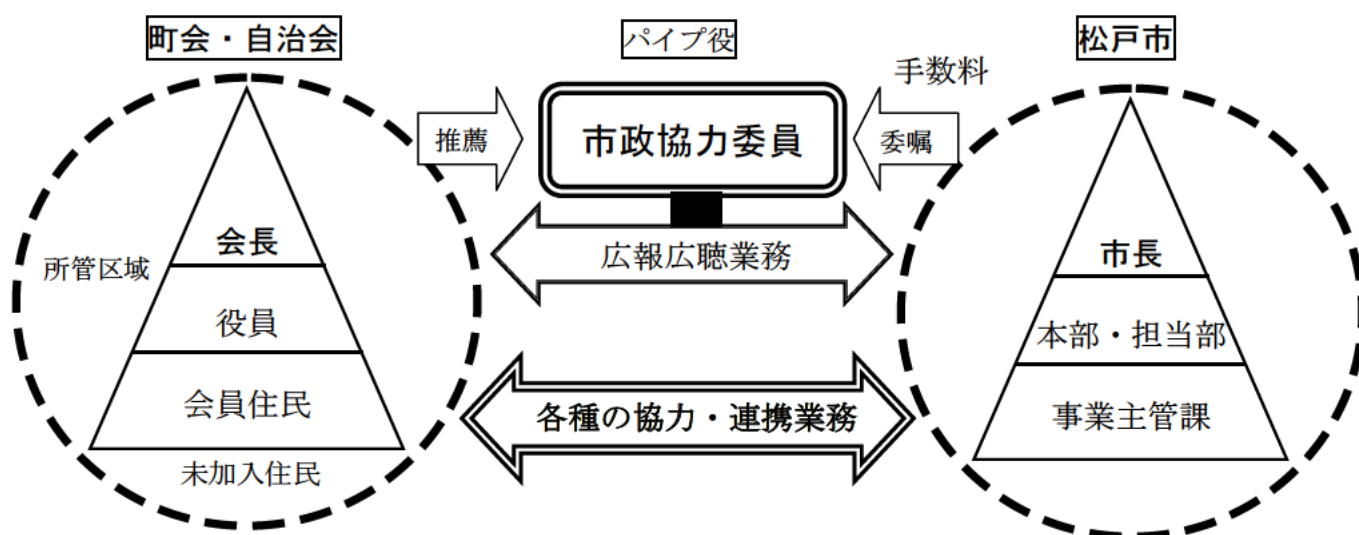
事務局 市民環境本部 市民担当部 地域振興課
直通 704-4008 担当 関、天野、小菅

【用語の説明】「町会・自治会」「会長」

この調査票では、町会・自治会・管理組合・連合町会など一定の区域内の住民による住民自治組織を総称して「町会・自治会」と表現しています。また、この組織を代表する会長・理事長などを総称して「会長」と表現しています。

【市政協力委員制度とは？】

市政協力委員は、市と町会・自治会との間で、行政に関する様々な情報を取り次ぐ行政連絡員として主に広報広聴業務を担当していただいております。



【町会・自治会と市のパートナーシップとは？】

現在、町会・自治会と市との間には、市政協力委員制度による広報広聴業務の協力関係のほか、様々な分野において業務を依頼し、連携するなどの協力関係があります。今後とも、町会・自治会と市は、豊かで活力ある地域社会の実現を共通の目的としたまちづくりのパートナーとして、町会・自治会による地域活動が活性化するとともに、地域に関わる市の施策が適切に実施できるよう、協力関係を構築していくことが重要となっています。

「パートナーシップ」とは、相互の信頼に基づく、対等な協力関係を意味します。検討委員会では、このパートナーシップの視点から、市政協力委員制度を含めて現状を検証し、より良い関係性とそのための制度の構築に向けて検討を進めています。

★まず、市政協力委員（あなたご自身）のことについてお伺いします。

問1 あなたの現在の年齢をお伺いします。次の中から該当する年代の番号をお選びください。（1つに○）

1	30才未満	2	30才代	3	40才代	4	50才代
5	60才代	6	70才代	7	80才以上		

問2 あなたは現在、職業（収入を伴うもの）に従事しておられますか？
次の中からお選びください。（1つに○、その他の場合は（ ）に記入）

1	会社員などの常勤職	2	自営業（農業を含む）
3	アルバイトやパートなどの臨時職	4	職業には就いていない
5	その他（ ）		

→付問 職業に従事している場合、1週間に
平均何時間ぐらい仕事をしていますか？
だいたいの時間数をご記入ください

約
時間／週

問3 あなたを市政協力委員に推薦した団体（町会・自治会）において、あなたの
役職はなんですか？（1つに○）

1	会長（町会長、自治会長、連合会長、理事長など代表者）
2	市政協力委員という名称の役職（規約・会則に定めがある）
3	その他の役職（ ）
4	役職には就いていない

→付問 1と回答した方にお聞きします。

町会・自治会の会長と市政協力委員の関係について、あなたの考えに近いものをお選びください。（1つに○）

1	会長は必ず市政協力委員になった方が良いと思う。
2	会長が必ずしも市政協力委員になる必要はないと思う。
3	その他（ ）

問4 あなたの団体では、市政協力委員が任期によって定期的に交替していますか？会長が交替制で自動的に市政協力委員になる場合も含まれます。(1つに○)

- 1 定期的に交替している
- 2 定期的には交替していない
- 3 その他
()

付問 何年交替ですか？

年数をご記入
ください。

年

問5 あなたは市政協力委員を務められて何年(通算)になりますか？(1つに○)

- 1 1年未満 2 1年以上2年未満 3 2年以上4年未満
- 4 4年以上10年未満 5 10年以上20年未満 6 20年以上

問6 あなたが属する市政協力委員の地区会は次のどちらですか？(1つに○)

- 1 本庁地区 2 明第1地区 3 明第2地区 4 矢切地区
- 5 東部地区 6 馬橋地区 7 常盤平地区 8 五香六実地区
- 9 常盤平団地地区 10 小金地区 11 小金原地区 12 新松戸地区

問7 市政協力委員連合会では地区会ごとに毎年1回、市政懇談会を開催しています。あなたの地区で行われる市政懇談会について、お考えをお聞かせください。

(1) 市政懇談会に参加した感想(1つに○)

- 1 市政懇談会を開催することは必要だと思う
- 2 ある程度は必要だと思う
- 3 必要だとはあまり思えない
- 4 必要だとはまったく思えない
- 5 わからない
- 6 参加したことがない。

(2) 市政懇談会に対するご意見や改善のご提案があればご記入ください。

--

問8 市政協力委員としての業務についてお聞きします。市では原則として月2回、市政情報を発送しています。あなたご自身がこの市政情報をどのように処理しているのかお尋ねします。

(1) 回覧用文書について

ア まず、申請している回覧数をお伺いします。(1つに○)

1	1～10通	2	11～30通	3	31～50通	4	51～70通
5	71～90通	6	91通以上	7	なし		

イ 市から送られた回覧用文書をご自身ではどのように扱っていますか？
次の中から普段の処理方法に近いものをお選びください。(1つに○)

1	自分で全ての回覧先(班長など)に届ける。	
2	自分は役員(ブロック長など)に届けて、その人が配布する。	
3	自分では届けない。(会議で配布、あるいは取りに来る。)	
4	その他()	

(2) 掲示用文書(ポスターなど)について

ア まず、申請している掲示数をお伺いします。(1つに○)

1	1～3枚	2	4～6枚	3	7～9枚	4	10～12枚
5	13～15枚	6	16枚以上	7	なし		

イ 市から送られた掲示用文書をご自身ではどのように扱っていますか？
次の中から普段の処理方法に近いものをお選びください。(1つに○)

1	自分で全ての掲示数を掲示する。	
2	自分は役員(ブロック長など)に届けて、その人が掲示する。	
3	自分では届けない。(会議で配布、あるいは取りに来る。)	
4	その他()	

★次に、あなたの町会・自治会に関することについてお伺いします。

問9 町会・自治会の概要及び活動状況についてお伺いします。

(1) 世帯数 (1つに○)

1	1～100世帯	2	101～300世帯	3	301～500世帯
4	501～700世帯	5	701～900世帯	6	901世帯以上

(2) 町会・自治会区域の住居形態 (1つに○)

1	戸建住宅が多い区域	※多いとは、世帯数の概ね8割以上を指す
2	戸建と集合住宅が混在した区域	
3	集合住宅が多い区域	
4	集合住宅のみで町会・自治会 (管理組合) になっている	

(3) 結成時期 (1つに○) ※正確でなくても大体で結構です。

1	昭和30年以前	2	昭和31～40年	3	昭和41～50年
4	昭和51～64年	5	平成元～10年	6	平成11～20年
7	平成21年以降				

(4) 規約・会則の有無 (1つに○)

1	ある	2	ない	3	その他()
---	----	---	----	---	--------

(5) 総会は年1回以上開催していますか。(1つに○)

1	開催している	2	開催していない	3	その他()
---	--------	---	---------	---	--------

(6) 総会について、次のものを作成していますか。(1つに○)

ア 前年度事業報告	1 作成している	2 作成していない
イ 前年度決算	1 作成している	2 作成していない
ウ 監査報告	1 作成している	2 作成していない
エ 当該年度事業計画	1 作成している	2 作成していない
オ 当該年度予算	1 作成している	2 作成していない
カ 総会の議事録	1 作成している	2 作成していない

(7) 役員会はどの程度開催していますか。複数ある場合は、会長が入った役員会の上位2つについてご記入ください。

役員会の名称	構成員の人数	年間の開催回数
1	人	回
2	人	回

(8) 専用に使える集会施設を確保していますか？(1つに○)

1 単独で所有している	2 他と共有している	3 賃借している
4 専用の集会施設はない	5 その他 ()	

(9) 住民に向けた広報や周知活動についてお伺いします。(1つに○)

ア 総会資料の周知(住民への配布・回覧・広報など)	1 周知している 2 周知していない	
イ 会報・広報紙の発行 付問 発行回数	1 発行している → 2 発行していない	付問 年間の回数は? 回発行
ウ ホームページの開設	1 開設している 2 開設していない	

(10) 町会・自治会の未加入者に対する加入促進について、実際に工夫していることやアイデアがありましたらご記入ください。

問10 住民の暮らしを支える上で、町会・自治会の活動は、防犯、防災、福祉、環境美化など多岐に亘っています。あなたは、町会・自治会がこれからも積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いと思いますか。(1つに○)

1 そう思う	2 ある程度そう思う	3 どちらともいえない
4 あまりそうは思わない	5 全く思わない	6 わからない

★次に、町会・自治会同士が協力し合うこと、近隣、地域、地区など様々な範囲の中で町会・自治会が連携して活動することについてお伺いします。

問 1 1 あなたの町会・自治会が加入している連合組織についてお伺いします。

(1) 町会・自治会のみで構成する地域の連合組織（連合町会など）について

1 入っている 2 組織はあるが入っていない 3 組織がない

(2) 地区社会福祉協議会について

1 入っている 2 入っていない

(3) 町会・自治会が単独では出来ないことを近隣や地域の町会・自治会が協力・連携して活動することについて、どのように思いますか。（1つに○）

1 必要なことだと思う 2 必要ないと思う 3 わからない

→付問 1に回答の場合、どのような活動や取り組みが必要だと思いますか。

例：お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会など

問 1 2 全国の7割の自治体では、自治体内の町会・自治会が連合組織を結成し、行政との協議、活動の手引きの作成、講演会、会計や会報作成の研修会、交流会などの様々な活動が行われています。松戸市においてもそのような全市的な連合組織があったら良いと思いますか。（1つに○）

1 そう思う 2 ある程度そう思う 3 あまり思わない
4 全く思わない 5 わからない

★次に、町会・自治会と市役所との協力関係についてお伺いします。

問13 市では、市政運営に必要な様々な事項を町会・自治会にお願いしています。それらの業務を町会・自治会が実施することについて、あなたはどのように思いますか。(1つに○)

(1) 町会・自治会が公共サービス(防犯灯やごみ集積所の設置管理など)を担うことについて(1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 必要と思う | 2 ある程度必要と思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり必要ではない | 5 全く必要ではない | 6 わからない |

(2) 地域要望の取次ぎや地域内の同意の取りまとめについて(1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 必要と思う | 2 ある程度必要と思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり必要ではない | 5 全く必要ではない | 6 わからない |

(3) 市政情報の周知(回覧やポスター掲示)について(1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 必要と思う | 2 ある程度必要と思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり必要ではない | 5 全く必要ではない | 6 わからない |

(4) 各種募金の集金・拠出について(1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 必要と思う | 2 ある程度必要と思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり必要ではない | 5 全く必要ではない | 6 わからない |

(5) 各種委員や表彰者の推薦について(1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 必要と思う | 2 ある程度必要と思う | 3 どちらともいえない |
| 4 あまり必要ではない | 5 全く必要ではない | 6 わからない |

問14 あなたは普段の活動の中で、市役所の職員とのコミュニケーションは上手く取れていると感じますか。

(1) 本庁の地域振興課あるいは支所の職員とのコミュニケーション (1つに○)

- | | | | | | |
|---|-----------|---|-----------|---|-----------|
| 1 | 取れている | 2 | ある程度取れている | 3 | どちらともいえない |
| 4 | あまり取れていない | 5 | 全く取れていない | 6 | 取る必要がない |

(2) そのほかの事業担当課の職員とのコミュニケーション (1つに○)

- | | | | | | |
|---|-----------|---|-----------|---|-----------|
| 1 | 取れている | 2 | ある程度取れている | 3 | どちらともいえない |
| 4 | あまり取れていない | 5 | 全く取れていない | 6 | 取る必要がない |

問15 町会・自治会と市がより良い協力関係を構築するためには、今後どのようなことに取り組んだら良いと思いますか。(いくつでも○)

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 町会・自治会と市がお互いの役割(協力や支援など)を明確にすること |
| 2 | 町会・自治会と市が日頃から話し合う機会を増やすこと |
| 3 | 市職員みんなが地域に関心を持って積極的に関わること |
| 4 | 各地区を担当する職員を本庁や支所に増やすこと |
| 5 | 町会・自治会の役員や住民がやるべきことを理解すること |
| 6 | 市が町会・自治会の活動をもっと支援すること |
| 7 | その他() |
| 8 | 特に取り組むべきことはない |

問16 他市では町会・自治会の連合組織が「町会・自治会活動の手引き」を作成している事例があります。あなたは、そのような活動の手引きがあったら町会・自治会の活動に役に立つと思いますか。(1つに○)

- | | | | | | |
|---|--------|---|----------|---|-------------|
| 1 | そう思う | 2 | ある程度そう思う | 3 | あまり思わない |
| 4 | 全く思わない | 5 | わからない | 6 | 既に作成して持っている |

★市政協力委員制度についてお伺いします。

市政協力委員制度は、町会・自治会と市とのパイプ役として広報広聴業務（各種情報や依頼事項）の取次ぎを主な任務とし、その取次ぎ事務に対して委員個人に手数料をお支払いする制度です。そのため、市政協力委員としての活動は、町会・自治会（会長や役員）としての活動と区別して行う必要があります。

問 17 市政協力委員の活動を町会・自治会（会長や役員）の活動から区別することについて、あなたはどのように思いますか。（1つに○）

1 区別するのは難しいと思う	2 ある程度は難しいと思う
3 どちらともいえない	4 あまり難しいとは思わない
5 区別が難しいとは思わない	6 わからない

問 18 市政協力委員の皆様には事務取扱手数料（年間1世帯300円）が支払われていますが、その用途についてお伺いします。立ち入ったことですがご容赦ください。（1つに○）

1 個人所得なので、町会・自治会のためには全く使っていない
2 個人所得だが、少しは町会・自治会活動のために使っている
3 個人所得だが、ある程度は町会・自治会活動のために使っている
4 個人所得だが、全て町会・自治会活動のために使っている
5 その他（ ）
6 事務取扱手数料はもらっていない

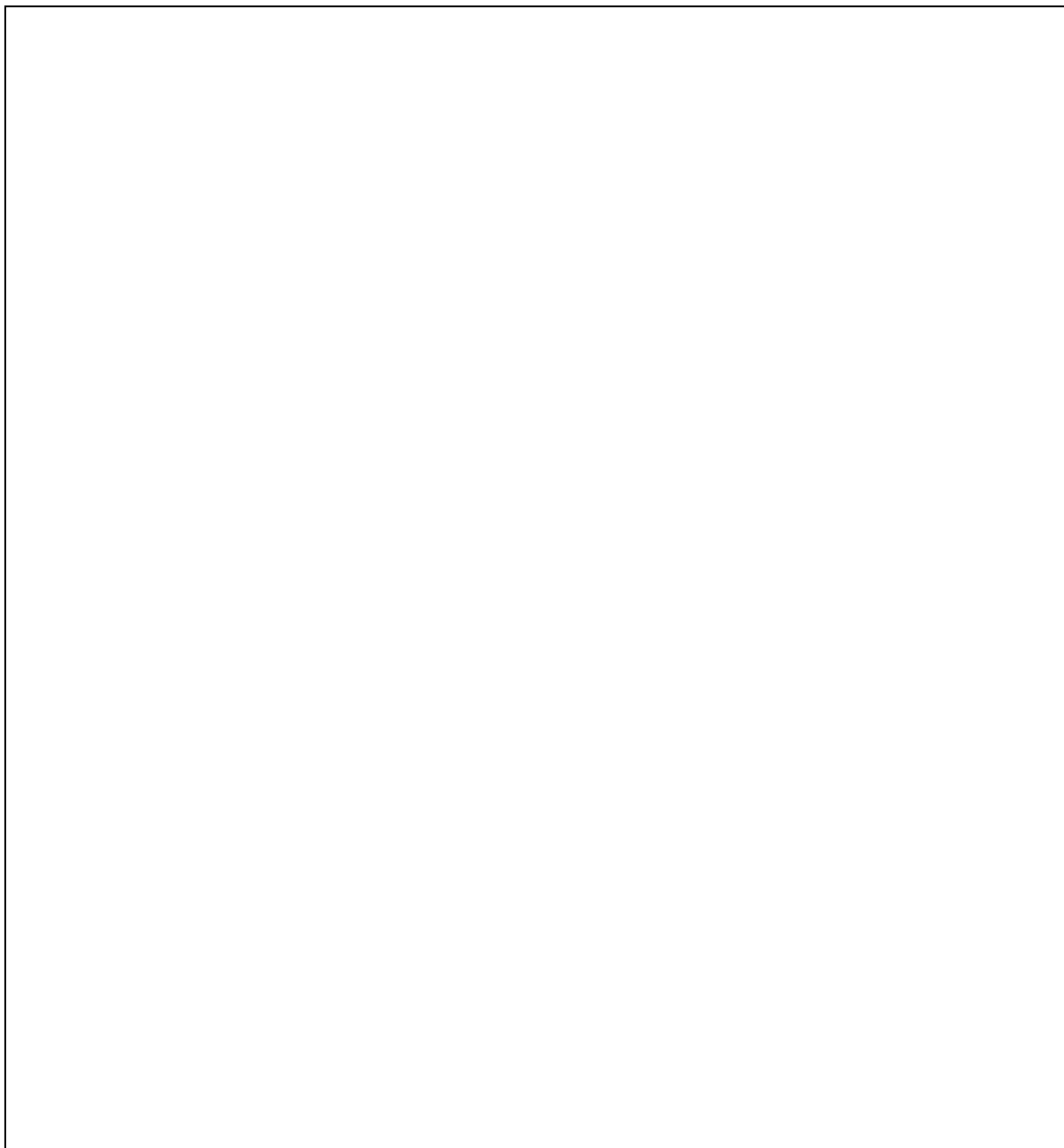
★町会・自治会の会長や役員の手当についてお伺いします。

町会・自治会の活動はボランティア精神に基づくものですが、現実には金銭面も含めて会長や役員の負担は大きく、手当・活動費・交通費・交際費・謝礼などの名目で負担に報いる金額を支出している町会・自治会もあります。

問 19 あなたの町会・自治会では、会長に対して手当にあたる何らかの金員を支出していますか。支出している場合は、その名目と金額をご記入ください。

1 支出している →	付問 支出名目（ ）
2 支出していない	年間の金額 約 円

★最後に、町会・自治会活動の活性化、市政協力委員制度、地域に関わる市の施策について、ご意見やご提案がございましたらご記入ください。



◆ご協力ありがとうございました。10月26日（金）までに同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

2 自由記入欄一覧表

番号	問7(2) 市政懇談会に対する意見・改善の提案
1	定められたことを協議するのではなくフリートーキングにて意見交換を行った方がこれから発展につながる。
2	市立病院建設進行状況について
3	現在のような予め提出した事項に市役所の担当部長が答える一方通行の懇談会ではなく相手方が自由に意見を出し合う場にすべきだ。今のような形式的な会ならば出たくない。自分の地域とは直接関係がないことを聞かされるだけだから。
4	もっと時間がほしい。現状は軽く、薄くといった印象が強い。意見提案は各町会、自治会の意見なり提案です。具体的な形にする努力がほしい。
5	現在本地区では1町会・自治会1改善事項提出になっているが、これにこだわらずに市政協力委員の意見・要望を要請すればよい。懇談会の時間的な問題もあるが1町会・自治会3分以内の制限は設けなくともよい。
6	市政懇談会は必要とは思いますが、提案に対する市の対応がまったく鈍いので時間が無駄のような気がする。
7	年数が少ないのでよくわからない。
8	「地区全般共通」テーマの条件が付けられているが、もっと狭い地域(町会)の問題もテーマとして提出できるようにしたほうが、話し合いが活発になるのではないか
9	時間が短すぎる
10	真の要望が途中でカットされたり、要望を満たして頂きたいことがまた繰り返されたり(同様の事を何回も言えない)
11	提案や質問に対する結論や結果を具体的に書面にて早急に願いたい。
12	地区でのテーマにしぼられて自由なテーマを出しづらいので地域での問題テーマにしたほうがよいと考える。(連合では同じテーマにしぼられている)
13	出来レースで意見がない。
14	時間が短いのではないか
15	フリートーク(つぶやき)がよい。市側は必ずしも回答する必要はない。
16	事前に決められた人しか質問が出来ない会では懇談会の意味をなさない。せっかく市長と話ができる機会なのに形式的セレモニーで終わるのは改善すべきと思う。開催が意義あるものしてほしい。
17	年に1度の開催で市民のガス抜きの感がある。市としての進捗状況などの説明会を中途で行うほうがよい。
18	市側、地区側の意見交換の場は従来通り必要です。特に市長出席は従来通り参加して下さい。市と自治会で相互に問題提示して議論することは大変重要と思います。
19	必要だとは思えない
20	案件は速やかに処理してほしい

21	・要望内容の進捗状況を知らせてほしい・要望者を作業現場に立ち合わせることもよいのでは？
22	質問時間が短すぎる
23	通常解決が難しい問題等が多く出されるが、直接市の考え等が聞かれるので有意義である。経過を住民にも説明しやすいので是非続けてほしい。
24	市政懇談会に出されるテーマが、防災、病院、放射能といった市政全般に関わるものに偏りすぎるきらいがある。市のトップに各地区の問題点、改善点を理解していただく為にももう少し特有のテーマに絞るべきと考える。
25	他地区の情報が入りコミュニケーションの場のひとつとして大切と思う。
26	事前に議題を決めておくのは必要だと思うが、あまりに対応する職員の回答が長すぎ、議題以外の質問時間が残っていない。もっとフリーな会議とし質問に対しては後日回答を書面または再度会議を開催してもよい
27	広報まつどに、市政懇談会の様子を掲載していただくと地域住民の方に浸透するので良いと思います
28	地区の要望等あるはずなので取り上げる制度にしたらどうか、今は役員会でふるいにかけて届かない部分もある。
29	その地区の問題等の意見を述べるだけでなく市からの提案されたものに対して地区としての意見を述べる場があっても良いのでは。
30	あまり役立っていない
31	市政懇談会で議論されたことを市政に取り入れてほしい
32	市の真意ある答弁が必要で、一時逃れの答弁は信頼できない
33	質問した問題が長期に亘るものが多く任期中に回答が得られない場合が多いように思う。
34	質問、答弁ともに用意され形式に流れすぎている感じがある
35	1. 形式的な答弁が多い 2. 支所機能を充実させ、日頃のコンタクトが大切 3. 懇談会の主役は市長より支所長
36	地区内の身近な問題に絞って議論を深めていく方法を希望します。私見ですが過日実施した内容も総括的で単なる質問応答的な会でしたので。
37	時間が短く、質問も出来ないし回答も難しいと思う。
38	事前に質問内容を確認することも悪くはないが、当日質問する時間的余裕を設けてほしい。2回出席したがあまり回答内容に誠意が感じられなかった。
39	・質問と回答が談合的（検討することが多い）議員会議のよう！・各自治会ごとに懇談会を希望（総会のような場所で一般会員を含めて談議を、回答はその場で、持ち帰りは後日文書等で対応）・それぞれの自治会の事情を把握してほしい
40	市管理職の参加人員が多すぎる。代表か取りまとめの方のみでよいと思う。
41	議事録をとり配布するようにしてほしい。
42	形式的すぎる。もう少し自由な意見が言える場にしてほしい。

43	開催するほうは大変だけど年2回にしては・・・。
44	市行政にはっきりしたビジョンなり、提示できる計画等を自覚して参加している人はほとんどいないと思われる。名誉職のつもりや懇談会に出ていることをステータスと心得ているだけで市当局とコミュニケーションがとれていると勘違いしている古いタイプの人達の集まりにみえます。従って何も得るものはないと思います。
45	問題を提議するもほとんど0回答。出来ない理由に終始している。これではあまり意味がない。自由討論の時間をとるべき。
46	町会からの要望は先送りで返答なし。市政懇談会が決まると動いてくれる各課の職員の一層の努力をお願いします。
47	テーマは限定しないで（テーマに出来ないものは明記する）。市政の範囲は広いので。
48	市政と町会自治会の活動には多くの隔たりを感じます。
49	提案、要望とそれに対する回答形式で行われていますが、もう少しやり取りが必要と思っています。懇談会なのですから。その為にはもう少し懇談会の時間が必要なのでは。
50	他地区の市政懇談会ではどのような事例、問題があるのか情報として内容を教えてほしい。
51	テーマが、市全体のことが多いので各町会ごとに困っていることなどについても意見が聞けたらよいと思う。
52	テーマに対して市側からの回答がダメ回答ばかりでどうすればテーマに添えるかがほしい。
53	今の構成、進行がベストとは思わない。セレモニーで終えているように感じることもある。内容を再検討すべきではないか？
54	形骸化しており、時間も少ない。市長の演説を聞きに行っているつもりはない。
55	フリートーキング方式の検討。（ただし、その場で答えられないものは文書または後日返答する）
56	1. 現状の懇談会では（出来レース）開く必要がない。時間の無駄 2. もっと腹を割った討論会の形式を求む 3. 市政を批判することが多くあったために市側が事前準備し今の形が生まれたのでは？ 4. 市側もその場で回答出さなくてもよい。後で報告すればよい。恥はその中味である。
57	要望内容を事前に役所に提出することにより、回答を準備されるのは良いのですが、以前内容を削除加筆させられたことがあり、ある意味骨抜きになったことがある。懇談会に於いての要望は可能な事柄については比較的受け入れられている。
58	事前に質問項目を提出し、市役所側が問題がある質問に対し市の担当部所が内容をチェックして答えを事前に用意している。国会の質問と同じ。あまり意味がない。セレモニー化している。
59	事前に質問を聞き当日答えるだけなら必要ではない

60	仰々しい内容はそれこそ回覧程度でよい。”デモンストレーション”
61	フリートークで行ってほしい
62	懇談会の内容は広く公開すべきと思う。もっと透明化を図る仕組みを考えるべきと思う。
63	市の幹部が多すぎて、もう少しリラックスした会にしたら本音で話せるのでは。
64	設定された議案の討議の時間が短い
65	出席者からの発言について、少々込み入った事実については「検討します」「前向きに対処します」など先送りにしてウヤムヤになることが多い。またアンサーのないことが少なからずある。実行できない、困難な事実についてはある程度はっきりした意思表示が必要だ。
66	慣例による質疑応答に流れていないか？本質に近づいた回答がなければ無意味に思うが如何だろうか？
67	要望、提案が具体的でないのも問題ですが、概要的・一般的説明より地域に入り込んで具体的に要望、提案に受け答えしていただきたい。
68	市側の対応の中心は市長が行ってほしい。
69	今の市長では行うことに疑問を持つ。マニフェストを全く無視し市政を混乱させている。
70	懇談＝もっと打ち解けて話し合うことでしょう。何か市議会の如く事前に質問内容のチェックでは・・・質問も答弁もしどろもどろでもいいでしょうが、それほど重大な会議でもないし何よりも懇談会ですから
71	担当部署が事前に地区と調整しているが、多すぎないことが肝要
72	市に対して意見や改善の提案があったとき早急の改善、実施がほしい。
73	市の幹部、市議会議員等多数の前で意見を述べるのは大変勇気がいる。
74	今までは為政者の宣伝や自己主張等に利用され、地区の当会は許してきた。市民生活の政策等を意見を持ち寄って討論したい。
75	懇談会のテーマについて：個々のテーマの回答に始終しているように感じました。あの場所でなく別に報告したほうが良いと思われます。今1番相談の多い〈例えば防災についての現状を話し合うとか〉事柄をテーマに市の方や集まった方々の意見交換の場にしたらどうか？
76	事前に3ヶ月前からの問いかけは文書での返信で可能では・・・本当の意味での懇談会でよいのでは・・・100%答えが出なくてもOK
77	市長並びに実務担当者との顔見知りになり、将来発生する課題を相談する担当者の知己を得る上で役立っています。
78	懇談会で市長が練り上げた意見・要望については、集約内容を明確に示すとともにその後の状況を市長のウェブサイトなどで広く知らせるようにしてほしい。
79	懇談会でなく意見交換会とすべきでしょう。現況事前のテーマの絞込み方法に

	も問題があり懇談会前に全て質疑応答を準備するような会は不要である。テーマの絞込みは、市政協力委員側のみで行ない、行政のプロは当日、そのテーマに対応すべきであろう。
80	各組織団体を交えて地域懇談会として開催できれば。
81	市政に町会として申し出てもあまり解決の見通しが見られないのが残念かと思えます。
82	要望などがあまり実現しないが、地域に対する方針が感じられる。小自治会の発言の機会が少ない。
83	市政協力委員の質問に対し、答弁準備が要するので全てに答えることは不可能と思われませんが、質問概要と町名だけでも当日発表していただけると小数意見を無視したことにならないと思う。
84	地区全員の出席は不必要と思えます。事前にテーマを決めて一問一答方式も取り入れるべき
85	要望等に対して積極的に動いてほしい
86	時間が短い。地区で準備した議題でも時間オーバー。「その他の事項」に時間がさけない。
87	前年度懇談会の回答や結果及び経過を討議しその後に今年度の討議に入る。
88	地区会の大勢による会では、短い時間であり発言の機会もなく考えを伝えるすべもない。懇談ならば4～5名で任期2年の間でよいから全員が発言できるようにすべき。そのほうがよく現状がわかると思えます。懇談の意味を良く考えて！
89	市政懇談会は地区の中心部の話を中心になる気配がある？町会・自治会への支援も必要では！
90	事前質問で開催され、質問内容も町会で重要なことは認められず参加者も少なく、あまり必要とは思えない。
91	○年1回、短時間、49町会、上辺だけの話し合い。○他の町会・自治会の状況がわかる
92	市職サイドのセレモニー化している。改善のための協議の場であってほしい。質問者への事前の訪問は何を意味しているのか？市政懇談会を市議とも行ってみたい。
93	形式的でなくもっとフリーで討議ができるようにして欲しい。下部の問題をもっと吸い上げて行政に反映させる努力が必要である。
94	・結果報告がない。・会議中での説明、解説だけでその結果中間報告がない。・課題が毎年同じものが提出される。市としては検討されていないのかと思う。
95	地区会で「市政懇談会」テーマを求めてもほとんど出て来ません。地区長の主導でテーマの試案を出して、役員会（10人）及び「地域振興課」と調整の上テーマを決めて2時間の進行役（司会）を担っているというのが現状。こういった懇談会そのものを”イノベーション（改革、改善）して実施していくと良いと思えます。「市政協力委員」の資質に大いに起因。「市政協力委員」そのも

	のを考え直すべきと考える。”（名ばかりの市政協力委員であってはならない。）
96	事前に地区長の所で各市政協力委員に対し、市に対する質問、意見、要望等の有無・内容等をアンケートしてできるだけ出席者多数の関心事を取り上げて欲しい。例えば防災倉庫について等。現在一部の委員によって運営されている。
97	其処で扱われた議題が、行政施策に活用されるのなら大いに必要。また、そうでないとしても翌年の懇談会では前年の議題がどのようなになったのかの報告は必要かと思う。懇談会は、議会・議事での扱いと違った観点からより地域性の深い議題が扱われやすいかと思う。
98	議題を絞らず自由に意見（問題点を）聞いてもらう時間を設けてほしい
99	テーマは町会会員の関心のある問題を行っており良いと思います。
100	懇談会とは名ばかりで実情は報告会ないしは、説明会に等しい会である。もう少し時間に余裕を持たしじっくりと懇談できる会とすべきである。
101	開催の時間が短く議論、検討の実があがらない。時間を長くするか、開催を2回にしてはどうか？
102	いくつかの議題を4の5集約して話し合うことは良いと思います。
103	・地区内の町会長に共通して関係するテーマで討議することが重要・個々の担当課で解決できる問題は取り上げないでよい。
104	毎度同様な問題が提案されているような気がする。それはなぜかと行政側が考えるべきでキチンとした説明・回答を出さないからだと思う。
105	地域に対して、市の施策や方針について端的に説明する時間を設けてはいかがでしょうか？地区長会議等では実施しているのかもしれませんが、周知不十分だと感じます。
106	自由に各種課題について市の幹部職員と懇談意見交換したい。
107	・各地域からの案件に対する回答書の配布。・議事録・前年度検討事項の経過報告等々の配布を。
108	現在の懇談会は、一部の市政協力委員の考えを事前に聞いて市職員が多数参加し多額の人件費をかけ、形式的に回答文を読んでいるだけで全く意味がない。市長が（市民課も含む）出席し、なるべく多数の町会員の考えを聞いてその場で回答できなくとも今後の市政に反映させるような本来の懇談会にすべきだと思う。
109	時間が短く意見が交換されない。
110	直近過去3年間を振り返ってみても、ネガティブの回答が95%、前向きに取り組む姿勢が見られない。単なる儀式に過ぎない。少なくともテーマを実現する為の努力が欲しい。地域と行政が一体となって、実現に向けプロジェクトチームを作り行動することが大切である。
111	テーマの決定、内容について疑問を感じる時がある。テーマによっては市役所関連部署との直接連絡で済むものもあると思うケースがある。逆にテーマを提案するときにそれが地区の課題にふさわしいか考えるケースもある。
112	10分間自由な質問、意見の時間がほしい。

113	質問しても答えが不明確、何年までに約束し実施する回答をすべき・・・検討中はダメ
114	・連合会の提案議題に費やす時間が多すぎる・町会長（市政協力委員）にもっと幅広く話ができる時間を多くすべき
115	学校への通学路の整備を少しずつでも進めてもらいたい。
116	市の回答に具体策がない。
117	・市議会の論議を市政協力委員を通して、市民に徹底させる機関化しているように感じています。・直接民主制と間接民主制の明確な区分を望む・開催回数増（年2～4回開催を望んでいます）と当日の時間が不足だと思います。
118	マンネリになり不必要。今の懇談会は実がない。言いつばなし。
119	市が、町会・自治会長の意見や要望を聞いていただければ市政懇談会は必要ない。
120	必ずしも、市政協力委員でなくとも良いのでは？市民の意見を直接市長が見聞することは良いこと
121	市政懇談会とは名ばかりで課長クラスが、予め決まった議題をそれなりに答えるだけである。懇談会であるならばもっと柔軟に対応すべきであり、一つの問題を決めて皆で話し合ったらよい。現状のままでは市のためにもわれわれの為にもならない。役所の課長クラスの力量不足を感じる。
122	今まで仕事の都合がついた2回だけ出席したことがあります。この懇談会の必要性を強く感じました。ただもう少しザックバランに。予定調和的にならない形式も議論発展の可能性がありました。
123	事前協議等をしているが、財政的な面もあると考えますが、我々の要望に対して的確な回答。それに伴う市側の実行が少ない。一方通行的で意味が少ないように感じる時もある
124	毎年同じ話の繰り返しで進展しない。本当に議論して物事を解決する気があるのなら行う必要はあるが、無いならやらないほうが良い。

問9 (7) 役員会の名称 I	件数	問9 (7) 役員会の名称 II	件数
役員会	195	役員会	44
運営委員会	25	班長会	17
理事会	20	三役会	13
班長会	9	組長会	6
定例会	6	評議委員会	5
三役会	6	祭礼の打ち合わせ	4
町会事業打合せ	4	理事会	3
総会開催の打合せ	4	行事打合せ会議	3
組長・評議員会	4	運営委員会	3
管理組合	4	各部委員会	2
役員・班長会	2	役員班長会	2
町会長会議	2	部会	2
総務会	2	定例審議会	2
合同会議	2	総務会	2
月例会	2	防災委員会	2
(定例) 総会	2	部長会	2
連合町会	1	代表者会議	2
予算委員会	1	民生委員会	1
本部会	1	実行委員会	1
盆踊り大会	1	担当部署・部長会議	1
部長会	1	催事対策会議	1
評議委員会	1	防犯会議	1
定例理事会	1	地域役員会	1
定例役員会	1	総務地区役員会	1
定例組長会議	1	防災・防犯役員会	1
定例運営委員会	1	防災・防犯部会	1
町会	1	非常勤役員会	1
地区長(班長・組長)会議	1	地区ブロック会	1
審議会	1	建物等修繕専門委員会	1
執行部会	1	全体会議	1
自治会	1	支部長・班長会	1
市政協力会	1	執行役員会	1
サポーター会議	1	執行会	1
祭礼	1	施設管理委員会	1

区長会	1	事業毎の会議	1
管理組合理事会	1	合同会議	1
幹事会	1	県営住宅自動車組合	1
監査報告書作成	1	管理組合理事会	1
委員総会	1	会館管理委員会	1
5 役会	1		

番号	問9 (10) 未加入者に対する加入促進の工夫やアイデア
1	アイデアを教えてもらいたい。
2	年3回イベントごとにお知らせする。
3	加入促進について年3回のお知らせとイベント毎にPRしている。
4	年間3回の加入を促す。イベントごとにPRを
5	町会長間の情報の交換を行っている。
6	戸建、分譲マンションの方はほとんど加入して、賃貸住宅は出入りが激しく定着しにくい。管理会社に協力をお願いし、町会費をもらい、入居者全部を町会員として扱うようにしている。管理会社の協力がなければ未加入で個別勧誘もできない。
7	新しく開発される時、開発業者と連絡を取り合う。
8	業者（不動産）との話し合い等
9	どうしたら町会費の増加につながるか運営できるか苦慮している。
10	自治会事務局が中心となり日々PR
11	自治会は任意団体ですので、集合住宅の入居者はなかなか入りません。市も建築確認を出す際に、入会してほしい旨伝えていただければ助かります。これ以上少なくなったら自治会の運営は不可能となります。（防災等、自治会単位の活動はできなくなる。）
12	町会地域内に住むものは、全員町会員とする。
13	・集合住宅の場合大家さんに、件数、名前を確認する。・個別住宅の場合は会長が伺う。
14	戸建住宅はすべて加入しています。集合住宅は6軒あるが1軒加入していない。
15	挨拶、秋の防災とバザー、暮れの餅つきに誘うとか行事に出席させるようにする。
16	アパートの住民等、個人加入できない場合は管理人との交渉をしている。
17	(1) 戸建住居入居者へ、町会会則、町会活動要領、ごみ収集カレンダー、町会費納入票をセットで、当該班長を通して手渡ししている。(2) 集合住宅については、オーナー管理会社へ一括加入をお願いしている。
18	難しい。
19	地区部長に、入会申し込みの用紙を配布し新築建物の関係者に渡している。
20	会長他の町会役員が未加入者に直接面接し加入について勧めている。
21	アパート、マンション管理会社、大家さん等に町会便り、行事催事等のお知らせやポスター等を配布している。
22	特にないが、全員加入している。
23	規約に70歳以上一人暮らしに、自治会費を免除としているがその他は戸建のため、未加入者はない。
24	役員が新規へ回る。
25	全員が加入しているのでなし

26	年3回イベントごとにお知らせ
27	未加入者なし
28	加入「チラシ」で促進。訪問して必要性を説明。市、町会からの情報紙、防災協力関係、町会でのゴミだし当番の必要性。町会の行事（夏祭り大会、運動会、敬老の集い、防犯パトロール、震災時の助け合い、町内の外灯管理、軒下回収）
29	根気強く加入勧誘を行う。
30	役員（本部）中心に活動しているが効果はあがっていない。
31	アパートは不動産会社及び大家さんに集金してもらう。全体の8割の金額で頼む。新規のアパートは入会が条件でゴミ箱も含む。
32	毎月高齢者を中心に食事会や夏祭り、餅つき会など、かなりのイベントを開催して自治会活動をアピールしている。
33	手紙にて実態を知らせ理解したうえで入会してもらっている。アパート、マンションは建築時に不動産業者、オーナー等の責任者と話し合いをし、入会を勧めている。
34	班長に直接面談。町会費の使用内訳を説明（ゴミ収集等）
35	1. 新築のアパートについては、建設時に建主と話し合い町会費を振り込みにしてもらう。2. 戸建については入居と同時に加入申し込みをするよう説明に行く。
36	転入者について該当する班の班長に依頼している。
37	居宅訪問により勧誘
38	集合住宅に新築時会費を管理費に含むよう要請している。
39	自治会事務所を一部開放して茶話会を毎週2回開催して交流を高めている。
40	未加入者なし
41	イベント毎に勧誘する。
42	集合住宅は、家主または建築主に前もって交渉。個人宅は各組長、班長または役員が加入交渉。
43	新しい住宅が建つ、入居する情報があったとき進んで自治会の事、年中行事等を説明して勧誘。
44	盆踊り、防災訓練、防犯パトロール、子ども会育成
45	転入者に対しては、組役員がゴミ処理方法、場所を教えるときに町会加入を勧めている。既存の未加入者に対しては対応ができていない。
46	年3回イベントごとにお知らせ
47	年3回の事業として夏祭り、運動会、餅つき大会、自治会会員証の提出が必要。会員証がない場合その場で会員になっていただきます。
48	集合住宅：管理会社、大家への促進運動 戸建て：行事など参加アピールを通して促進
49	全員自動的に加入
50	班長さんは1年で交代していますが、当番班長さんの地域で新しく入居された

	方には班長さんにお任せしている。
51	大きな行事の都度呼びかけている。
52	居住者全世帯が会員
53	自治会加入のすすめをパンフレットにして未加入者に配布
54	1. 役員・班長が、個別訪問 2. 集合住宅は管理会社、大家を訪問
55	転入届時に町会への入会案内（届出）書を配布してほしい。*転出時には脱会届けも。
56	訪問勧誘
57	加入のお願い文書の投函
58	市、社協等公機関からの配布物を必ず配布。自治会の案内、議事録、イベントの資料を必要に応じて配布。その際、その地域の世話役の立場の人と懇談に努めている。
59	未加入者の方は、ごみ置き場も使えないと思います。
60	新築される住宅、アパートについては建築主または管理会社に最初から入ってもらうよう依頼する。
61	歓迎文書にて（ようこそ当地区へ）
62	新築戸建や集合住宅は、あらかじめ業者をお願いしている。
63	越してこられた場合、すぐ訪問し町会の規約を説明する。（ただしアパート関係特に単身者は難しい）
64	加入の呼びかけを役員で年1回訴えて回る（実施）広報紙や重要な催し（防災訓練や歳末警戒などを未加入のところにも回す）お金があれば新聞折込（市の広報紙でもスローガンを出してほしい）
65	新築住宅があれば一軒一軒会長が加入を訴えてまわっている。
66	組長、班長の声掛け
67	転入された方へ案内する程度
68	広報での誘いはもちろん、男性女性の各年代の人達に様々な催しや防災や建物の現状の報告。生活環境の改善に自治会がいかに必要なものかを小さなことでも関連付けてアピールして居住者に問題意識を持ってもらい、参加を促す。これには当自治会では管理の方の細かな心遣いと会への尽力がおおいにものをいっている
69	加入案内のポスティング、訪問。若い家庭のアプローチ重点。
70	個々にあたるか、魅力ある町会にする。逆に教えてほしいくらいです。
71	1. 班長さんより促進 2. 支部長さんより促進 3. 副会長より促進 4. 会長からお願いに行く。市役所の人が入らない。
72	説得のみ
73	班長・組長からの情報により本部役員（会長、副会長）の勧誘
74	年3回加入促進をし、イベント毎に声をかける。
75	加入促進をマメにやる。

76	個人住宅、集合住宅等建築をする前に自治会へ加入してくれるようお願いする。
77	未加入者に対する加入促進は会長、役員で話しに行く。
78	各会員が未加入者を把握して勧誘している。
79	イベント毎に促進している。
80	入居に際しては県の管理課のほうで、入会するように指導されていると思います。
81	会員が未加入者への加入を案内しているが、なかなか加入者数が増えない。
82	年に1～2回、個人（单身アパート）の戸数でなく変動があるので協力企業として協力費として8,000円～9,000円もらっています。
83	1. 町会の役割の重要性、必要性十分PRしている。 2. その結果ほぼ100%近く入会している 3. ただし集合住宅については、仮の住居は50%位の入居
84	1. 戸建はその都度。2. マンション集合住宅は建設前に管理業者（またオーナー）と町会加入を条件とする様、購入（入居）者に指導してもらう。
85	町会への加入については、大変苦勞しています。最近はアパートの家主又は、管理会社へ加入のお願いをしています。戸建については問題はそれほどありません。
86	組織率が上がる方法をUR,市から発信願います。
87	混迷している。
88	会長が回って入会を勧めます。
89	社協誌、明るい福祉など全員に配っている。
90	民間のアパートは出入りが多く実態がつかめない。また関心がないので4月初め訪問する。
91	任意なので難しい。
92	1割強の未加入者がおり困っている。
93	町会の活動を記入した書類を持って役員さんと三役と一緒に加入して頂くようお願いに行っています。
94	加入促進しても市に問い合わせし、強制ではないと回答され加入しない。
95	アパート入居者以外は、全戸加入している。
96	イベントのときに未加入の人に声をかけています。団地住人は特に若い人は共益費払っているのに勘違いしている面があるので未加入が多い。
97	戸建の場合加入を勧めているが、アパートの居住者は加入勧めても応じない。アパートの管理者が家賃と一緒に徴収してほしい。
98	1～2件くらいの時は、組長さんに町会に入ってもらう様に話してもらう。多い時は役員の人で社務所に集まってもらい説明して町会に入ってもらった事もあります。
99	町会内に新規入居者が5～10戸となれば会長名にて加入のおすすめ文を配

	布する。
100	転入者に対する市（役所）の対応があいまい。町会には加入するように勧める。
101	集合住宅の場合転入・転出が多いので法人扱い。年間6千円町会費として持ち主から頂いている。
102	良いアイデアがあれば教えてください。
103	「ようこそ」のチラシの作成
104	入居時に町会長等が加入促進している。またイベントの実施により町会の加入のメリットを案内している。
105	各役員が説得している。
106	「町会加入のおすすめ」の配布。集合住宅の加入が少ない。
107	年2回加入案内を配布している。
108	集合住宅の方の未加入者が多いので悩んでいます。またごみ集積所の件でトラブルが発生して加入をやめていく例がある。
109	転入者に「加入案内書」を提出説明している。
110	年に1回「自治会加入のお願い」を配布する。新入居に「自治会加入のお願い」をポストに入れる。又は同じ階段の方が勧めてくれている。
111	町会の文化祭、おみこし、軒下回収、夏休み日帰り旅行、ラジオ体操、グランドゴルフ、折り紙、パッチワーク、女性部諸事業、書道、ドライフラワー、茶道、中国茶道、抽選会等クラブ活動の勧誘
112	居住者に入会をお願いするのではなく、オーナー又は管理者に入会を勧める。震災等があった場合は一緒に行動をするようになる。防犯灯は町会で設置及び管理していることを伝える。
113	未加入者はいないものと承知している。
114	地域振興課で加入を指導してほしい。町会では限度がある。町会として責任がある。全世帯加入してほしい（特にマンション、アパート）。
115	①戸建住宅の場合○事業計画を持参して町会加入のメリットを説明する。○「数年以内に直下型地震が起こる。市役所、警察、消防署の機能が麻痺する。助けに来ない。家の下敷きになったら近所の生き残った町会員に助けをもらうしか方法が無い。」と勧誘○「従って地震発生後は死者の確認、援助食糧配布の窓口として町会が立ち上がるので町会未加入者は助けをもらえない。」と勧誘する○地震後は市役所OBも町会役員を名乗って行動する。と勧誘する ②集合住宅の場合○ビルの管理者に対し町会加入を勧誘する○町会加入しない場合は集合住宅として市政協力委員を選任するよう奨励する。
116	年に1回チラシを入れる。
117	集合住宅の場合、管理会社及び退去者に理解を得る。新たな入居者に対しては役員が対応。最近では入居者より役員に加入申し込みがある。
118	未加入者なし
119	全員加入

120	組長・班長を通して町会入会書類で手続きをとるよう心がけている。
121	加入してもらえなくても災害時の対応を知らせるなどしている。特にアパートの住人から長く住まないからと返答がかえってくる。
122	班長に依頼して加入促進
123	集合住宅（アパート、マンション等）については、管理会社と協議している。戸建は所属組長に加入促進してもらっている。
124	未加入者に「加入のお願い」を配布*町会活動宣伝のため「町会だより」の配布を企画
125	行事を行ったときに参加して下さった人に加入を勧める。
126	当マンションは全員参加することを自治会総会で決議した。
127	管理組合員全員参加
128	①役員が戸建の場合は個別に加入を勧めている。②役員が集合住宅の場合は代表者、又は管理会社の担当に加入を要請している。
129	今まで町会費を払ってもらえずにいた集合住宅の方々がたまたま災害のアンケートを全所帯に配布した時に「支払いをしていない自分達のことまで考えてくれている」と。「これからは払います」と言ってくれた。自治会の活動や誠意を見せることで理解を得られると思います。
130	若い人ほど加入拒否。特に集合住宅に多くそのオーナーまでが共同社会の一員という考えもなく幼少期からの教育が悪い。すべて損得勘定からか、情けない。対策考慮中
131	班割している為、班内に移住されて来た場合その班内で加入促進している。ただし、集合住宅は現在は加入促進ができていない。集合住宅については、市（行政）が管理会社に加入促進（町会費）を指導してほしい。
132	・総会直後に発行する広報紙で加入のお願い。・三大大行事（運動会、盆踊り、祭典）などを通じて未加入世帯の方々に呼びかけ
133	悩み多い問題であり、よく協議するも具体案無しの状況だ
134	町会長が伺う。
135	集合住宅、未加入者に対して自治会等が働きかけている。いずれ加入してくれると思う。
136	未加入はなし
137	世帯数の50%以上加入している。
138	「松戸市（行政）」が自治会に加入促進を全くしてくれていません。新たに建設するアパート・マンション等が道路使用許可(ガス・水道など)の為に、自治会長の同意印の押印要請（松戸警察署の許可の為）に来た際に自治会の会員以外の方に「自治会長」が押印するのは筋に在らずとし、施行オーナーに「自治会加入」の約定を提出してもらって押印するように改善してきた。
139	新しく転居されてきた方に入金のお誘いをポストに入れ、後日訪問している。町会区内で、他町会入会者には争いになるので勧誘は行わない。

140	全員加入
141	春。秋と年2回定期的に督促しています。夜の暗い道の街灯の電気代他一部負担して、帰宅する方々、子どもさん、ご家族、防犯・防災についても力を入れて巡回しています。安全・安心のまちづくりに皆様方には、感謝と理解されています。
142	未加入者に個々にあたり事情を聞き取る。
143	当マンションは居住全戸が強制加入
144	未加入者のほとんどが集合住宅で出入りが激しく加入促進の為の依頼文の配布及び訪問等を行っているが、先に述べたとおりでなかなか困難を極めております。
145	集合住宅なので全世帯加入
146	加入促進を年3回お知らせ。イベント毎に会員証持参の行事
147	社協で行っているいきいきサロンを複数の町会でバックアップすれば負担が軽減できます。実際に私共の町会で行っております。
148	良い話をして納得していただく。
149	新規居住者に対し会報等を届け町会への加入、参加の促進
150	入会のお勧めを、入居手続きのときに渡して頂いています。
151	新設の住宅に入居があった場合、班長が早めに訪問して加入促進を図っている。
152	商店会、地域の人々の協力、子供会、民生委員、健康推進委員の協力
153	集合住宅なので全世帯加入
154	アパート、マンション管理者に依頼
155	各組長に組の未加入戸を報告してもらい、加入に向けて理事（各担当者）が動く
156	非常に困難なテーマ。理由は入居者（アパート）の意識と管理者の入館拒否（マンションの一部）。高齢者対策（安否確認、医療）等の実施で感覚が変わればよいが
157	未加入者なし
158	1. 町会の目的及び事業 2. 町会事業活動 3. 婦人会、老人会、子供会、活動等について記述した町会加入お願いを作成し、できるだけ加入していただくようにしている。
159	運動会、防災訓練
160	防犯・防災の為に近所付き合いが一番。最後は助け合い。
161	勧誘のみ
162	老人会、こども会育成会、その他、各種団体を通して交流を深めて町会加入を勧めています。防災訓練、盆踊り、祭礼、他イベント。
163	ゴミ出し、防犯灯等使用する場合を話し加入を促す。ただし、喧嘩してまではいれない。戦後の教育が悪い。

164	新規住民には、町会から加入を依頼している。(マンションは建設時)
165	町会活動の案内(行事、会費、予算の使途など)をポストに入れ、地区委員などが勧誘する。
166	当会は新しく引越した方に無理矢理班長を押し付ける風潮があり、班長になるのが嫌で未入会の方たちが出ます。現在は立場によっては後回しにするように話しています。
167	1. 新しい戸建入居者には該当支部の支部長が入会を説明 2. 建売、アパート(新築)、マンションの新築の場合、不動産会社に事前説明 3. 古いアパートは難しいが支部長、組長に協力してもらおう。

番号	問 1 1 (3) 町会・自治会の協力・連携が必要な活動・取り組み	
	活動・取り組み内容	件数
1	防災訓練	195
2	防犯パトロール	170
3	お祭り	132
4	運動会	112
5	交流会	95
6	盆踊り=納涼大会	23
7	イベント（餅つき大会、ハロウィン、初午など）	12
8	研修会	12
9	歳末警戒パトロール	8
10	敬老（祝う）会	8
11	環境美化（清掃活動、クリーンデー）	7
12	文化祭	6
13	地域福祉事業（福祉フェア）	5
14	高齢者見守り巡回	4
15	高齢者健康増進	3
16	グランドゴルフ大会	3
17	近隣・地域の町会との情報交換	3
18	研修旅行	3
19	ふれあい会食	2
20	文化活動	2
21	福祉のふれあい広場	2
22	地域ネットワーク事業	2
23	子供会（育成）	2
24	カラオケ大会	2
25	通学路の安全確保	1
26	登下校の見守り	1
27	高齢者支援	1
28	高齢者向安心電話	1
29	講演会	1
30	旅行	1
31	福祉活動	1
32	献血	1
33	歩行者天国	1
34	ソフトボール大会	1
35	小金イルミネーション	1

番号	問 1 1 (3) 町会・自治会の協力・連携が必要な活動・取り組み
1	防災訓練、防犯パトロール、お祭り
2	研修会
3	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
4	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、高齢者見守り巡回、敬老祝う会、子ども（保護者）との交流会
5	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会、旅行、ふれあい会、お楽しみ会
6	交流会
7	防犯パトロール、ハロウィン
8	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
9	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
10	近隣、地域の町会自治会との情報交換
11	防災訓練、防犯パトロール
12	盆踊り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、地区文化祭
13	盆踊り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、地区文化祭
14	防災訓練、防犯パトロール
15	・町会自治会が連合して地区としての大きなお祭り。・町会自治会が一斉に防犯・防災に向けた取り組み。
16	できるだけ参加している。
17	行政主導で防災訓練、防犯パトロール
18	運動会、防災訓練、防犯パトロール
19	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
20	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
21	防災訓練、防犯パトロール
22	運動会、防災訓練
23	お祭り、運動会
24	防犯パトロール
25	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
26	お祭り、交流会等
27	お祭り、防災訓練
28	お祭り、防犯パトロール、交流会
29	防災訓練、防犯パトロール
30	防犯パトロール
31	運動会、防災訓練、防犯パトロール
32	運動会、防災訓練、地区パトロール、地域福祉事業、地域ネットワーク事業
33	お祭り、運動会、交流会、防犯パトロール
34	お祭り、防災訓練、防犯パトロール

35	他町会の各事業への取り組み方、あるいは独自に行っている活動を知り、また、合同で行うことで地域住民も新たな刺激を受け取り組んでいけると思う。
36	交流会
37	防災訓練、防犯パトロール
38	防災訓練、防犯パトロール
39	防災訓練、防犯パトロール、お祭り、盆踊り
40	運動会
41	防犯パトロール
42	桜祭り、夏祭り、盆踊り、防災訓練、防犯パトロール、大掃除、交流会
43	すべての活動に共同で参加できるようにしている。
44	お祭り、交流会
45	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
46	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
47	災害対策を含め地域の連帯感増強が必要
48	お祭り、運動会、交流会
49	防災と防犯を重視すべきだ
50	研修会、防災訓練
51	防災訓練
52	お祭り、地区運動会、防災訓練、パトロール、文化祭、子ども会
53	高齢者対策
54	お祭り、運動会、防災、防犯パトロール。
55	お祭り、運動会、防災訓練、敬老の集い、防犯パトロール、町の広報紙の発行、地域の問題発生時の早期解決)
56	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
57	お祭り、防犯パトロール
58	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
59	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、交流会
60	近隣3町会との交流会、串崎南町福祉ネットワーク、近隣3町会との福祉ネットワーク、町会役員会合同連絡会
61	お祭り、防災訓練
62	お祭り、運動会、防災訓練、青少年育成部会の高齢者健康増進
63	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
64	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、環境美化
65	お祭り、歩行者天国、防災訓練
66	防災訓練、歳末警戒、各部会の組織
67	各種行事、ラジオ体操
68	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
69	防災訓練、防犯パトロール、交流会

70	お祭り、防災訓練、合同防犯パトロール
71	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会、研修会
72	お祭り、盆踊り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、文化祭、研修旅行
73	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
74	盆踊り、防災訓練、防犯パトロール、子ども会育成
75	防災訓練、防犯パトロール、交流会
76	研修会
77	運動会、防犯パトロール、交流会
78	研修会、運動会、防災訓練
79	お祭り 防災訓練
80	納涼大会 防災訓練
81	災害時情報共有、共助活動
82	運動会、防災訓練、防犯パトロール
83	お祭り、防犯パトロール
84	高齢者向安心電話設置
85	防災訓練、防犯パトロール
86	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会、研修会
87	防災訓練、防犯パトロール
88	防災訓練、防犯パトロール
89	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会、文化事業
90	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、交流会、高齢者支援、子ども見守り、文化活動、防犯灯、清掃活動
91	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
92	運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
93	運動会、防災訓練、防犯パトロール
94	ふれあい活動、緊急時の連携必要
95	運動会、防災訓練、旅行、意見交流
96	防災訓練・防犯パトロール、交流会
97	盆踊り
98	運動会、盆踊り、防犯・防災活動、老人会、子ども会との連携の場として必要。
99	お祭り、防犯パトロール
100	運動会、防災訓練・防犯パトロール
101	防災訓練
102	盆踊り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、ふれあい会食会
103	運動会、防災訓練、交流会
104	お祭り、防犯パトロール
105	防災訓練、防犯パトロール
106	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会

107	お祭り、運動会
108	交流会
109	防災訓練、防犯パトロール
110	防犯パトロール
111	研修会
112	お祭り、防災訓練
113	防犯パトロール、交流会
114	お祭り、盆踊り、運動会、敬老会、文化祭、防災訓練、防犯パトロール
115	お祭り、防災訓練、交流会
116	防災活動
117	お祭り、盆踊り、運動会、展覧会、防災訓練、防犯パトロール
118	防災訓練、防犯パトロール
119	防災訓練
120	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
121	防犯、防災
122	お祭り、運動会、カラオケ大会
123	防災訓練、防犯パトロール
124	防犯パトロール
125	運動会、防災訓練、防犯パトロール
126	運動会、グランドゴルフ大会、防災訓練、盆踊り
127	防犯パトロール、防災訓練、町会自治会の3役位の協議会。お祭り、催し物
128	高齢化対策、運動会
129	お祭り、運動会、カラオケ大会、防災訓練、防犯パトロール
130	防犯 防災
131	防犯、防災
132	研修会
133	防災訓練、防犯パトロール
134	研修会
135	防災訓練、交流会、防犯パトロール
136	防犯パトロール、近隣や地域のつながりはとても大切
137	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、交流会
138	お祭り、防災訓練
139	防災訓練
140	防災訓練
141	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
142	盆踊り、敬老会、お祭り
143	祭り、防災訓練、防犯パトロール
144	行事

145	運動会、防災訓練
146	防犯パトロール、交流会、お祭り
147	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
148	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
149	運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
150	交流会
151	防災訓練、交流会、防犯パトロール
152	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
153	お祭り、運動会、防災訓練、交流会
154	レクリエーション、交流会
155	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
156	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
157	お祭り、運動会、盆踊り、献血、交流会
158	お祭り、防災訓練
159	お祭り、防災訓練、交流会
160	運動会、防災訓練
161	お祭り、運動会、防災訓練、敬老会、新年会、コミュニケーションが出来る行事
162	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
163	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
164	防災訓練、防犯パトロール、交流会
165	お祭り、運動会
166	防犯訓練、防犯パトロール
167	防犯訓練
168	運動会、防災訓練、防犯パトロール、定例会議
169	防災訓練、防犯パトロール、交流会
170	イベント、防犯パトロール、交流会
171	運動会、防災訓練、防犯パトロール
172	防災訓練、防犯パトロール
173	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、盆踊り、敬老会、研修会、初午
174	防犯パトロール、交流会
175	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
176	防犯パトロール、他は地域の事情もあり、めだかの学校流は不要と思う。
177	運動会
178	運動会、防災訓練
179	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、交流会
180	防災訓練、防犯パトロール
181	美化運動、運動会、防災訓練、防犯パトロール、クリーンデー

182	防犯パトロール、運動会
183	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
184	お祭り、防災訓練、クリーンデー
185	お祭り
186	運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
187	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
188	自治会会員が高齢化のため自分の組織のイベントに参加することで手一杯のため協力という考えまで行かないし参加できない。
189	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
190	子ども達のためにお祭り
191	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
192	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
193	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
194	盆踊り、お祭り、交流会
195	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
196	運動会、交流会
197	防災訓練、防犯パトロール、交流会
198	防災訓練
199	近隣地域での共通の課題解決に向けた連絡協議。近隣地域共同のイベントの開催、交流の促進
200	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
201	防犯パトロール、情報交換
202	賀詞交換会、交流会、お祭り、盆踊り、運動会、町会旅行、防災訓練、防犯パトロール、新生児誕生祝、入学・成人・敬老祝い、独居老人にプレゼント、地元団体に助成金交付、防犯灯設置、消火器設置、会報作成
203	運動会、防災訓練、福祉フェア
204	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
205	防災訓練
206	防災訓練、防犯パトロール
207	盆踊り、防災訓練、お祭り、交流会
208	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、ソフトボール大会、交流会
209	防犯パトロール
210	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会、グランドゴルフ、草取り
211	防犯パトロール
212	お祭り、運動会
213	交流会
214	防災訓練

215	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
216	防災訓練、防犯パトロール、お祭り、イベント（餅つき会他）
217	交流会
218	運動会、防犯パトロール、学区別安全対策、広域対策（防災、研修、健康等）
219	運動会、防犯パトロール、防災訓練、交流会
220	防災訓練、防犯パトロール
221	お祭り、防犯パトロール
222	運動会、防犯パトロール、防災訓練
223	運動会、防犯パトロール、防災訓練、講演会、研修会
224	お祭り、運動会、防犯パトロール
225	盆踊り、お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
226	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、環境美化、高齢者の見守り活動
227	運動会、防犯パトロール、防災訓練、町会相互の情報交換（広報紙の交換など）
228	お祭り、交流会、催し物、防災、防犯。小さな地域が活性化していけばやがては市全体が、活性化していくのではないのでしょうか？あの街、あの地域、あの市に住みたいと思われる様な市になれば！努力なしに活性化はえられない。
229	必要と思うが町会の世帯数、年齢層など資金力の違いがあれど費用は同負担。人力提供にも差があり弱小町会の苦しみは理解されない。
230	お祭り
231	防災訓練、防犯パトロール
232	盆踊り、お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
233	防災訓練、お祭り
234	防犯パトロール、盆踊り、交流会、ゴミステーションへの対応
235	防災訓練、防犯パトロール
236	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
237	年寄りが多いので若い人に積極的に参加してもらう。
238	お祭り、運動会、防犯パトロール、通学路の安全確保の運動
239	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
240	近隣町会と協力している
241	お祭り、防災訓練、防犯パトロール
242	防災訓練、防犯パトロール、交流会
243	お祭り、運動会、盆踊り、防犯パトロール、交流会
244	交流会、防犯パトロール
245	防災訓練
246	災害発生時等の連携組織
247	お祭り、防犯パトロール、交流会
248	防災訓練、防犯パトロール、交流会
249	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会

250	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
251	運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
252	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
253	交流会、運動会、防犯パトロール、研修会
254	お祭り、運動会、防犯パトロール、講習会
255	運動会、防災訓練、防犯パトロール
256	防災訓練、防犯パトロール
257	話し合いの場を作り、お互いの情報交換をして協力し合っていく。
258	今後の対応として高齢者に対する支援・対応をどう取り組んでいくか？
259	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
260	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
261	お祭り、盆踊り、防災訓練
262	お祭り、運動会、子供会、防犯パトロール
263	防犯パトロール、防災活動
264	防災訓練、お祭り、交流会、(枝豆の会、芋煮会)、小金イルミネーション
265	文化祭、音楽会、敬老会、防犯パトロール
266	防災訓練、防犯パトロール
267	お祭り、犯罪被害情報を交換して対応策を講ずる。登下校の見守り、高齢者対策
268	お祭り
269	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
270	防犯パトロール
271	環境、防災訓練、防犯パトロール、福祉、高齢者対策
272	防災訓練、防犯パトロール
273	防災訓練、防火訓練
274	お祭り、運動会、防災訓練
275	運動会、防災訓練
276	お祭り、運動会、防災訓練、福祉のふれあい広場
277	交流会、運動会、環境活動、福祉活動、防犯パトロール、防災訓練
278	防災訓練、防犯パトロール、お祭り
279	防災訓練、防犯パトロール
280	運動会、盆踊り
281	防災訓練、防犯パトロール
282	お祭り、防災訓練、防犯パトロール、交流等
283	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール、交流会
284	お祭り、運動会、防災訓練
285	お祭り、運動会、防災訓練、防犯パトロール
286	防災訓練、防犯パトロール 交流会

番号	問 19 会長手当の支出名目	
	手当の種別	件数
1	会長手当・役員手当・役員報酬など	36
2	連絡事務・切手・電話・通信費	28
3	行動・活動費	17
4	交通費	13
5	交際費（祝儀、寄付、香典、）	8
6	連合町会費	1
7	副町会長費	1
8	役員御礼	1
9	実費相当額	1
10	年間手当	1
11	団体協力費	1

番号	問 19 会長手当の支出名目	年間の金額
1	通信費、交通費、活動費	15,000 円
2	通信費	10,000 円
3	電話代	
4	会長交際費	60,000 円
5	会長他役員手当て	210,000 円
6	役員報酬	30,000 円
7	行動費・交通費	50,000 円
8	活動費、通信費、ガソリン代	100,000 円
9	無記入	20,000 円
10	無記入	12,000 円
11	会長活動費	100,000 円
12	連合町会費	5,000 円
13	役務手当	10,000 円
14	通信交通費	5,000 円
15	会長手当て	48,000 円
16	活動費	3,000 円
17	理事手当て	48,000 円
18	無記入	7,000 円
19	会長事務費用	50,000 円
20	通信費	30,000 円
21	役員手当	
22	本部役員手当て	10,000 円
23	手当て	20,000 円

24	交通費	20,000円
25	会務行動費	100,000円
26	役員手当	100,000円
27	役員手当	5,000円
28	町会通信費（組長以上）	10,000円
29	活動費、通信費	25,000円
30	会長手当	20,000円
31	役員手当て及び通信費	40,000円
32	活動連絡事務費	10,000円
33	実費交通費	
34	役員・班長手当て	3,000円
35	活動費	2,000円
36	事務管理費	10,000円
37	交通・通信費	12,000円
38	活動費・交際費	25,000円
39	活動費	4,000円
40	会長手当	50,000円
41	活動費及び交通費	10,000円
42	役員手当	10,000円
43	交通費、通信費、その他	150,000円
44	役員手当	10,000円
45	手当て	200,000円
46	役員報酬	5,000円
47	役員活動費	20,000円
48	事務連絡費	30,000円
49	副町会長費	50,000円
50	役員御礼	1,500円
51	近隣他町会〈盆踊り等〉及び連合町会防犯協会等の会費	50,000円
52	役員報酬	48,000円
53	電話代	
54	通信費	10,000円
55	役員会長手当	25,000円
56	交通通信費	10,000円
57	理事報酬	50,000円
58	通信費	7,000円
59	お祝い金、不祝儀、交通費	50,000円
60	通信交通費を含む謝礼	30,000円
61	役員手当	10,000円

62	寄付、香典	100,000円
63	団体協力費	
64	町会長交際費	150,000円
65	役員手当	3,000円
66	会長手当	30,000円
67	役員手当	7,000円
68	役員報酬	20,000円
69	会長手当	10,000円
70	会長連絡費	60,000円
71	通信費	5,000円
72	町会長手当て	数万円
73	役員手当	20,000円
74	会長手当	25,000円
75	会長手当	30,000円
76	通信交際	20,000円
77	交際費	10,000円
78	役員手当	35,000円
79	活動費	30,000円
80	通信費、交通費	8,000円
81	年間手当（謝礼）	10,000円
82	祭りの祝い金として会長名で奉納	20,000円
83	役員手当	1,000円
84	通信費、謝礼	10,000円
85	通信費	5,000円
86	無記入	20,000円
87	役員手当	6,000円
88	会議のお茶菓子	
89	役員手当	100,000円
90	祭礼、納涼大会のための寄付金	20,000円
91	町会長手当	50,000円
92	会長活動費	100,000円
93	交際費	180,000円
94	役職手当	50,000円
95	通信費	5,000円
96	手当	50,000円
97	理事等報酬	216,000円
98	役員・班長報酬	15,000円
99	実費相当額	60,000円

100	電話代・切手代	5,000 円
101	行動費	500 円/回
102	町会内の行事等	30,000 円
103	通信費	10,000 円
104	役員通信交通費	8,000 円
105	市政、祭り、子供会、老人会	150,000 円
106	理事手当	36,000 円
107	活動費	20,000 円
108	役員手当	10,000 円
109	役員手当	5,000 円
110	役員手当	30,000 円
111	会長手当	5,000 円
112	無記入	40,000 円
113	役員全員に対し活動費として計 1 1 名	70,000 円
114	役員報酬	30,000 円

番号	自由意見（活動活性化、市政協力委員制度、市の施策）
1	1. 町会長、自治会長＝市政協力委員として整備する。他町会では複数人の市政協力委員がいないところもある。市とのパイプ役が分散する。2. 地区担当の市職員を置き、市と町会の協同関係を強化する。3. 町会が住民の苦情処理機関にならないように、防犯、防災、福祉等の活動に住民の参加を促すことが必要。そのための市の援助がいる。4. 本郷谷市長の住民本意の市政に期待しているが、まだその姿がみえない。このアンケートはその活動の一貫でしょうか？
2	《制度について》各種情報や依頼事項の取り次を主な業務としていいとありますが、取次ぎの次に、下部組織に組長さんと班長さんが働いている。したがって委員個人に支払うよりは、個人と町会に分けて支払うほうがよいと思います。
3	懇談会で話し合われたことを市側は、もっと勉強してほしい。
4	町会長が市政協力委員を兼務している場合と、単独で市政協力委員となっている場合では活動実態は大きく異なります。単独の場合組織を持たないので出席者を選ぶ等の依頼をこなすことは不可能。管理会社と連携することも限界がある。市側はそのような実態のあることを認識すべきです。
5	現制度で地域の環境づくりを少しずつ仲間を増やしながら取り組んでいる。性急な改革は地域活動では難しい。少しずつ、少しずつ、そして多くの仲間。現行でも、地域の方々のご意見を伺いながら様々な企画を実現していくことが大切。百の屁理屈よりひとつの実行。半パなボランティアは不要。地域の方々とともに話し行動し、仲間意識が育ちます。
6	匿名とあるが、あえて当町会は〇〇町会です。ワンルームマンション、店舗、事務所が主で町会に加入しているのは47世帯の弱小町会。限界集落という言葉があります。まさに我町会は限界町会です。年々町会費が減少の一途をたどっています。そろそろ近隣、町会との合併も考えなければなりません。このようなスレスレ町会のご指導を行政でしていただければ幸甚です。いかに住民自治といっても限界です。あと明第1地区社協で防災についての災害弱者リスト作成やアンケートや無線機貸与等を実施していますが、地区社協内だけの対応で近隣地区全市域対象ではありません。ぜひ、防災についても行政主導をお願いします。個人情報不十分なのでご一考を！
7	町会長は、ボランティア活動だと思ってやっている。しかし市政協力委員としての個人所得を頂いて町会費に入れ、役員の手当てに充当している。このようなメリットがあるので重宝しているが、一考を要する制度ではないだろうか？
8	・公園の樹木等は定期的に整理してほしい。・私有地の雑草が少し問題がある。
9	町会長や役員のなり手がなくて困っている。
10	市政協力委員や町会長を進んでやる人がいない。民生委員や防犯・防災等の委員になる人もいない。人選に苦労している。ますます高齢化になるが市の対策はありますか？

11	自治会内の防犯・防災はもちろん、防犯に対しては青色灯パトロールカー運用、週2回徒歩隊とともに自治会内の美化運動等、住み良い町づくりに一生懸命でやっています。市役所の職員はよく対応してくれます。これからもよろしくお願ひします。
12	町会役員について、当地区では住民の高齢化が進み、町会役員も最低60歳代であと70、80歳代で占めています。もっと若い世代に役員になってもらう方法がないでしょうか？
13	町会の役員の若返りをはかりたい。
14	<p>1. 町会・自治会の活性化について（1）市政協力委員制度と関連するが、行政が必要とする制度（市政協力委員）なら委嘱行為とともにその役割に求めている事柄について講習・あるいは研修を積極的に開催し、委員としての「使命感」を要請してよいのではないかと。活動に対する手当でも出しているのだから、もっと役割を明確にして、委員の積極的な活動を促すべきである。（2）町会は、行政からの伝達事項を含め、町会役員に対する「地域情報の積極的な共有、公開」をする必要がある。町会の総会議案、決算・予算案も全世帯へ公開していない町会が多い。役員や一部の人の意見だけで町会運営がなされているように思うことがある。（3）町会長（市政協力委員）へ、活動手当が出ていることも一般市民へ公表してもよいのではないかと。（当町会では「役員・班長はじめ公職委嘱者」などに対し「ハンドブック」を配布しているが、その中には各種「委嘱者」の役割具体的任務、それに対する手当の有無などを明記している）（4）市政協力委員と町会長（自治会長）との分担は業務が2重手間になり、現実的ではない。地区の中でも分担した町会があったが1期で中止した。行政側ももっと地域での「手間」の現実を研究すべきです。</p> <p>2. 地域に関わる施策について（1）町会集会所については、各町会の「自主設置」に対して市から「経費の一部助成」がなされているが小規模な町会では経費的に初期投資を行うだけの財政力がなく、また設置しても「維持経費」も思うに任せない。「集会所土地の購入あるいは借地で貸与」を行政で手当てしてほしい。集会所が町内にあると住民の動きが活発になり、町内清掃、防犯パトロールなど多くの住民の自発的参加がある。当町会では、今年初めまで「古い取り壊し予定借家」を家主の好意で借り、約20年にわたり活動拠点としていた。（年間利用回数約60日 その他防災防犯拠点や防災・環境資材置き場として使用）近場の拠点は老人会活動、サロン活動などにも利用され、結果として町内高齢者同士の交流を促し、高齢者の現況把握につながっていた。今年2月に拠点を失い、老人サロンのみ町内「留守宅」の一室を借用して開催している。しかし町会活動の拠点には使えず、町会の様々な活動が困難になった。今後の地域高齢化を考えると、「歩いて行ける町内拠点」がどうしても必要と思う。行政の地域施策として検討していただきたい。</p>
15	市政協力委員が、町会長と兼任していないと市と地域住民との連携はとれない。町会員の要望をどのように対処したらよいか、また地域の代表として市に

	<p>要望していくには地域の内情をよく知らないと言えられない。任期も2～3年で交代していると責任感や事の発展に対し支障をきたすのでは。町会の代表として地域活動を続けていくには費用が必要。ほとんどの町会長は、市との連携のための手数料を市への活動費だけではなく、町会活動に使っている。一地域住民が自分の所属する町会の実態を市全体の市政協力と同じ思いで批判している人もいるようですが、ほとんどの町会では、その長がどのように責任を持って運営しているか？ボランティアの精神と人生の使命として活動していると思います。</p>
16	<p>まだ勉強不足の為、自分の行動整理をして市政協力委員、町会役員等の役割分担をよく考えます。市と町会・自治会との会話を多くしてほしい</p>
17	<p>・役員の高齢化（加えて健康状態）（やるべきことはやっている）・後継者が見つからない。・色々な組織を作っても人は同じ。・町務で活動する人達に対しては、金銭的な負担をかけないようにしている。・違法なごみ投棄には常に苦慮。</p>
18	<p>町会長にどうしても業務が集中しており多忙を極めているのが現状であり、内部で回覧等の配布担当者を定める必要がある。（当町会では、特に集中している）</p>
19	<p>わが町会は、役員7名会長1名年間5,000円が通信交通費ということで計上しているが、実情は年2回の懇談会費用にしている。その結果諸々の行事の参加交通費は自費で活動しているのが実態です。時間に余裕と多少のお金がないと会長はなかなか大変です。毎月の組長会において質問があり解決できる問題であればすぐ各部署に連絡を取って解決を計っている。最近特に地区や町会も福祉、防災、防犯環境に活発な活動になっているので市政協力委員はますます大変です。◎地区会や町会・組長会に市役所の職員が参加し意見等を聞いてもらったり答えられる点は即回答してもらい市政協力委員の手助けをしていただければ有難いと思います。</p>
20	<p>①少子高齢化社会の中で地域が今取り組んでいることは高齢者への支援や見守りの活動を明確にし、高齢者が元気に安心して暮らせる地域（自治会）に取り組むことを行事の一つとして自治会内の制度員、民生委員を含む会合等も開催取り組んでいる。ひとつには、閉じこもりがちな独居老人には地域での行事（夏祭りや運動会）等に送迎のできる会員を募り一日をみんなで楽しんでいただくような高齢者への支援策を活動のひとつとしています。また、子ども会への協賛は以前からしていたが昔から子ども会は、子ども会にお任せとしていたが、4～5年前より子ども会役員も必ず自治会行事に参加させる等、少子高齢化対策をともに取り組み地域の活性化を図っています。②市政協力委員制度については市と地域の情報や交流として絶対に必要な制度と考えます。③行政については地域の問題に積極的に取り組んでほしい。</p>
21	<p>近い将来予想される大災害発生時、住民の非難・救援は町会だけでは困難。市の組織との具体的な連携対策づくりが必要。</p>
22	<p>当町会は現況のままでよい。</p>

23	①連合組織を作ることにより力が入り過ぎていないか？②現況は、小さな町会がそれぞれ独立して地域活動を支えている。③町会・自治会活動から外れた区域は戻ってこない。公共負担0のほうが良いと思っています。④ふるさととして考えないから⑤近隣関係をわずらわしく思う。
24	町内において、ごみ散乱堆積、放浪猫の餌やりや子猫を産ませっぱなしで、道路上徘徊（10数匹）で度々交通事故による処理トラブル各戸に侵入による糞尿の被害（悪臭、脱糞）、蠅の大量発生など代々町会では町会長の申し送り懸案事項となっているものの、本人の全くの無自覚（58歳女）と、市環境業務課、保全課でも個人敷地内ではごみの堆積（家電、家具の壊れたもの）は取り締まれないの一点張り。来年周辺住民が、悪臭や雑草、枯葉枝の伸張、猫の放浪放置で実害を受けている実情からみても、環境被害を受けている実態からして、そのような猫の飼い方や、環境悪化に対する加害者としての取締りが出来るよう問題の根本をよく検討し、対処し、規則を定めてほしい。
25	昨年町会長となり、自動的に市政協力委員となったが具体的な資料がない為戸惑った。もっと簡単に役割を明示した文書が必要と感じる。
26	子ども会の活性化、65歳以上の男女の活性化、明るい町づくりを目指しています。敬老の日、65歳以上の方にお祝い品の配布、258名内80歳以上49名。敬老を祝う会で参加者30名新1年生10名による歌、手品、役員また女性部（10名）により豚汁を作りました。（ダイヤモンドクラブ60名）60歳以上の方で串崎公園にて木曜日、日曜日、（2回）月6回グランドゴルフの練習をしています。研修1泊旅行年2回、社協大会、高木地区予選会、松飛台地区大会、串崎南町オープン大会など参加実施している。災害時要援護者支援体制づくり串崎南町としては、民生委員が敬老の日の対象者リストによりある程度把握していますが「松戸市の方針」として体制作りを進めてほしい。民生児童委員、高齢者支援連絡会相談協力員、青少年相談員、各委員が任期が来てやめたいと言ったときにはこれを説明できるものがほしい。串崎ニュースなどに公募する為に
27	市の広報誌に「町会・自治会に加入し、自分達の住む町は自分達の手で、安全安心の出来る街づくりをしよう！」という記事を書けると加入者が増えるのでは。10ページ欄外記入：市政協力委員の手引きで動きを決めると堅苦しく市政協力委員になりたがらない。
28	もっと支所とのコミュニケーションを強く持ちたい。防災についてもっと充実を図りたい。住民の隣人同士の助け合いを組織的にして防災にあたりたい。
29	アンケートの中に「市政協力委員の活動は町会活動と区別して行う必要がある」とされています。市としてそのような認識が前提であるとすると市は町会活動全般について正しく把握されていないと言わざるをえません。市とのパートナーシップで市政協力委員とは対等としていますが、町会長とは、どういう関係になるのでしょうか？私は町会長であり市政協力委員でもありますが、立場を使い分けてはいけませんし、使い分ける事もできません。町会活動によって

	生じる問題は町会長が全面的に責任を負わざるをえないのが現実です。町会の総会において会員の総意で選任される町会長の立場について市としてご一考をお願いします。
30	市政協力委員制度は必要と思う。自治会の法人化について規制がもう少し緩やかにしてもらいたい。たとえば地域住民の法人化への賛同割合 (%) の緩和等。
31	市政協力委員の手数料の減額、自治会や町会への直接給付を考慮されているように思われますが、町会長と市政協力委員を兼務している場合がほとんどで会長は多くの寄付金は必ず一般会員の数倍出しており無給でボランティア活動と思っても大変です。このため手当ては個人に給与として絶対必要で減額などもってのほか。
32	私どもの団地自治会といたしましては、世帯数1,640戸に対し約300戸の会員数で働きかけていても毎年同じような状態です。ご提案ですが、広報まっつどを通じ町会・自治会への加入を啓蒙していただきたい。もう一点は高齢化の波が寄せており約40%が団地の高齢者です。今後の対応として公団と自治体の共同で空き家の活用や施設内の不要になった污水处理施設の活用を検討したいと思うのです。どのように市役所と連絡を取ればよいのでしょうか？
33	市政協力委員の手数料は多すぎる。100円/年で充分で戸数による掛け算は止め定額5,000円/年ぐらいにして、今までの支出差額は、敬老会や青少年の諸事業の補助としたほうが有効な税の使い方と考える。
34	・地域によっては、会長、市政協力委員、民生委員等数種兼務しているところもあると思うが兼務することで各種会合、活動に出られなかったり疲れて出なかったりすることがあると思う。情報を得るのはよいが、やはりしっかり活動してもらうにはたくさんの人に活動してもらう方がよい。一人で何もかも出来るという人がいるが疑問。会合には欠席目立つ人もいる。・9/31に地域支え合いづくり懇談会があり会長、市政協力委員、防犯・防災委員約110人が集まって消防局講堂であったが何が目的か今日の会合がどんな役に立つか不明。同じく同席した人に感想を聞いても何も役立つ話がなかったということで残念に思う。・社会福祉協議会があり、民生委員も市政協力委員も傘下にあること（社協が支持してふれあい会食等各行事支持しているのだから偉いんだという感じがある）間違いだ。また新人のいじめ・意地悪もあると聞く。福祉に携わる人の指導者の姿ではない。苦勞して実務に当たっている新人にはわかるよう相談にのり指導していくべきだが疑問。・市民運動会毎年あるが、参加しない町会も3,000円拠出が強制されている。体を鍛えるのも良いが、年寄りが多くなり100m走も自分の記録を作ろうとしてがんばりすぎ骨折してそれからは参加進めても参加せず一人参加になっている。・社協費も一家300円納金しているがどれだけ町会にお陰あるのかも実感ない。・実のある会合講習会が少ない。
35	個人情報に関する法律を改訂できると、町会がもう少しスムーズに動けると思っています。

36	町会内の問題で困って市役所へ相談に行った際、ある課の窓口で規定上にないことは出来ないといとも簡単に言われて相談することも出来なかったときは、市民の為に役に立つ人がいる所ではなく、自分の生活のためだけに働く人がいる所が市役所だと思ったことがあります。それが市民の安全を守る課だとは、今までも思ってもいません。市民のことを第1に考える職員を一人でも多く育ててくれることを望みます。
37	高齢化が加速する中、千葉県は全国でも比較的「若い県」に位置していると聞きました。今後はさらに医療（介護）関連の充実が求められるでしょうが、これはその財政的裏付けが乏しいとなかなか実現困難と思います。ひとつ以外だった事は、市立病院の将来像。移転、改築の間を往復している印象。この3年間はいったい何だったのか？上記と同時に進行しなくてはならないものとして幼稚園・保育園等子どもらの将来対策です。いずれにしても「財政」が最大の問題です。歳入減など色々厳しさはあると思いますが、限られた範囲でその優先順位を決めて実行してほしい。
38	ボスを作らないようにする。ボスが現在のさばっている場合排除する。
39	・市政協力委員の仕事をはっきりすればいいと思う。管理組合のあるところは組合がすることが多い（組合でないと出来ないこと）ので理事長が市政協力委員になればいいが、理事長は忙しく仕事が増えることは好まない。また収入の問題もある。・仕組みをはっきりする必要がある。・色々な会合に出ることも要求されておりある意味で市政の人間関係の融和に役立っている。
40	市政協力委員になって2年目ですが、いまだに積極的に何に取り組んだらいいのか目標がつかめません。ただ町会役員であり、市政協力委員である以上町会内の仕事が多く又それを他の役員以上にこなさなければいけないような負担を感じています。市政協力委員制度自体なくてもよいのではとも思います。任期2年との事ですので任期がきたら解任していただけたらと思っています。
41	赤十字赤い羽根募金は、大袋あたり印を押す枠が1列で9ヶしかない。回覧する戸数は11家族の為に11枠以上をお願いします。
42	1. 市政協力委員制度の見直しが必要2. 町会に対してもっと支援をする必要あり・個人に支払っている制度をやめ、町会に助成すべき・町会役員の中で市の窓口担当を決めて活動してもらえば、市政協力委員はおかなくても済む・町会役員の活動範囲が年々増え負担も感じている。もっと町会活動や、町会役員を支援すべき。・町会活動の中味は、平場とマンションは違う。市の支援のあり方も違ってしかるべき。*マンションは管理事務所に所員が常駐し住民に対応できるが平場の町会は町会会館があっても常駐者はいない。今後の高齢者増加を迎え、対応が必要になる。・支所の機能を充実させ、地域とのコミュニケーションを増やしてほしい。現状では所員が不足している。
43	市政協力委員（町会長・自治会長）の任期を4～8年位に限定してより多くの人達に経験を積んでもらうことが、より一層親睦、交流、地域の活性化等につながっていくと思います。10～20年も町会長・役員が続いている、仲良し

	会等では進展がないと思います。
44	・市政協力委員の重要性は良く理解している。市と町会とのパイプラインですから・・・・町会の集会所（現在賃借中）を市の公共施設地（例、栗ヶ沢公園敷地）等に集会所を設立できないか？
45	このたびの3.11震災で市からの伝達の仕事もありますが、もっと町会の中に入って会員の皆様とコミュニケーションを図り、一人暮らしの老人や緊急時に要援護の人達の名簿を作成するために全世帯にアンケート用紙を配り町会役員の協力のもと調査票が出来上がりました。この名簿を元に何らかの役に立てるようにしています。また安心簿を作り必要と思われる人達に家の中の目立つ所においてもらって緊急自動車が必要なときに見られるように病気等の明細を書いて置くようにしています。
46	松戸市の住民の多くは都内に勤務しており、昼に不在になる。土・日をもっと活用し市民意識が向上する施策がほしい。
47	昨年度《H23》より市政協力委員を委嘱されましたが。業務の多さに少々驚きました。とてもフルタイムで働いておられる方に勤まる業務と思えません。所管区域に精通することの難儀さはもとより、運営母体（役員と班長組織）の育成はさらに難しいものです。よき諸先輩がおられる区域は先輩が築きあげた活動組織をより一層強化すればよいのですが、多くの区域は東京方面に勤務する住人が最も多く、足元の居住区域の様子がさっぱり「わからない」人ばかりです。このような実情を原点にして私達も松戸市も区域の自治活動を築きあげていかなければならないことをまず理解してほしいと思います。特に昨年3月の大震災をきっかけに区域住民の気持ちは、区域の住民にたより、助け合わないとダメだと感じたようで区域自治会組織の育成が急務であると昨今強く感じています。
48	・私達の町会は緑地帯があるために、（他町会）上の町会よりゴミを捨てている人がいます。前年、清掃を行いました但不法投棄は同じです。市政で看板をつけてもらいたいです・江戸川避難所になっていますが津波のときは危険だと思います。各町会は高台の避難所にしてほしいと思います。
49	緑地化されている林や森林の管理を市で担っていただきたい。台風、地震等で倒木または危険な箇所は地主もふだんは町会に任せているので地主側では、その場合の整理や伐採はやりたがらないです。市のほうでやっていただければ助かるのですが。・ゴミ問題はどこでもありますが、不法投棄の取り締まりにより方法がありましたらご指導願います。
50	1. 市政協力委員=町会長が望ましい。 2. 昨今どこの町会でも役員の高齢化と人員不足が悩みである。その対策として（1）市職員の退職者は、退職直後2～3年は町会役員となることを義務付ける（退職者以上で多少の手当てを市からだしてもいいと思う）（2）民生委員は町会の役員となることを義務付ける
51	私は、65歳で現在町会長を仰せつかっています。前会長の逝去とともに世代

	<p>交代がなされたわけです。町会の組織運営等色々な改革を行ない町会の活性化を図ってまいりました。班、ブロック制をしき、回覧（市からの情報等）の伝達も充実させたつもりであります。我々執行部からいろいろな事業への参加、協力等のお願いをしても今ひとつ反応がよくありません。我々の努力が足りないといってしまうと反論も出来ませんが、なぜか我々世代の下世代（30～50歳代）の町会に対する協力度に疑問を持っております。一線で働き生活に余裕がなくボランティア精神が少ない様に見えます。その年代の人口減少もあるのでしょうか？このまま行くと町会の5年先、10年先が不安でなりません。私としては現在私に与えられた使命を、忠実に全うし次世代にバトンタッチするしかありません。市としてもこの兆候を警鐘として市政協力委員制度を見直してもらいたいと思います。</p>
52	<p>①毎年町会の役員を受けてくれる方がいなくて困っている。②町会長とか役員が高齢になり体調も悪くなったり役員会に出席できなくて困っている。③役員（平均年齢65歳）84歳の方も役員として受けてくれていますが、本当にお願いして受けて頂いている。</p>
53	<p>・各種の事業（防犯灯、ごみ集積所等）の手続きが煩雑すぎる。・ゴミの不法投棄が目立つ。</p>
54	<p>市政協力委員というお役を受けたばかりで仕事をのみこむのに大変です。前から町会のお仕事をお手伝いしてればよかったです。母子家庭のお世話はしていましたが戸惑っています。</p>
55	<p>市政協力委員手数料について年間一世帯300円の支給☆減額か廃止を=高額すぎる☆要望=会議等への参加に対する日額旅費・電話料相当分の支払いでいいのではないかと。☆理由=ボランティアと考え、活動等行うものと理解している。支給を受けるにあたり後ろめたさを感じている。従って、多くの方が個人預金通帳で支払いを受けている。他の補助金制度の見直し：たとえば「松戸市老人クラブ運営費補助金」=この種の補助金支給制度が、数多くあるのではないのでしょうか？財政厳しい折、現在の社会通念に照らし合わせ、いかがかと思われものは、減額・廃止を検討されるべきです。</p>
56	<p>連合町会に入って活動しているため、小さな町会でも色々な活動ができ町会の活性化につながる。</p>
57	<p>当マンションには、理事会があり、そしてその下に自治会があるので自治会はなくてもよいと個人として思っている。すべてのものが理事会組織で実施しているので自治会費は理事会で管理されているから。</p>
58	<p>・問17の区別するという表現はおかしいと思う。もし分けて市政協力委員と役員が別々な考え、行動をしたらうまくいかないと思う。・役所の担当者に地域の実態や実情を相談できる担当者がいると心強いと思う。・長く特定の人が色々な役職についている（地域の上部団体）。いい加減に交代したほうがいい。・縦割りで任命される（推薦）各種の役職が地域でも縦割りのまま行動している。もっと交流できる仕組みを作るべき。・民生関係などは守秘義務のひ</p>

	<p>と言で何も言わない。個別の問題は別として地域の特性や悩みは出せるはずで す。民生委員だけが地域の支えになっているわけではないし、これだけ社会格 差が生まれ社会問題になっているのに自分達は特別の任務者と考えることが 問題。</p>
59	<p>4月の時点から活動があるため交通費などが必要になってまいりますので手 数料はなるべく早い時期にいただけると有難いです。(他の会長さん方は経済 的に恵まれていらっしゃると思うのですが、当自治会は最近くじ引きで会長に なっているというような実情です。)</p>
60	<p>最後の方にありました市政協力委員制度は現在を見るに完全に疲弊して機能 してる部分のごくわずかだと思えます。常盤平の方のように1人住まいの年配 者の見守りをしてくださっている例などを除くとほとんど各地域で会議に持 ち出さなくても解決できるようなことばかりで、もっと松戸市全地域のことを 考えて話し合うべきことがたくさんあると思えます。</p> <p>例えば市内住民の日常の動線をもっとリサーチしてどこどこにポイント基 地とすれば生活しやすくなるか市内の交通網はどうなって将来転入者が増え た時、今のままでいいのか？市の一番良い場所をお金がなかったとは言え、な ぜ利益最優先の学校事業者に渡してしまったのか、取り戻すことがダメならも っと協力してもらおうとかもっと市は長期的な視野に立って俯瞰的な観察と計 画が必要でそのために有識者の力をかり市民にも協力者を募り一緒に協力し て街づくりをすべきで市議会も権力争いに浮き身をやつす暇があれば自分に 出来ることをしようと思わなければ松戸市は沈んでいくばかりです。市政協力 委員は、正にその為にあるべきだと思えます。委員ももっと自分に何が出来る か考えなければなりません。全くのボランティアであるべきではないかと思 います。市はもっと毅然として住民を牽引するようもっと積極的に若い人達の見 聞を広めさせいいアイデアや自分の意見をちゃんと持って発言させる場を 持たせてあげて下さい。イエスマンはいらぬと思えます。市長の今後の活躍 を心から期待しています。誰かがやってくれると待っていては駄目。まず一歩 皆の一歩は必ず大きな力になると信じています。お金で解決することがあれば その時こそ市民全体の力を結集してお金をつくりましょう。</p>
61	<p>1. 標題がパートナーシップとあるが全く市の一方的な丸投げ。2. 現在の自 治会活動は、無給ボランティアである。今現在お願いしている人に心が痛んで います。これ以上の自治会運営の活性化は事実上無理。3. 募金、拠出金につ い役員の労苦は相当なものであり、これが町会の仕事かなと思うことがある。 金額により還付措置も必要かな？4. 町会長、自治会長と市政協力委員（市の 文書等の配布が仕事とするならば）の仕事は町会運営の業務が圧倒的に多い。 行政の仕事と思われること大です。</p>
62	<p>すぐやる課のような松戸初（発）が少ないように思われる。</p>
63	<p>高齢化が進み、地域のやることは、高齢者だけ（社協、ボランティア）活力あ る人は働いています。会合等は土、日にやるべきと思う。勤め人は休まなくて</p>

	<p>はならないので出来ない。市から給料もらっている人達は自分達の都合でやっているから年寄りだけを協力者にしていて前向きの事が出来ない。その上若い人を入れてほしいと言葉では言っている。本気で活力ある人を入れるには土、日利用なら休みの為協力者が集まります。</p>
64	<p>各種制度委員の推薦要項には最低限の職務を記載してください。(具体的に箇条書きなどで) すべてを把握したら片手間では実行できないものが多数。</p>
65	<p>国の行政組織の中で、町会・自治会は最小組織、最低組織であるが、この組織が市・県・国を支える重要な組織となっている。地域社会に生きる住民が意図している本質を知ることが市政、国政と繋がっていくのではないのか？町会・自治会の活性化がなくて市・県・国の安定は考えられないのではないのか？ボランティア活動にも限界を感じるが？市～国の職員であっても町会・自治会の一員であるはずだから。</p>
66	<p>若い人が参加できるシステムを作っていかなければ活気ある街づくりは出来ない。極力若い人達(30～50代)の意見を聞く必要があり、活かしていかなければならない。役員(委員会)に就いてくれる人が少なくなり深刻になっている。</p>
67	<p>町会連合会、防犯協会、社会福祉協議会等様々な団体があり、重複して行っている行事や取り組みが多すぎるし市政資金の無駄使いの感が多い。市政協力委員制度を始め市政に関わる制度、団体の役割や運営体制の整理が必要である。</p>
68	<p>町会、自治会が自主性を発揮すること。町会・自治会は自分達のことは自分達でまとめ切ること。まとめるという「地域力」を高めること。行政はこれらの努力に対して支援策を講じること。</p>
69	<p>近所づきあいがとても難しくなってきました。隣はどんな人が住んでいるのか、どのように付き合っていくのか引越しをしてきても挨拶もないという事を聞きます。このような時、町会、自治会のかかわりは大切だと思う。特に災害がおきたときを考えると近所の支え合いがどれほど必要になるのか？個人の力ではどうにもならないことでも助け合えると思う。松戸市には大きな災害が起きていませんのでいざとなったら災害を経験してないことは怖いことです。</p>
70	<p>市政懇談会の内容について、現状では毎年同じ人達が似たような内容の提案や市に対する要望を申し出ている。また市側ももう一步踏みこんで対応するという積極性が見られない。会の存続は必要と思うが、主旨、内容など方向性を再検討すべき時期ではないだろうか？セレモニーならいい。</p>
71	<p>・町内の一般市民は、市政協力委員制度を知っている方が多くはない。・会長＝協力員は、建て前では別だが実質は同一であり、そうでなければ成立しない。別々でやっている組織は人材が多くコミュニケーションも良く取れていると思われる。・会長を受けたとき、協力員としての立場もついて来るとは全く思わなかった。・4年目にして思うことは、すべてがルーティンワークとなっておりお互いに淡々と毎年同じことが流れていく。・総会等に出席しても役所側は交替してしたばかりで詳細は前任に聞いて・・・としか云わないし、町会</p>

	側は高齢者で議事進行もままならず良い提案を出す方がいても周囲から白い目で見られて浮いてしまう。まともに出席する気にはなれない。
72	・町会長、福祉民生委員などの横の組織が必要ではないか？・明第1地区は少々マンネリ化している。三役など改選必要では？
73	1. 町会の役員への就任希望者がほとんどいない。その為いったん役員になると、6～10年近くまでの長期就任となる。2. 町会役員ばかりでなく、子ども会役員、PTA役員、消防団員、民生委員、健康推進員などの公共的ボランティア活動者の選定には非常に困難を感じている。3. 原因は社会、経済情勢の影響からか、時間的ゆとりのある人が少なくなっている。4. しかし定年退職者で、時間的ゆとりがあっても自己の趣味などに時間を割いても町会役員などの「成り手」には極端に消極的になっていることが一番の問題である。
74	戦前の隣組制度が廃止され自治組織が生まれたが、行政と切り離れた自治組織はありえない。法的には別組織になっているが実態はかなり一体化している。それでよいと思う。戦前の隣組の形にはもう戻ることは考えられない。私は市政協力委員制度がなくても、行政の情報を排除する考えは全くない。住民のためなら何でも積極的に取り組む。報酬がなくても今までの作業は変わることはない。廃止に問題がなくはない。なぜなら私と考えが全く同じ人（後継者）がでるとは限らない。ボランティアで行っているが、色々な出費が、動けば動くほどかさむことも事実。これを理解してリーダーとなる人が生まれれば良いが、現状手数料は役立っていることは間違いない。
75	町会・自治会によっては市政協力委員を複数配置しているところがあるようですが、その様な複数の市政協力委員は必要ないと思います。町会長（市政協力委員1名）がすべてまとめ各部ごとに役員に協力をお願いすれば出来ることだと思います。
76	自分の勉強不足でもあり市に電話してもたらい回しが多い。市職員もわからず返事もなく終わってしまうこともあります。現在もあります。
77	1. 町会役員になることを避ける方が多い。（無報酬の為か？）2. 市政情報は多いほうが良い。3. 地域に関わる市の施策について具体的理解が難しい。
78	私の経験から市政協力委員だけの仕事なら現手数料は充分すぎると思います。町会長として兼任するとかなりハードになりますが市から市政協力委員そして町会長と、お知らせ、連絡事項に明確さが欠けるのではないかと思います。兼任が望ましいと考えます。市政協力委員と町会長を兼任して行ない町会の世帯数により手当てを決め、町会役員の手当ても市が決めてお支払いいただく。そこまでは望みませんが！！当町会は私を含め7名で運営しています。月2回の会議、その他行事前には数回の会議をし、行事の準備、設営等もします。役員には謝礼をして年額2～3万円お渡ししていますが月額にすると約2千円程度決して多いとは思っておりません。
79	日頃ご苦勞様と思っている。
80	個々の問題について時々相談することがあるが、明確な答えが帰ってこない。

	6年間市政協力委員をやっているが一度も答えがない。個人情報をつたてに答えがない。したがって市役所をあまり信用していない。
81	市政協力委員の活動費（一世帯3000円）を廃止して一律にすべきである。
82	町会の仕事はとにかく多い。働いている若者には無理な活動である。どうすれば適切な役員決めが出来るのか知りたいところである。負担が多いこの会長職、早く任期をおえたいものである。
83	とにかく住民の協力が無い。前会長もそうだが、すべて会長任せ、おまけに民生もやっている。それとなくこなしているが役所が言う市政協力委員の金、民生の金すべてをなくし人を雇ってやればよい。特に震災時なども大変だと思う。先にやったアンケートでは、救助を必要とするに○をした人が全員でした。でも町会においてあれだけ協力が無いのを見て自分ひとりでは何も出来ない。町会組織は崩壊しています。
84	市政協力委員と町会長はいずれも住民のために活動していて結果的に市政に協力している。市政協力委員には手数料が支給されているが、町会長には支給されない。そこで提案するが市政協力委員の手数料は現在の半額にして残りの半額は町会長に支給してもよいのではないだろうか？市政協力委員と町会長を兼任する場合は現在と同額支給する。
85	私達の会長の発言、口調が聞くに堪えない。もっと冷静に和やかな懇談会で終わりたいと思う。市役所の方達も大変だと思う。松戸の今後のプロジェクト構想楽しみです。遅すぎます。財政赤字で大変だと思う。市政協力委員に支払う（経費節減）市側も考えておられると思います。経費削減、他にもたくさんあると思います。松戸のイメージが暗いので早く松戸駅周辺が明るく変わればよいと期待しています。
86	今年も市政懇談会で防犯カメラの事で質問させていただきました。形だけに終わらないように市長さんをはじめ職員の皆さんが一生懸命やっている様子を見せていただきたいです。
87	①「松戸市総合基本計画（前期・後期）」「松戸市協働のまちづくり条例」等々様々な都市計画が企画・推進？されているが、具体的に見える形にあまりなっていない。計画倒れにならず、壮大さは不要、地に足のついた形で進めてほしい。②（率直に申せば）市政協力委員の現況は松戸市と市民の間の印刷物のメッセンジャー役が大半だと思う。現状の形では不要であり、別の形で進めてほしい。
88	広報まつどの各家庭配布等改善はされているものの回覧・通達の件数は多い。特に各家庭に通達が必要な内容については必ず市側で回覧紙として頂きたい。一部通達お願いのみで町会側にて改めて文書作成・配布する例があります。ご一考ください。
89	○市政協力委員制度は廃止の方向に（町会長と兼任が多い事と、協働活動はしにくい）○一町会世帯数は500～600が望ましい。（町内実態把握に限度がある）○市政協力委員の手数料は個人所得でなく町会へ（町会長が必要経費

	を町会より支出してもらおうほうが気遣いが無い)
90	市長の考え方に賛成できないことが各種政策、業務に協力することに何か矛盾を感じる。あまりにも選挙の時の約束を実行していないことに何か憤りを感じる。今の状況では地域主権なんて松戸では考えられない。常識人が市長になってほしい。
91	アンケート調査票の結果を知らせてほしい。それを基に今後の活動の指針にしたい。何より高齢者揃いで若年層の役員に今後役員への指導皆無です。それによって「自治会のあり方」どうなるか？アンケートの結果関心あり。
92	・町会長、自治会長は市政協力委員が同一人が良いと思う。・市政協力委員の活動費、交通費、交際費等の支出は当然必要ですがこの費用を必要とすれば自治会会員は市からの配布、掲示物の事務的処理を実施するのに高齢化の為に大変なことを市は理解してもらいたい。(現在の人ボランティア活動を(自治会、町会)を行う人が少なくなり活動に費用は必要なのかと思う。)
93	市政協力委員は町会長・副会長になると必ずなるように当町会では決められております。協力員に対する手当てについては私個人の考えでは、個人名でなく町会当てに支給されるのが望ましいと思います。個人で頂いて町会のために使うのは3分の2程度ですが他の委員はあまり町会に還元はしていないと思います。町会に使用すると後の役員が市政協力委員になった時困るのでと苦情を云われたこともあります。やはり町会長ではなく防犯灯の補助のように町会宛てに支給されるのがよいと思います。
94	(1) 地区社会福祉協議会に自動的に加入させられていました。会員の資格等の明文化がなく幹部の思いつきで会員の名称等を記載されてきました。市政協力委員が主催的な役割をしていますが事業予算や事業計画等の資料等は民生児童委員等が作成しています。社協の役員は来賓として参加しています。協力するのは良いと思いますが、社会福祉協議会は松戸市役所の外部団体なのでおかしい運営の仕方なので改善が必要と考えます。(2) 防災計画上町会内企業、商店等の町会賛助会員が350人位通勤、勤務しています。住民以外です(3) 役員会月例会の議事録等を役員に配布して担当班長等に伝達するようにつとめています。(会報、広報について)(4) 各種委員や表彰者の推薦は、町会が行いますが任命者が推薦者の指導をして円滑に活動をして下さい。町会長に責任を転嫁しないでください。(5) 市政協力委員は年3~4回位の会合をし、配布物は町会長より少ない市政協力委員の役職だけの手当てとは考えていませんでした。町会長の奉仕は市政協力委員の何倍もの活動事務処理がありますので間然改善すべきです。市政協力委員は町会長になるべきです。(6) 町会長の活動、奉仕等には多大の日時や事務費用を必要とします。他町会の手当等を調査して下さい。結果をお知らせください。
95	自治会の役員が高齢化し且つ若い人が仕事で手一杯。且つ夫婦とも仕事に従事するケースが多く地域に関わることまで余裕のないのが現状。色々な市の協力委員制度を設けるのはよいが、実情は人材を探すのに苦慮しています。・社会

	<p>福祉といった団体が多く（ボランティア含む）あり、それに対し助成金を出していますが、正しく使われているのか？やや疑問視する団体もある気がします。税金の無駄遣いにならなければよいのですが？・町会自治会の活動は防災、防犯多岐にわたって活動すべきと思っていますが、思ったようにはいかないのと話します。</p>
96	<p>町会活動の活性化について私どもの町会でも、町会役員ではない方の参加を得て町会改革委員会を設け、その検討結果を受け、これまで実施して来ております。その目標とするものは「住み良い環境と安心して暮らせる『まち』の実現」とするもので①町会活動の内容や情報の迅速且つ正確な伝達。（広報紙の発行など）②参加しやすい組織づくり（当番制、輪番制）③イベントの復活、実施④運営体制の強化（専門部の設置）などでした。結果として多少の意識の醸成はなされたものの、戸建よりもマンションなどの多いこの地区では実現までの道は厳しいものであります。地域活性化にあたっては、屋上屋を重ねるような組織づくりより町会単位での活動の活性化（近隣との協力はありえる）が必要であると思います。底辺づくりが一番重要なと思うわけです。【市政協力委員制度】委員の手数料支払いは必要ありません。ボランティアとしての活動で十分です。</p>
97	<p>市政と町会の関係についての見直し①町会と市間の直接協定にしてほしい。市と町会との権利義務関係を明確化してほしい。個人収入ではなく町会収入にして変えてほしい。町会長の手当は町会で決めたい。市の仕事を町会全体で受けるようにしたい。住民意見の市政への表明をしやすくしてほしい。②各種委員（注）の委嘱を町会への業務委託の形にしてほしい。委員の成り手がいなくなっている。候補者不足問題を解消したい。縦割り行政を町会内に持ち込む形となっているのでそれを解消したい。委員と町会担当役員との食い違いが生じるので、それを解消したい。（注）防犯指導員、防災リーダー、青少年指導員、高齢者協力員、健康推進員・・・③各種募金の担い手としての町会の役割を明確化してほしい。総会決議で町会費の中から募金との現行の方法を止めたい。個人募金を町会が担うことは不可能であり、別の形でやってほしい。それができないなら、町会費からの募金を公金化してほしい。社協についても個人会員の入会を町会が担うことは不可能。社協会費を町会費から拠出することを公式化してほしい。④行政の末端組織としての位置づけを明確化してほしい。任意組織である町会は組織率が低下傾向にあり、それは不可避である。町会員の会費で住民全体が受益者である活動を行うことには疑問がある。町会活動費の一部を資金で補填してほしい。</p>
98	<p>【活性化】東日本大震災の記憶が生々しいうちに、防災訓練を町会・自治会で活発化することでその活動を活気づけることができると考える。 【市政協力委員制度】これに関する立派な規約などがあるにしろ、この制度が立ち上げられた背景には新聞折込料に比べ手数料の方が、経済的であるからという極めて侮蔑的理由があったと聴く。これが事実とすれば動機不純につき</p>

	<p>即この制度は廃止すべきである。以上が単なる風評であったとしても既に発足して58年経過しており全面見直し、廃止（ネットなど他の方策を検討）する方向で検討すべきである。○去年春の「江戸川クリーンデー」の際堤防、河川敷の草刈がなされていなかったため、実質上ごみ拾いの活動ができなかった。11月4日予定の市主催の防災訓練は本庁地区運動会と重なってせっかくの訓練に余り人員を動員できない町会・自治会がある。弁解は耳に入っているが、このような魂の抜けた行事企画は許し難い。猛省を促す。</p>
99	<p>私の町会では、会館及び公園があるのでお花見、グランドゴルフ、公園の清掃、（主に草取り）</p>
100	<p>・高齢化に伴い町会運営もなかなか若返りがなく益々行事をこなすのが大変になってくると思う。・市政協力委員制度は町会の運営に関わっているとかなりの自費を（通信費等）必要とするので手当は必要とする。・市からの回覧、掲示が少し多いと思う。特に社協関係の回覧等、個別に配布するものの苦情がでてくる。年3回配布を2回位にできないか？</p>
101	<p>市政協力委員、防災リーダー、民生委員などの役職について引き受けてくれる人がいないため兼任などしている。サラリーマンなど現役の人は特に、引き受けていただけない。国の制度で公的な活動に対して支援制度ができないか。勤務時間内の参加など。退職後の65歳以上でないと引き受けられない状況で高齢者が多くなっている。防災リーダーなども30～50歳台の活発に動ける人が相応しい。</p>
102	<p>・当町会では、独自に会館をもっているが倉庫がないので防災用備蓄ができない。そこで、第一避難所である公園に防災倉庫を設置させて頂いている。しかし3日分の食料や用具の備蓄をするには倉庫が小さくて十分とはいえない。何とか防災倉庫の設置について市の支援を受けたい。・第一避難所に集まった避難所住民が学校等に避難した場合当該学校等に物資が備蓄されてないところが多いと思われる。備蓄物資を貯蔵する学校をふやすことができないだろうか？</p>
103	<p>【町会の活性化について】町会活動は、役員の資質に依存するところが大きいです。現行の役員選出の慣行からすると、持ち回りや順番で取り決めているところが大半と理解していますが、このことが、事なかれ主義と先送り処理になってしまう元凶と思われますので、町会の法人化を促進し、法人化町会と非法人町会への補助金等に格差を設けることで、法人としての適性運営に努めさせることが緊急課題であると存じます。法人化により会則等の整備を完備し、役員の選出方法、任期、手当、専決事項、予算決算の原則、会務の公平公開の原則、等々を行政として指導し、町会は着実に適性に履行することが重要と考えます。此のことは連合町会や社会福祉協議会でも真摯に受け止めてもらいたい課題でもあります。市民が会費を拠出して町会運営が成り立っている以上、税金と同じ理念で運用すべきであり、会員個人の議決権も保障されるべきであります。連合会や社会福祉協議会の役員が、順番で出てきた町会長が就任して</p>

	<p>一年で交代するようでは何が期待できましようか？連合会や社協の会長や三役が会の議決も経ないで、事後報告で決定され、任期も定めず、長きにわたりその地位にあることは如何なものかと思ひます。松戸市傘下の各種団体においては、市民の参加意識を高める意味で代議員制度を導入し、議決権行使の基準を定めてはいかがですか。</p> <p>【市政協力委員制度について】町会の会員数の大小にかかわらず、一名とし、配布手数料は町会宛とすることが望ましいと思ひます。市政協力委員を含む他の制度委員については、委嘱条件として松戸市の行う研修会の修了者に限ることとしてはいかがですか？各町会が推薦者の経歴書も貰わず「頼むよ」で推薦しているのが大半でしょう、果たして制度委員としてふさわしい人物とは考えられない方々も見受けられ、結果として員数合わせに過ぎないと言われる由縁です。国民、市民を育成することは国家の仕事であり、町会はリーダーを育てることでもあります。その後押しを松戸市にお願いしたい。市政協力委員に無記名で調査を依頼すること自体、信頼関係の欠如と思ひれます。責任ある回答として、私は署名いたします。〇〇町会長 ○ 〇〇</p>
104	<p>会館が絶対必要だが、色々な名目で市から助成を受ける場合書類の作成が大変で、取り組みが消極的になる。(防犯・防災) 市政協力委員の手当を町会予算に組み込み利用する方法に決め手がない。小さな町会では町会に対し支給。町会役員数名を推薦、分割支給する方法はどうか？市から色々な問題で町会長に提起されるものがあり確かに地域の問題ではあるが、最近地域＝高齢化が進み疲弊してきている。市の担当部署の人々の努力は認められるか、地域の対応能力がおちてきていることも考えてほしい。</p>
105	<p>①市政協力委員は町会長のみとし、町会全般のとりまとめをする方がよいと思う。(地区によっては町会長以外の人になっているように聞いているがおかしいと思う。) ②町会長は非常に重労働であることを認識してもらいたい。多少の手数料でも支払うようにしないと町会長を引き受けてくれる人がいなくなってしまう恐れがある。</p>
106	<p>防災関係の組織化ができていない。現在の地区役員の「組織化に対する意識」ではなかなか機能しない。防災について市も実情を把握し、アドバイスすべきではないか。</p>
107	<p>町会長と、市政協力委員が同一という自治会が95%以上で、手数料は現在の活動では個人に用途を任せ報告義務もないので全額を自治会に納入し自治会費として使われたりバラバラで、一所帯300円という根拠もわかりません。最低限の同一金額でも問題がないのでは？私は自治会長と別にするのか、同一にするのか明分化したほうが良いと思ひます。また手当も世帯数ではなく統一して何にどれくらい使うのか？精査すればもっと抑えることが出来ると思ひます。正直言いますと私は市政協力委員は初めてで一応公金ですので使いみちは交通費、駐車場代、寄付、協力金等ですが、当たり前のように私的に使用してしまえば出来てしまう。もっと大切な使われ方を我々や市の方々と考えてい</p>

	<p>かなければなりません。このやり方はそろそろ限界ではないでしょうか？小金地区連合町会世帯数は約15,375世帯で4,612,500円が支払われている計算になり、このお金を連合町会の為に用途がはっきりわかるような使われ方をしたらいかがでしょう。特に最近では防災に力を入れる町会・自治会が増えています。これからも市政協力委員として出来る限りの仕事をしたいと思えます。</p>
108	<p>このアンケートから記入者がある程度特定できるよう誘導されているように思えます。残念です。担当者が直接来てくれればもっと把握でき、現状が理解できると思います。</p>
109	<p>市政協力委員は、問15にもあるように市が直接行う業務と町会等に担ってもらい役割を実態・実情に合わせて整理し、再構築すべきです。委員には町会等への未加入住民へのサービスも想定されていますが、クリーンデーやゴミの分別収集に協力しない方などほとんどで、委員一人での対応は無理です。町会から独立した形で想定されている市政協力委員は現実的ではありません。町会役員の一員として窓口的役割という立場でないと、各種業務の遂行は難しいです。また、町会役員の一員という立場、豊かでない市の財政を考えると、個人への事務手数料支払いは不要で良いと思っています。最後に町会の現状は、子ども会、老人会の世話役がいなくなったため数年前に解散したままです。また、昔に比べ、働く女性や定年後の再雇用などで働いている方が多く、日常的な活動を担える町会役員の確保が難しい状況にあります。</p>
110	<p>○敬老の日のお祝いとして市からは何の補助もない。米寿とか白寿とか節目の人だけでもいいから記念品等補助してほしい。○市政協力委員の手数料も町会の為に使用している。各種行事の祝い金、町会員の葬儀、近くの町会の祝金等使用しています。自治会活動に必要であり廃止は困ります。○専用の集会施設がなく、明市民センターは会議場所が少なく、利用団体が多い為予約が取れにくい。会議場の多い市民センターを増築してほしい。明市民センターは、エレベーター施設がなく足の悪い人もおり使用不便です。</p>
111	<p>・町会・自治会地域活動は、個人ではできません。世帯数に大小の違いがあっても組織力が必要です。市政協力委員、町会長、個人に給付される手数料には問題があると思います。・23.3.11東日本大震災時、弱者は高齢者、子ども達だけではないのです。地域活動（町会など）未加入世帯（近所付き合いがない）の方々が弱者になっていました。</p>
112	<p>・組織率50%の現状で、地域と市行政との関係は町会経由では限度がある。・ボランティアの本部役員の成り手がいないため、任期が長くなり苦勞している。・地域の質。向上のために、ボランティアに求めるのみでなく、市職、市議も地域で実践的行動をすべきである。特に未加入者への対応は自治会活動の範囲外であることを十分に認識されたい。・防災上の安全確保のために、各個への対応は町会以外にも市職・市議の実践行動がもとめられていよう。</p>
113	<p>○市政懇談会で要望した政策課題が実行されず不満の声が多い。○児童の通学</p>

	<p>路の安全確保の問題は緊急の課題だと思うので、現場を視察して早急に対策を講じてほしい。毎朝交通誘導をしている。○手数料の支給制度を明確化するために町会・自治会に支給し自治会の裁量で処理するほうが透明化する。</p>
114	<p>・松戸市行政と地域のリーダー（自治会長）との協力をより深化を・社協（松戸市、地区）や防犯、環境美化活動は「松戸市」が主導して”この街・松戸”よりよくしていくことにもっと熱心な姿勢を見せて欲しい。・「市政協力委員制度」57年の歴史を誇り、大切に。より良い方向（100年）を目指し”イノベーション（改革、改善）”を！！・「地域協議会」なるものに「松戸市・市議会議員」を参加させることには、賛成いたしかねる。（選挙の為に徐々になってしまっていくのでは）？・「松戸市」は”市政協力委員制度”を本当に必要とするのであれば、まず、「松戸市」の上層部がその姿勢・姿を見せてほしい。・「市政協力委員」が多すぎる。名ばかり「市政協力委員」では困る。自分の”マンション”の市政協力委員だけでは、困る。（管理組合の理事長のままで良いのでは。）そのマンションの周辺や「松戸市」のことを考えてくれるような方であれば良いのだが？・”地区割”（12地区）は不要では？地区長会もあまり意味が薄い。・急ぐことはない。我々の後を引き継ぐ次の世代の為に各地区の現市政協力委員の方々の意見を聞く会を作っては（市・行政と地域をより協同させるための工夫を）</p>
115	<p>活性化について・・・連合会として大きな組織になり上部役員による運営になると、個々の町会・自治会が死に体になり不活発になる可能性がでてくる。個々の町会・自治会の自主的運営、活動を尊重し近隣町会との交流・連携等を図り、場合によっては災害対策、それに伴う訓練等を協働すべきと考える。</p>
116	<p>①問15にあるように町会との関わり、会話の機会を持つことは重要。Aそうすることにより、施策運用の活性化につながる。（例、災害時要援護者名簿作りに際しての町会単位での作成と協力）。B高齢化社会に対応する上での地域、マンパワーの利用。C防災に関する町会ごとの温度差の把握と対応。②福祉関連での経験だが行政が縦割りの為サービスを急ぎ必要としているものが受けられないが、課を横断できるしくみ、垣根を低くする進取的発想がほしい。目立たず、ミスらず、逆らわず公務員の三戒は分かるが・・・③市政懇談会があったが、市長は眠そうで真剣に聞いているのか？どれほど市政、行政、当自治体を考えているのか疑問？（思想関係なく）病院建設の自前言説にしか関心がないのではないのか？④市政懇談会に関して交通不便の千駄堀に1.5倍のモノの建物建設、運営とのことだが、そこにくる方達は、スポーツセンターに行く元気な方々ではない。交通弁に関し、かなりの工夫・利便性を持たなければ赤字・税のgori押し使いに（それに関する説明は不十分）。⑤上記のような行政・施策の勧めでサイレントマジョリティが増加し、結果行きづまりとならないようでありたい。 ○○自治会会長 ○○</p>
117	<p>明第1地区で社会福祉協議会の主導の元「地域助け合い運動のアンケート調査」実施</p>

	<p>1、実施中アンケート調査の使われ方やその他の対応に疑問が生じ結果責任の追及があった。2、個人情報保護法が飛び交い多くは収集不可能であった。他諸問題もあって当町会では40%の回収であった。全体で50%前後かと思います。この例をとっても最終的にどうするのか、何を目的とするのか全く明確化されていない。(予算があるので何かしなければ)と安易な考えで行っているのでは・・・地域に対し何か行動するには行政機関(役所、消防署、警察署)が一体となって市政協力者等を光導する行動を充実しなければならないと思います。</p>
118	<p>市政協力委員は300世帯/人を目安に選出する様に指導されていると聞いていますが、600世帯以上でも1人しか選出していないところもあるようです。1,000世帯以上を1人のところもあると聞いていますが、これらは300円/世帯の手数料が目当てだと思います。300円/世帯の計算だけでなく、上限10万円等の制限を設けて委員の選出数増やしてください。市政協力委員=地区社協評議員、となっており委員の仕事(取次ぎ事務等)より社協の手伝いの方が忙しく人手が必要なのです。</p>
119	<p>今後町会の役割は、大きくなっていくと思います。特に災害時等は必要性が増すものと思います。反面町会活動に無関心な人も多くなっており、役員の手も少ないのが現状です。今後役員選出方法の検討、PRの方法等課題も多くあります。また、市政協力委員制度について市とのパイプ役等必要なことと思いますが、業務を町会・自治会等に委嘱する方法もよいかと思います。(多少の費用を町会に支払う)</p>
120	<p>以下を提案する。(1)市内の巡回バスの運行:特に市の公共機関の間を連絡できる経路の設定。(2)ワンストップオフィスの意識の啓発:例えば防災訓練について実際の消火活動などの窓口は消防署。組織等については防災課と、市民としては役割分担がはっきりせず戸惑う。消防署員は消防に関する事だけは理解しているが、防災として範囲が広がると全く理解していない。(3)市政協力委員相互の交流をもっと活発になるような制度を作ってほしい。</p>
121	<p>設問にもあったが、町会・自治会の会長が市政協力委員を兼ねることについて申し上げたい。結果として兼務で選出されたのであれば致し方ないが、制度的に兼務を義務づけることに反対します。</p>
122	<p>①春は桜祭りに町会として役員・班長・住民の方々が協力参加している。夏は連合町会盆踊りとして参加。秋は芋堀大会200人以上お方々が参加している。各町会の特徴を活かすことと思う。②市政協力委員と町会長は一人のほうが良いと思う。市政協力委員では町会の細部が見えない。上から目線。町会長は色々のことで細部が見えます。住民との温度差が少ない。③市の広報、市の印刷物等は趣旨を把握するよう努めます</p>
123	<p>マンションの会長(理事長)は、区分所有者の財産(建物)管理という法的に義務化された重大な任務があり、会長=市政協力委員ということでは業務負担が過重となり、成り手の確保ができないのが現状です。私の住んでいるマンシ</p>

	<p>ョンでは、自治会業務の継続性を確保する為8年前に規約・規定を改正して役員の任期を1年前から2年に改正しましたが、それ以降、就任期間が1年を超えた「会長」はいません。他の役職を1年経験した後会長に就任するため毎年「会長」は交代しています。また、居住している区分所有者の負担（自治会業務への参加）を平等化する観点から、役員未経験者を優先的に役員に指命する「選挙管理細則」があるため、自治会の対外的な業務にまったく精通していない方が会長に就任する場合があります。マンションの居住者が高齢化しているとは言え、まだリタイアしていない方も多く、このような方にとって「勤務」、「会長」、「市政協力委員」の3役をお願いすることは無理だと思います。</p>
124	<p>標題については、地域地域に各担当者が出向して最も身近な意見等を聴取しながら方策を検討すべきである。現況では市政協力委員は役所からの配布物の依頼、その他お願い事で動かされているような感がある。役所内での縦割りばかり主張することなく横の連絡を密にして配布物の日取りも月に3回位に決めれば毎日に近いような配布依頼のないようお願いしたい。このような事が自ら活性化につながっていくことだと思っております。</p>
125	<p>いつも町会活動にご指導・ご支援ありがとうございます。1年に満たないものの意見ですが記入させていただきます。①町会の課題として、単体の会としての活動と連合体の活動の整理がつきません。特に連合体の設立趣旨や活動目的が理解しにくく居住者への説明に苦慮しています。②市に期待することとして、地域の視点にたち施策の関連部署が連携した上で、地域に情報を流したり活動協力依頼をしていただきたい。③市や各地域、各団体の担う役割をその都度（総会や各行事の際）明確にするとよいのではないのでしょうか？</p>
126	<p>たぶんどこの町会も直面している役員の高齢化と、自治会活動の活性化という相反する問題をフリートークで意見交換できる場があるとありがたいと思います。</p>
127	<p>今回の町会・自治会と市のパートナーシップに関する件については、検討委員会が設置され既に10/2までに4日にわたり検討が行われているようですが、今回初めてその存在を知りました。各地域の代表として地区長の方々が検討委員会に出席され現状の把握、問題点、対応策を含め多数に渡って検討を進められているようですが、町会長、自治会長、市政協力委員にはどの様にして事前協議、事後報告等が行われているのでしょうか？聞くとところによると町会参加率も当初90%強あったものが現在75%をきるとのこと。その原因は町会の会報が発行されず、また、町会として町会費に見合う納得できるものがない。個々の意識の変化等々様々な問題もあると思いますが、その原因の一つに高齢化の問題があるのでは？独居が増え町会や市の行事に参加したくてもできない。こんな方々が1/4を示してくる状況の中で上物を新しくしたり商店街をきれいにしたり等々の検討でよいのか？・・・市立松戸病院もやっと決まったようですがその間多くの医師や看護師の方々が退職されているとの話も聞こえてきています。もちろん、自分達の町は自分達で、地域の問題は地域で</p>

	も大切なことであり、やらねばならない事との認識をしているつもりですが、現状の動きでは本当に地域に密着した行政ができるのか疑問です。
128	当地区は、11単位町会が合同して連合町会を立ち上げ、祭り、盆踊り、運動会、防火、防災パトロール他、地域内の町会が互いに協力、連携して活発に活動している。活性化については、大部分の町会員の協力を得ている。しかし、既存の古いアパートに転居してくる住民が町会への入会拒否（町会費未払い）、ゴミ処理の問題等で近隣との軋轢が生じ問題が多い。
129	市政協力委員は、町連、防犯、運動会、社会福祉協議会、高齢者支援等に協力すべきである。
130	市政協力委員の手数料について：市政協力委員の活動は、町会の活動と区別することは難しく、市政協力委員個人に支払われるため、町会の他の役員の理解が得にくい。市政協力委員個人ではなく、町会等の団体に手数料を交付してはどうか？
131	市政協力委員制度そのものは、市政協力委員を町会等の会長が兼務しようが別人が担当しようが、この問題はその団体内の問題だと考えます。要は会長なり、市政協力委員が、その所属団体の為に活動しているか否かの問題と考えます。制度は存続可と思います。ただ、現状での課題は市政協力委員が本来の業務外の事も担当させられる点にあります。例として市政協力委員は全員地区社協評議員であり、さらに全員ではないが市社協の評議員になられる方もある。選挙管理委員会の「明るい選挙推進協議会」にも市政協力委員が入る等、市政協力委員地区会には多くの選挙依頼がある。これは市民の声を聞くためとはいえ、市政協力委員に依存しすぎて気づいた人は早めに辞めてしまうのではないか。市政協力委員の制度より市政協力委員の環境整備を要望します。
132	当自治会でも高齢者・独居の世帯が増えてきている。その為民生児童委員を初めとする公的機関から委嘱された各種委員と自治会内の福祉部長その他の役員が絶えず連絡を取り合っている。最近も一日遅れれば孤独死になるのを防ぐことができた。その一方で肝心の高齢者等の所謂社会的弱者の完全な把握ができないのが悩みの種である。個人情報守秘も大切なことではあるが、市役所でもっている名簿等の情報を条件付でもよいので是非提供をお願いしたい。
133	○年1回の市政懇談会だけでなくテーマを決めての打合せ、情報交換会があればいい○市の行政面での情報の発信が少ない○課長クラスとの会話をする機会を要望する。
134	（市の組織の改善 縦割りの是正）市から町会への指示事項を統括し、町会からの提議や要請を受付け、必要に応じて担当部課と町会を招集して協議協働を主催する部署をつくることを提案する。現存の支所や地域振興課の行っている担当部課への取次ぎではなく、組織横断的で他の部課にも影響力を行使できる権限を持ち、縦割りの弊害を克服できる部署。部長級の人材複数で構成し、現況や慣例等に縛られない広い視野で各部課と調整し、迅速に対応できるようにする。必ず事案に対する保守的な対応、棚上げや解決遅延が減少し、現状改善

	<p>や斬新な企画が実るようになるだろう。</p> <p>(市政懇談会) 提議事項が事前調整され、懇談事項の多くが聞き流されて詰められていない現状では、存続の意味がなく廃止すべきである。協議の場として生かすなら根本的にあり方を再検討</p> <p>(市政協力委員) 現状では、行政の上意下達や、社会福祉協議会、防犯協会への協力が職務の主軸であり町会長で事足りる。身分的にも町会長が手掛けて齟齬はないはず。市への連絡、要請も町会長の仕事。市政への献策や協働に活用したいなら、見識高く企画に長けた少人数の構成に変えること。必ずしも町会と連結する必要はない。地域単位で選考すればよい。</p> <p>今後の市政では地域依存が進行する。環境、福祉、防災防犯等で行政の自己完結は不可能。町会等が実働の多くを担う。実働に即したシステムを創造するには、企画の段階から協働が必要である。市政懇談会も市政協力委員もこの観点から見直す必要があると思う。市の職員はよく働いている。その努力をいかすようにリードするのが幹部の役目と思う。</p>
135	マンション、アパート建設届け時に市より所属町会になるべく入会するようにアドバイスして欲しい。
136	市は、市内全域を公平に整備を目指すのが普通ですが、松戸市仕様、また千葉県仕様など松戸市の道路は歩道が狭い場合は片側にするとかの規制もない。狭いなら狭いなりの工夫で一方通行も含めて子ども、老人を守るような道路整備をお願いしたい。
137	<p>・直接民主制度を地域の問題解決の期間としての位置付けにもっともっと改善すべきと思っています。・市政懇談会が市議会の補完的な位置付けに思えるが？ (1) 開催回数増を望む (年2回以上) (2) 時間が短い (3～4時間) (3) 開催したという実績 (スケジュールでなく) 内容的にもっともっと行政と地域が近づくようになると良いとおもっています。(4) テーマ (問題別、課題別) に年4回程度交流会の開催。*日常的な地域の活動と役所の役割の交流を望んでいます。パイプのつまりをなくして・・・流れを良くする為に・・・地区長と相談して、各地区市政協力委員会議の開催定期化 (年4回以上) を望みます。・全市的な市政協力委員の活動交流の場 (年2回位の開催)、春・秋期を希望します。・全市的な市政協力委員の研修会の開催を計画してください (年2回程度)</p>
138	<p>○市政協力委員について、私が市政協力委員になったのは32年前で、当時は宮間市長で (市長を囲む会) 実に充実した会議だった。市の各部長、課長が一同に会し委員よりの要望を瞬時に決定、実行、委員は満足し且つ権威があった。19年以後会議は言いつばなし、聞きつばなし、「要望は直接担当課に話してくれ」となり各課に話しても受付順にやる。それからは委員の権威がなくなり失望する。会議もワンパターン、マンネリになり委員全体の横の連携、連帯がなく市よりの回覧、掲示の取次ぎだけでは意味がない。また、委員手当は個人ではなく、自治会に支給する、個人に支給するから廃止などの陳情が出る。私</p>

	<p>は個人への支給は反対です。</p> <p>○地区会について、明第1地区会は極言すれば、委員同士の横の連帯がない、加えて会議もマンネリ活気がない総会。市政懇談会等々また地区運動会について全世帯20,780戸、1世帯最小2名として41,560人、毎回参加者は200~300人。実に全体の0.48~0.72%、1%未満。各自治会の運動会より少ない。市より20万円、明第1社協より10万円、市政協力委員より1人3,000円(138,000円)総計438,000円、費用対参加人数、行事を新たな発想で改善しないと費用の無駄使い。何処に親睦があるのか、某会長の話では自治会より参加者がいても送り迎えに、昼食代等出して参加してもらおう等、一考を要す。</p>
139	行政が住民(市民)に行わなければならない事と、住民(町会・自治会)が行うことの明確化。
140	町会長の負担がふえないようにお願いします。

3 選択肢「その他」記載内容一覧表

番号	問2 その他（就労状況）
1	役員（会社・法人）
2	趣味の団体リーダー
3	団体役員

番号	問3 その他（推薦団体での役職）
1	防災・防犯
2	副会長
3	当初は副会長、現在は会長
4	管理組合理事
5	元会長、現在連合会広報部、地区社協の広報部長
6	相談役（前自治会長）
7	運営委員
8	マンション管理組合理事
9	顧問 相談役
10	副会長
11	自治会監査役
12	会計
13	自治会会計
14	副会長
15	副会長
16	監事
17	町会部長
18	顧問
19	町会副会長
20	区長
21	会計部長
22	副会長
23	事務局長
24	副会長
25	副会長
26	副会長
27	副会長
28	副会長
29	副会長
30	副会長
31	副会長
32	会計

33	区長
34	会計部長
35	副会長
36	副会長
37	副会長
38	事務局長
39	防災部長
40	監事
41	副会長
42	副会長
43	会計
44	理事
45	相談役
46	理事
47	町会顧問
48	町会副会長、防犯部副部長
49	部長
50	管理組合顧問
51	副会長
52	建物等修繕専門委員会副委員長
53	事務局次長
54	副会長
55	副会長
56	福祉厚生部
57	副会長
58	専門委員会委員
59	副会長
60	副会長 総務
61	町会相談役
62	副会長
63	副会長
64	副会長

番号	問3付問 その他（会長が市政協力委員になる必要性）
1	各町会、自治会で都合のよい方
2	会長に10年以上ついている場合は、他の人がなったほうが良い。
3	自治会の実の統率者がよい
4	町会規約にて明確に規定されている。

5	町会・自治会活動は、ボランティア活動で、民生委員や市政協力委員のみが、市から手数料収入を得ておりボランティア活動システムのバランスを攪乱してしまっている。少なくとも市政協力委員の手数料は、町会・自治会への振込みとし、個人所得とすべきではない。
---	---

番号	問4 その他（市政協力委員の交替制）
1	75歳定年交代
2	任期2年、本人の意思で選挙による交代
3	マンション管理人が代わるまで

番号	問8 その他（1）イ 回覧用文書の処理方法
1	回覧では回るとは限らないので部数を複写して全戸配布している。
2	副会長と分けて配布している。
3	会議で配布。あるいは、役員に届けてその人が組長に届け回覧
4	マンション管理人が配布
5	1階ロビーに掲示。昔回覧したが、住民より面倒で止めろとのこと
6	理事長に届けて掲示等で連絡する。
7	マンション管理人さんに届ける。
8	掲示板に貼りだす。内容によりコピーして全戸配布する。
9	会長の所で他の回覧物と一緒に仕分けし、庶務担当役員がブロック長に届ける。
10	理事長の許可を得て管理人にお願いして回覧板で順に回す。
11	必要に応じて会議で報告する。
12	事務局処理（自治会事務局）
13	連合町会で特に回覧はない。
14	自分も含め役員と分担して届ける。
15	掲示板に貼るくらい。（色々回していたら次回分までに返ってこない）
16	自治会事務局で対応
17	自治会事務局で配布している。
18	町会内、市政協力委員（3人）をまとめ、全体を3人で手分けして班長に届ける。
19	マンション管理人が配布。
20	町会長宅に届けそこからブロック長へ
21	単位町会の担当
22	町会業務として処理している。
23	「月例の自治会」にてその要点を説明の上、各班長（約30人）に必ず渡しています。（回覧・掲示するよう）
24	管理組合の管理人に届け、管理人が各階のフローア一当番に届け回覧する。

25	管理人に任せる（マンション）。
26	自治会事務所で配布する。
27	事務局で配布
28	管理組合の理事会の担当理事に処理を依頼している。

番号	問8 その他（2）イ 掲示用文書の処理方法
1	副会長と分けて掲示している。
2	掲示板がない。
3	会議で配布。あるいは役員に届けるか自分で掲示する。
4	マンション管理人が掲示
5	自分及び掲示板に近い役員に掲示を依頼する。
6	管理人が掲示
7	町会定例会の時、町会役員に報告する。
8	マンション管理人さんに届ける。
9	会長の所で他の掲示物と一緒にして庶務担当役員が掲示する。
10	理事長の許可を得て管理人が掲示する。
11	管理センター管理人による掲示
12	事務局処理
13	管理人に依頼
14	管理人に依頼
15	自治会事務局で対応
16	一部自分で掲示、他は役員が取りに来る。
17	自治会事務局で配布
18	町会内、市政協力委員（3人）をまとめ、全体を3人で手分けして掲示。
19	マンション管理人が掲示する。
20	掲示する。
21	単位町会の担当
22	管理会社の管理人に届け管理人が掲示する。
23	副会長（市政協力委員）と掲示している。
24	当マンションでは掲示板の管理は、管理人が行うことになっている。市から送付された掲示用文書は市政協力委員の指示で管理人が掲示する。
25	管理人に任せる（マンション）
26	自治会事務所で掲示する。
27	事務局で配布
28	回覧用文書同様理事会担当理事に対応を依頼している。

番号	問9（5） その他（総会の開催）
1	2年に1回

2	2年に1回
---	-------

番号	問9(8) その他(集会施設の確保)
1	連合会の会館
2	神社社務所
3	個人の建物
4	団地集会所

番号	問15 その他(町会・自治会と市の協力関係を構築する取り組み)
1	町会が行っているよいもの等市より知らせてほしい。
2	町会が市の下請けになっては意味がない。自律共同の関係が望ましい。
3	支所の職員がよく対応してくれるので助かります。
4	21世紀の森の維持にかかる税金使途の無駄使いと市が保有する意味と必要性及び市の体力を考えること。
5	敬老会の支援を市は廃止したが理由がわからない。
6	土日も対応すべき。
7	自治会の事務内容を市は把握すべき。
8	市政と町会・自治会との活動の連携とは
9	市は事業を計画し書類を作成することも必要かと思いますが、現場は町会に任せるのが気になる。自助自助でなく公助にも力を入れてほしい。
10	町会の内容により考えが違う。
11	市役所職員はもっと、責任を持った対応をしてほしい。逃げることしか考えていない。
12	役所が全部やればよい。
13	居住する地域の町会・自治会に所属するよう奨励すること。
14	防犯などの旗、切れて、ないところが多い。
15	事務所がないのは不便
16	市役所に相談、伺ったら親身に乗ってほしい。
17	住民の問題(困ったこと)に担当職員はきちんと対応してほしい。
18	市職員・OBの町会業務への協力
19	町会が活動しやすい制度をつくってほしい。
20	各種陳情の際、担当部署の対応は形式的、慣例主義的で誠意が感じられないケースが多々ある。陳情の内容にも拠るが、対応できないケースでも誠意ある対応というものはある。

21	現状でよい。
22	組織率50%への対応を考える。
23	12地区の”地区割”を改良していくべき。地区わけは不要では？松戸駅周辺と。松戸新田、稔台、胡録台、と同一にして考える時代はもう過去のことは？
24	市職員が市の役割を理解し、地域住民に責任もって関わること。
25	個人情報の開示を検討して欲しい（町会、自治会、民生委員等へ）。
26	警察、消防と協力関係が必要
27	市と町会双方が自身の役割を認識し、報告、連絡、相談、支援依頼等の区分を相手に明確にし対話すること。
28	市政協力委員が責任を明確にすること。金銭をもらっているのだから。
29	市組織の改革
30	市職員が居住地の町会活動にもっと積極的（イベントを含む）にOB・OGが参加すべきであると思います。

番号	問18 その他（事務取扱手数料の使途）
1	町会内の各部会の旅行や盆踊り等祝い金や寸志等町会長として支出。年間数10万円にもなる。
2	資料配布用自転車等の購入に使っている。
3	ほとんどが、プリンターのインクなどでなくなる。ほかに飲みニケーション
4	自治会、町会等の相互祝儀等にあてる。
5	今年度委嘱されたばかりでわからない。
6	管理人さんへお礼の品を届けた（半分）。
7	自治会に全額を入れて、一般会計予算に半額を入れ、後日自治会により市政協力委員に半額を支払う。
8	まだもらっていないが自治会活動に使うつもりです。
9	連合組織や地域活動に自動的に入金させられ、会議参加費も個人負担。
10	本部役員への還元を常としている。
11	7人の女性役員に配分：2万円／人・年、盆踊り：2万円、祭礼：2万円、18万円／28万円+パソコンやガソリン代など
12	個人所得だが、年1回役員で会食をして労をねぎらう。

4 アンケート調査の実施体制

【町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会】

区分	名前	所属・役職	備考
市政協力委員連合会	原田 光治	本庁地区 地区長	
	池田 眞也	明第1地区 地区長	
	松川 正	明第2地区 地区長	委員長
	篠田 章	矢切地区 地区長	
	渡部 栄綱	東部地区 地区長	
	恩田 忠治	馬橋地区 地区長	
	安蒜 正己	常盤平地区 地区長	
	井上 一	五香六実地区 地区長	副委員長
	中沢 卓実	常盤平団地地区 地区長	
	大塚 清一	小金地区 地区長	
	木村 正男	小金原地区 地区長	
	渡辺 仁	新松戸地区 地区長	
学識経験者	福留 強	聖徳大学名誉教授・生涯学習研究所長	
	波田 永実	流通経済大学 法学部教授	
	関谷 昇	千葉大学 法経学部准教授	副委員長
市職員	川上 良雄	松戸市 市民環境本部長	
	小沢 邦昭	松戸市 市民環境本部 市民担当部長	

【事務局】

松戸市 市民環境本部 市民担当部 地域振興課 市民自治検討担当

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

TEL 047-704-4008

FAX 047-366-2447

メール mshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp